



欧米主要国の中小企業向け政策金融

～ 制度の違いを生み出す背景～

- ・ フランス
- ・ ドイツ
- ・ 米 国
- ・ 英 国

はじめに

このレポートは、欧米主要国（フランス、ドイツ、米国、英国）の中小企業向け政策金融制度について、直近の実態のみではなく、その制度が生み出された背景を、政治・経済的要因や歴史的経緯を踏まえて調査したものである。なお、現在の制度と最近の動きについてもまとめている。

本調査の実施及びレポートをとりまとめるうえで留意した点は以下のとおりである。

（１）政策金融制度の違いを生み出す背景に着目

欧米主要国においては、わが国と違う政策金融手法がとられているケースもあるが、それはそれぞれの国が歩んできた歴史的経緯、政治・経済的環境が異なるためと考えられる。

このためそれぞれの国において異なった政策金融手法がとられている背景に着目して調査を実施した。

（２）中小企業向け政策金融における特徴的な取り組みについてのとりまとめ

各国の中小企業向け政策金融において特徴的な金融手法、コンサルティング、情報提供機能についてまとめた。

（３）幅広いヒアリングの実施

政策金融実施機関はもちろんのこと中小企業者、中小企業団体、政府（監督官庁）民間金融機関などに幅広いヒアリングを実施し、各国における現行の政策金融制度に対する意見を聴取した。

統計上の制約もあり、必ずしも十分な調査ができなかった点もあるが、現在で可能な限りの客観的な報告とした。なお、本レポートは株式会社野村総合研究所への委託調査の結果をもとに中小公庫総合研究所において編集を行った。

本レポートの作成にあたって様々なご指導、ご助言をいただいた中央大学根本忠宣助教授に感謝申し上げます。

（総合研究所 欧米政策金融プロジェクトチーム 正木隆行 田原宏 久保田典男）

要 旨

各国とも中小企業のプレゼンスは高く、経済活性化やイノベーションの源泉、雇用の維持・創出の原動力と位置付けられ、政府は中小企業政策を重視。政策金融はその柱の一つであり、「民業補完」をキーワードとする保証や融資による支援が中心。歴史的に市場重視の英米と異なり、独仏では政策金融（中央政府ベース）の中小企業向け貸付に占めるシェアは高い。

欧米では政策金融に民間金融機関を仲介させる保証や間接融資が中心だが、直接政府機関との取引を望む声があるのも事実である。最近証券化、情報提供と、支援策は多彩多様となり、中小企業支援策をより良いものにしようとする強い意志が感じられる。

第1章 フランス

中小企業のプレゼンスは、従業員数で見ると、ドイツほどではないものの、英米は上回っている。政策金融の手法は、政策金融機関 BDPME による直接融資（民間との協調融資）と保証の2本立て。これらを合わせた事業規模（フローベース）は5千億円弱程度だが、協調融資や部分保証が採用されていることを考慮すると、政策金融によって中小企業が調達した資金は1兆円規模と推定される。BDPME の推計によると、中・長期貸付（フローベース）に占める政策金融のシェア（中央政府ベース、以下同じ）は1～2割程度と高い。

現行制度成立の背景をみると、政策当局が保守的で成長を志向しない中小企業の経営姿勢を消極的と捉え、中小企業支援が政策の重点に置かれなかった状況が戦後長く続いた。しかしながらオイルショックを契機に経済活性化等へ貢献する中小企業の重要性が注目され、1980年代前半の高金利で苦しむ中小企業の資金調達を支援するために直接融資機関（CEPME）が、ベンチャー企業支援のために保証機関（SOFARIS）が設立された。その後、金融自由化の進展で両機関が課題を抱えたことに伴い、中小企業支援のあり方が再検討された結果、1996年にBDPME（持株会社）が設立され、その下にCEPME、SOFARISが置かれ、民業補完をベースとする現在の形となった。BDPME に対しては、総じて肯定的な意見が多く、民間金融機関とのパートナーシップが良好であることが窺われる。

第2章 ドイツ

中小企業は、従業員数のシェアが約7割と、雇用創出・維持において大きく貢献している。政策金融の手法は、政策金融機関である復興金融公庫（KfW）による民間金融機関を経由した間接融資が中心となっている。また、KfWによる金融支援規模（約1.4兆円、フローベース）の1割にも満たないが、民間金融機関の保証を連邦や州が部分的に再保証するスキームもある。また州政府は、各州独自の中小企業政策の下で、直接融資を含む各種金融支援を行っている。政策金融のシェアについては、統計の制約があるため正確な数字は不明だが、KfWによる金融支援規模の大きさから推して、ドイツは英米を上回り、フラ

ンスと並んでシェアは高いと推測される。

現行制度成立の背景をみると、ドイツでは戦後復興のために国による金融支援が必要とされたが、①同国では既に金融機関（貯蓄銀行、商業銀行、協同組合銀行）の店舗網が充実していたこと、②KfW の原資となった ERP 特別資産（マーシャルプラン）の安定運用が必要であったことから間接融資の方式となった。しかし、この手法では、民間金融機関の貸出態度に左右される面もあるため、KfW との直接取引を望む中小企業者もある。KfW は、柔軟な制度運営を求める声に応え、従来は一律だった民間金融機関のマージン率に一部企業リスクに応じた上乘せを可能とする制度を導入しているが完全な解決とはなっていない。ただし、当局は現在の間接融資の形態が効率的と判断している。また KfW は、近年証券化や劣後ローン、コンサルティング、情報提供等各種支援策を充実させている。

第3章 米国

中小企業のプレゼンスは、フランス、ドイツと比べやや低い、企業数で圧倒的多数を占める点は同様。政策金融は、連邦（保証）と州（融資、保証など）の支援が併存しているが、両者の間に意図的な棲み分けならびに協力・提携関係はみられない。現行制度成立の背景としては、①小さな連邦政府の志向、②中小企業経営者の独立志向が強く政府の市場介入を嫌うこと、③直接融資の原資確保が困難であること、が挙げられる。

連邦政府の機関である中小企業庁（SBA）は、限られた予算の中で最大限の効果を発揮し、全米に一律のサービスを提供する役割を期待されており、保証中心の金融支援を実施している。一方、州では、地域の様々なニーズに対処した適切な支援が必要であることから、融資、保証等の金融支援が実施されている。

米国は、一般的には政府の市場経済への介入に消極的と思われがちだが、政策金融の実額約 1.3 兆円（フローベース）でみれば、その規模は必ずしも小さくない。ただし、政策金融のシェアはドイツ及びフランスより低いと推計される。保証の実施は民間金融機関の意向に左右される傾向があり、それら金融機関の利用姿勢に大きな差があることから、このような状況を放置せず、SBA に中小企業の実情を知って欲しいという意見もある。また SBA は、全国規模でコンサルティング、情報提供機能を整備している。

第4章 英国

中小企業のプレゼンスは米国と同様企業数で圧倒的シェアを占める。中小企業政策は重視されているものの、政策金融は極めて限定的で、政策金融の手法は、スモール・ビジネス・サービス（SBS）による保証が中心である。現行制度成立の背景をみると、戦前から中小企業金融の問題点が指摘され公的保証制度の速やかな創設が提言されていたが、民間銀行の間に保証制度が「公的資金の野放図な利用」に結び付くという危惧感があったこと等から、なかなかその実現に至らなかった事実がある。その後同国の産業再生の必要性等から中小企業の重要性が注目され、1981年に小規模企業融資保証制度（SFLGS）が創設され、2000年からは SBS がそれを引き継いで実施している。また SBS は、全英にネットワーク化された地方支部を拠点にコンサルティングサービスも提供している。

<目 次>

第1章 フランス	1
1. 中小企業向け政策金融制度	1
1) 中小企業の定義	1
2) 産業構造と中小企業のプレゼンス	1
3) 中小企業の資金調達	2
(1) 中小企業の財務構造	2
(2) 中小企業の資金ニーズと資金調達状況	4
4) 中小企業向け政策金融	7
(1) 政策金融システム	7
(2) 政策金融の規模	9
5) 主要な政策金融機関	11
(1) CEPME	12
(2) SOFARIS	14
2. 政策金融の違いを生み出す背景	16
1) 歴史的経緯からのアプローチ	16
(1) 第二次大戦後～1985年	16
(2) 1985年以降～金融自由化の進展	17
(3) BDPME 設立以降	18
3. 最近の動向等	21
1) 現行の政策金融制度に対する意見	21
(1) 監督官庁からの意見	21
(2) 民間金融機関からの意見	22
(3) 中小企業者からの意見	22
(4) BDPME の意見	23
(5) まとめ	23
2) 特徴的な取組み	23
(1) 金融手法	23
(2) コンサルティング、情報提供機能	24
3) 最近の動き	24

第2章 ドイツ	25
1. 中小企業向け政策金融制度	25
1) 中小企業の定義	25
2) 産業構造と中小企業のプレゼンス	25
3) 中小企業の資金調達	26
(1) 中小企業の財務構造	26
(2) 中小企業の資金ニーズと資金調達状況	27
4) 中小企業向け政策金融	29
(1) 政策金融システム	29
(2) 政策金融の規模	32
5) 主要な政策金融機関	33
(1) KfW	33
(2) 連邦及び州政府（保証銀行に係る再保証）	37
(3) 州の政策金融機関	38
2. 政策金融の違いを生み出す背景	39
1) 歴史的経緯からのアプローチ	39
(1) 政策金融機関設立の経緯	39
3. 最近の動向等	41
1) 現行の政策金融制度に対する意見	41
(1) 監督官庁からの意見	41
(2) 民間金融機関からの意見	41
(3) 中小企業者からの意見	42
(4) KfW の意見	42
(5) まとめ	42
2) 特徴的な取組み	43
(1) 金融手法	43
(2) コンサルティング、情報提供機能	45
3) 最近の動き	50

第3章 米国.....	52
1. 中小企業向け政策金融制度.....	52
1) 中小企業の定義.....	52
2) 産業構造と中小企業のプレゼンス.....	52
3) 中小企業の資金調達.....	53
(1) 中小企業の財務構造.....	53
(2) 中小企業の資金ニーズと資金調達状況.....	54
4) 中小企業向け政策金融.....	56
(1) 政策金融システム.....	56
(2) 政策金融の規模.....	58
5) 主要な政策金融機関.....	59
(1) 連邦政府（中小企業庁 SBA）.....	59
(2) 州政府.....	63
2. 政策金融の違いを生み出す背景.....	70
1) 政治的・経済的要因からのアプローチ.....	70
(1) 「小さな政府」を志向する連邦政府.....	70
(2) 中小企業経営者のマインド.....	70
(3) 直接融資向けの原資確保が困難.....	70
2) 歴史的経緯からのアプローチ.....	70
3. 最近の動向等.....	73
1) 現行の政策金融制度（連邦政府）に対する意見.....	73
(1) 民間金融機関からの意見.....	73
(2) 中小企業者からの意見.....	74
(3) 州政府ならびに州の政策金融機関からの意見.....	74
(4) SBA の意見.....	74
(5) まとめ.....	75
2) 現行の政策金融制度（州政府）に対する意見.....	75
(1) カリフォルニア州.....	75
(2) ペンシルバニア州.....	75
(3) ニュージャージー州.....	76
(4) まとめ.....	76
3) 特徴的な取組み.....	76
(1) 金融手法.....	76
(2) コンサルティング、情報提供機能.....	77

第4章 英国.....	79
1. 中小企業向け政策金融制度.....	79
1) 中小企業の定義.....	79
2) 産業構造と中小企業のプレゼンス.....	79
3) 中小企業の資金調達.....	80
4) 中小企業向け政策金融.....	81
(1) 政策金融システム.....	81
(2) 政策金融の規模.....	83
2. 政策金融の違いを生み出す背景.....	83
1) 歴史的経緯からのアプローチ.....	83
3. 最近の動向等.....	84
おわりに.....	86
参考文献一覧.....	88
総括表.....	91

第1章 フランス

1. 中小企業向け政策金融制度

1) 中小企業の定義

フランスにおける中小企業の定義は、従業員数 500 人未満の企業とされてきた（フランス統計局（INSEE）、産業研究統計サービス（SESSI））。しかし現在では、EU の中小企業の定義（図表 I-1）における従業員規模の基準に合わせ、従業員数 250 人未満を中小企業とみなす考え方が一般的となっており、数値データも中小企業を 250 人未満とする基準で整備されつつある。¹

図表 I-1 EU における中小企業の定義

企業規模分類	従業者規模	かつ	どちらか	
			売上高	総資産額
零細企業	0-10人未満	かつ	(200万ユーロ以下)	(200万ユーロ以下)
小企業	10人-49人		700万ユーロ以下(1,000万ユーロ)	500万ユーロ以下(1,000万ユーロ)
中企業	50人-249人		4,000万ユーロ以下(5,000万ユーロ)	2,700万ユーロ以下(4,300万ユーロ)
中小企業合計	250人未満		4,000万ユーロ以下(5,000万ユーロ)	2,700万ユーロ以下(4,300万ユーロ)

注) 括弧内の数字は2005年1月1日より適用
出所 EU委員会

2) 産業構造と中小企業のプレゼンス

中小企業の定義の違いから、日本との単純比較は困難であるが、中小企業の割合が企業数や付加価値ベースで非常に大きいことは日本と共通である。

まず、フランスでは企業数総計は 244 万社であり、このうち中小企業² は 99.8%（2001 年）を占める。また従業員数ベースでは 60.2%（1999 年）を占める。企業数ベースでは、中小企業のうち、零細企業の割合が約 93%と高くなっている。製造業、運輸業については中企業のプレゼンスが高い。（図表 I-2）³

また、企業全体に占める中小企業の付加価値額の割合は、53.4%（1999 年）であり、その内訳は、中企業と零細企業で、ほぼ半々となっている。業種別では、中企業では建設業、商業、製造業の順に、また、零細企業では建設業、商業、サービス業の順に、それぞれに占める企業の割合が大きくなっている。（図表 I-3）

¹ Agence de pme（中小企業エージェンシー）、2003 による。

² ここでの中小企業の定義は、EU の中小企業定義における従業者規模の基準に従う。

³ ここからは EU 定義における小企業も含み中企業（従業員数 10～249 人）としている。

図表 I-2 フランスにおける産業構造と中小企業のプレゼンス（企業数）

(2001年1月1日現在、単位：千社)

	全体	中小企業 合計		中企業 (従業員10~250人未満)		零細企業 (従業員10人未満)	
		実数	割合	実数	割合	実数	割合
		建設業	321.0	320.7	99.9%	23.6	7.3%
製造業	257.4	255.2	99.1%	45.2	17.6%	210.0	81.6%
商業（卸小売業）	627.2	626.4	99.9%	43.0	6.9%	583.4	93.0%
サービス業	1,145.8	1,144.6	99.9%	47.7	4.2%	1,096.9	95.7%
運輸業	92.0	91.7	99.6%	10.4	11.3%	81.3	88.3%
合計	2,443.4	2,438.6	99.8%	169.8	7.0%	2,268.8	92.9%

出所 INSEE (SIRENE) (agence des pme "PME: clés de lecture"より再引用)より作成

図表 I-3 フランスにおける産業構造と中小企業のプレゼンス（付加価値額）

(1999年、単位：十億ユーロ)

	全体	中小企業 合計		中企業 (従業員10~250人未満)		零細企業 (従業員10人未満)	
		実数	割合	実数	割合	実数	割合
		建設業	43.1	36.4	84.5%	13.7	31.8%
製造業	228.5	83.4	36.5%	57.7	25.3%	25.6	11.2%
商業（卸小売業）	111.5	79.1	70.9%	34.5	30.9%	44.6	40.0%
サービス業	200.4	119.4	59.6%	43.9	21.9%	75.5	37.7%
運輸業	43.4	16.6	38.2%	10.2	23.5%	6.3	14.5%
合計	626.9	334.9	53.4%	160.0	25.5%	174.7	27.9%

出所 INSEE-Decas base de données fiscales SUSE

(agence des pme "PME: clés de lecture"より再引用)より作成

3) 中小企業の資金調達

(1) 中小企業の財務構造

フランスにおける中小企業の自己資本比率（製造業）は欧州の他国に比べて相対的に高い（図表 I-4）。欧州委員会のデータベース「BACH DATABASE」によれば、フランスの中企業・小企業とも自己資本比率は36.9%となっており、これは同データベースの対象10カ国のうち、中企業、小企業とも4番目に高い水準となっている。

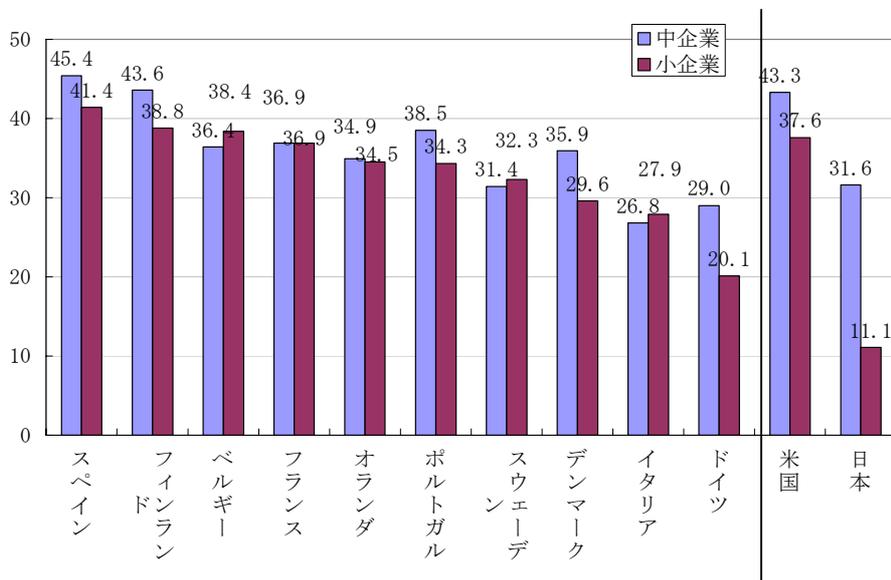
フランス人には経営上必要な資金を可能な限り同族からの出資を含む自己資金で賄い、借入には依存したくないという性向が強く⁴、このことが自己資本比率の相対的な高さにつながっていると考えられる。また、時系列でみると中企業、小企業ともに自己資本比率は上昇傾向にある（図表 I-5）。

もともと、国際比較では比較的自己資本比率が高いが、CDC(預金供託公庫、詳細は23ページ)では、大企業と比較して中小企業が金融機関借入に依存する傾向が強いという認識

⁴ 中小企業連合（CGPME）ヒアリングによる。

の下、94年より中小企業支援に着手しつつある。⁵

図表 I-4 欧州主要国における中小製造業の自己資本比率（2000年）



※当データベースにおける中企業・小企業の定義

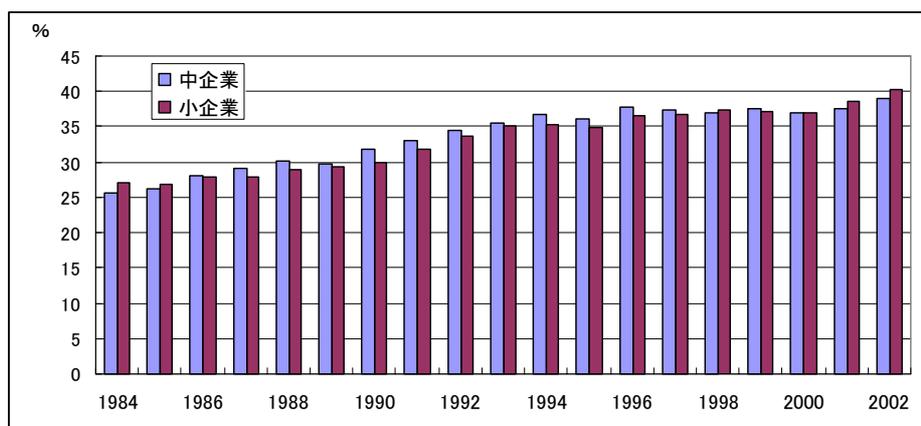
	中企業	小企業
欧州各国	売上700万～4,000万ユーロ未満	売上700万ユーロ未満
米国	総資産500万～2,500万ドル未満	総資産500万ドル未満
日本(参考)	資本金1千万～1億円未満	資本金1千万円未満

出所 欧州各国：EU委員会「BACH Database」より作成

米国：米国商務省「Quarterly Financial Report」(2000, Q4)

日本：「法人企業統計」

図表 I-5 フランスにおける中小製造業の自己資本比率推移



出所 EU委員会「BACH DataBase」より作成

⁵ CDC（預金供託公庫）ヒアリングによる。

(2) 中小企業の資金ニーズと資金調達状況

① 中小企業の設備投資状況

中小企業には一定規模の投資額が認められ、長期資金へのニーズは当然存在する。

(図表 I-6)

全体を見ると、サービス業と製造業の投資額が突出している。製造業の投資のうち、3割が中小企業によるものである（この内、中企業の投資が3分の2を占める）。また、サービス業の投資のうち、5割弱が中小企業によるものである（このうち零細企業の投資が4分の3を占める）。建設業と商業については、投資額そのものはそれほど大きくないが、中小企業による投資の割合がそれぞれ8割以上、6割以上と、大企業を上回っている。

図表 I-6 フランスにおける企業の設備投資状況

(1999年、単位：十億ユーロ)

	全体	中小企業 合計		中企業 (従業員10～250人未満)		零細企業 (従業員10人未満)	
		実数	割合	実数	割合	実数	割合
建設業	3.3	2.7	81.8%	0.9	27.3%	1.8	54.5%
製造業	41.1	12.7	30.9%	8.1	19.7%	4.6	11.2%
商業（卸小売業）	14.4	9.3	64.6%	4.0	27.8%	5.3	36.8%
サービス業	38.4	17.8	46.4%	5.1	13.3%	12.8	33.3%
運輸業	12.4	2.9	23.4%	1.6	12.9%	1.3	10.5%
合計	109.6	45.4	41.4%	19.7	18.0%	25.8	23.5%

出所) INSEE-Decas base de donnees fiscales SUSE

(agence des pme "PME: clés de lecture"より再引用) より作成

② 他人資本の調達状況

上述のとおり、中小企業の自己資本比率（製造業）は欧州の他国に比べて相対的に高いものの、他人資本については銀行からの借入が中心となっている。⁶ 特に、零細企業（従業員10人未満）の融資に対するニーズが大きいことは、中小企業連合（CGPME）⁷による調査で明らかとなっている。

図表 I-7は、同調査結果の一部を図示したものである。まず、グラフ(a)は、零細企業が新設備の導入または更新を行う際、8割近くの企業が必要額の全部または一部を外部からの融資により賄うことを示している。また、グラフ(b)は、零細企業が長期資金を調達する際、その7割は銀行からの借入に頼っていることを示している。このように、銀行による融資が、フランスにおける零細企業の資金調達手段の中心となっている。

この傾向は、中企業に関しても（程度の差はあれ）同様と考えられるとのことである。⁸

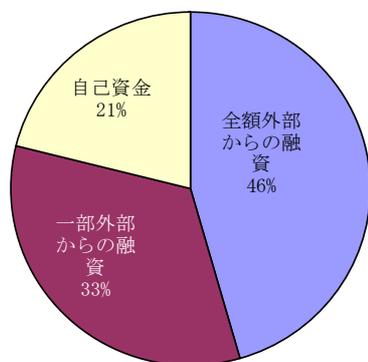
⁶ 大手商業銀行ヒアリングによる。

⁷ 中小企業連合（CGPME）は、フランスにおける中小企業の利益を代表するロビイスト団体である。

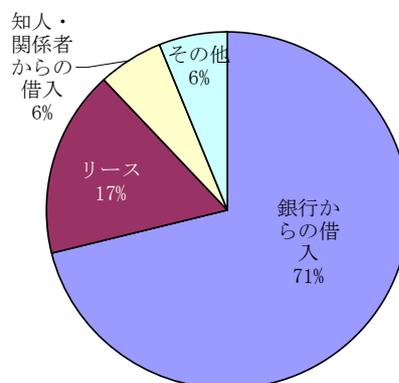
⁸ 中小企業連合（CGPME）ヒアリングによる。

図表 I-7 従業員 10 人未満の企業の資金調達状況（中小企業連合アンケート調査）

(a) 新設備導入時または更新時の資金調達



(b) 長期資金の調達状況

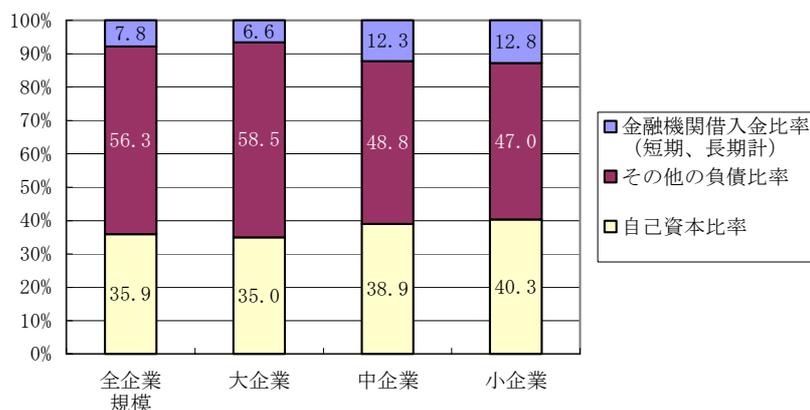


出所 CGPME 資料より作成

図表 I-8 は、製造業の財務構造を、企業規模別に示したものである。これを見ると、企業規模が小さいほど、金融機関からの借入金による資金調達の割合が大きいことが分かる。

また、企業規模が小さいほど自己資本比率も高くなっている点が、フランス企業の特殊事情（同族経営の多さなど）を反映した結果となっている。

図表 I-8 フランスにおける製造業の財務構造（2002 年）



(企業規模の定義)

	年間売上高
大企業	4,000万ユーロ以上
中企業	700万～4,000万ユーロ未満
小企業	700万ユーロ未満

出所 EU 委員会「BACH DataBase」より作成

③資金ニーズの充足状況

一般的には、フランスの中小企業は市場から十分に資金調達を行なっているものの、リスクが大きい事業を行なう場合、即ち創業、事業承継、買収、革新的イノベーション、企業規模に比べての大きな投資の際には資金調達が難しいというのが、政策担当者の現状認識である。⁹

一方で、低金利である今日、中小企業融資においては、以前のように金利の高さよりも、資金へのアクセスの難しさが重大な問題と認識されているという指摘もある。¹⁰金利が低いことから、金融機関が融資先によってはリスクを十分に吸収できなくなり、融資を控えるためである。

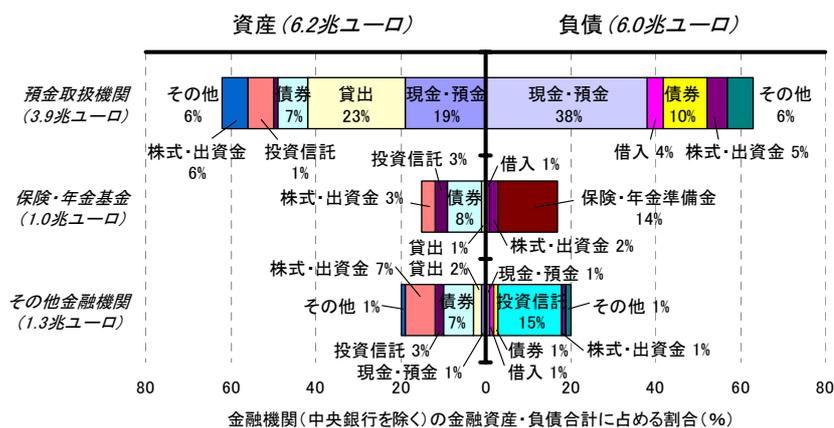
④金融構造

(i) フランスにおける金融機関の資産・負債

図表 I-9 は、フランスにおける金融機関の資産・負債内訳を示したものである。これによると、預金取扱機関のプレゼンスが大きいことがわかる（資産ベースで見た場合、全体 6.2 兆ユーロのうち、預金取扱機関が 3.9 兆ユーロ（約 63%）を占める¹¹）。

「リブレ A」等政府主導の金利優遇預金口座が存在し国民に貯蓄を奨励していたので、フランス国民は預金選好が強い。中小企業向け資金供給を目的とした非課税の預金口座（CODEVI）はこうしたフランスの国民性を活かし、豊富な預金資産を中小企業金融に活用する手段として導入されたと考えられる。

図表 I-9 資金循環：フランスの金融機関の資産・負債内訳（2001 年末）



出所 日本銀行調査月報（2004 年 1 月号）「資金循環統計の国際比較」より作成

⁹ 経済財政産業省ヒアリングによる。

¹⁰ 経済財政産業省ヒアリングによる。

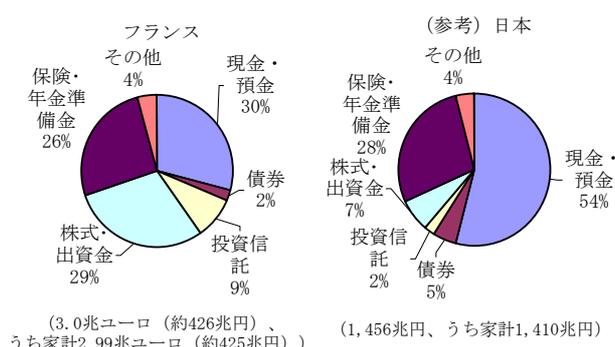
¹¹ 参考として、他国における同割合は、日本 53%、米国 22%、ドイツ 73%である。

(ii) フランスにおける家計の金融資産構成

図 I-10 は、フランスにおける家計の金融資産構成を示したものである。日本と比較すると、株式・出資金の割合が大きい点が目立つ（日本 7% に対し、フランス 29%）。

この背景には、フランスにおける同族企業のウェイトの高さがある。フランスにおいて家計が所有する株式の内容は、その 90% 以上が非上場のものであり、¹² 米国等におけるリスクを伴う株式・出資金としての投資とは性格が異なる。

図表 I-10 フランスにおける家計の金融資産構成（2001 年末）



出所 日本銀行調査月報（2004年1月号）「資金循環統計の国際比較」より作成

4) 中小企業向け政策金融

(1) 政策金融システム

① 中小企業政策の現状

フランスの中小企業政策は、80年代以降、雇用創出及び地域振興の観点からの創業支援が重視されるとともに、最近では欧州統一市場での競争に直面する中で、経済活性化の観点からの中小企業の技術力・経営力の向上が重視されている。¹³ 政府は中小企業政策を重視しており、経済財政産業省に中小企業担当大臣を置いて取組んでいる。

中小企業政策については、経済財政産業省へのヒアリングにおいて、以下の内容が聴取された。

- ・ 中小企業政策の目的は、小さな企業の成長を支援して新しい大企業を生み出し、経済を活性化させることにある。
- ・ 雇用創出の優先度は高いものの、政策上、雇用よりも企業そのものの発展を重視している。特に、フランスの大企業は歴史的に同じ顔ぶれであることから、小さな企業が成長し新たな大企業が誕生することを企図している。そのための手法として政策金融も重視している。¹⁴

¹² 藤原（2003）

¹³ 中小企業白書（中小企業庁、H10年度版）、p.126

¹⁴ 以上、経済財政産業省ヒアリングによる。

EU 全体に目を向けると、EU 域内においては、競争を阻害する公的支援は EC 条約 87 条によって禁止されている。一方で欧州委員会は、中小企業支援などの分野については例外規定を設けている。2000 年 6 月には、中小企業を欧州におけるイノベーションと雇用創出の原動力として位置付け、中小企業と起業家精神のための最良の環境を創り出すことを目的として、「欧州中小企業憲章」が制定された。

また、EU では EIB(欧州投資銀行)が、各国の民間金融機関等を通じた金融支援(融資)を中小企業向けにも施している。中小企業、地方政府とその関連団体を対象とし、2003 年には新規に 106 億ユーロの融資を行った。2003 年における貸付額の内訳は、ドイツ向けで約 26 億ユーロ、フランス向けで約 9 億ユーロとなっている。¹⁵

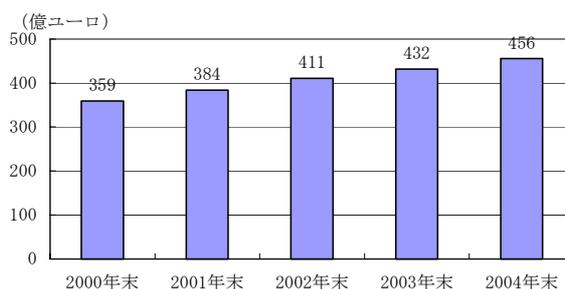
②政策金融システム

フランスにおける中小企業向け政策金融は、直接融資(民間金融機関との協調)と保証(民間金融機関融資の一部を保証)の 2 本立てである。特に創業、事業承継に注目しているが、中小企業の成長段階に応じて継続的に支援を実施しようとしている。

なお、政策金融機関による取組みではないが、フランスには中小企業向け資金供給を目的として 1983 年に創設された非課税の預金口座 “CODEVI” (Compte pour le développement industriel) が存在する。民間銀行は、同口座によって集めた資金の用途を中小企業向け融資(年間売上高 7,620 万ユーロ以下の企業を対象とし、その設備投資額の 70%が上限)に限定される。

CODEVI の預金残高は年々増加しており、2004 年末時点で 456 億ユーロとなっている(図表 I-11)。フランスにおける 2004 年末の預金残高総計は 3,772 億ユーロであることから、CODEVI の占める割合は預金全体の 12%程度であり、一定のプレゼンスが認められる。

図表 I-11 CODEVI 預金残高推移



出所 Banque de France, “Monetary Statistics France December 2004”より NRI 作成¹⁶

¹⁵ 以上、宇野、折茂(2004)

¹⁶ 上記の資料は、Banque de France ウェブサイトより取得可能である。
(<http://www.banque-france.fr/gb/stat/main.htm>)

③政策金融の主体

フランスにおける中小企業向け政策金融の中心的な担い手は、中小企業開発銀行（BDPME : Banque du Développement des Petites et Moyennes Entreprises）である。BDPME は持株会社であり、その子会社である中小企業設備金庫（CEPME : Crédit d'Équipement des Petites et Moyennes Enterprises）が直接融資を、また、中小企業融資保証会社（SOFARIS : Société Française de Garantie des Financements des Petites et Moyennes Entreprises）が保証を実施する。

なお、貯蓄資金の預託を受けて運用する預金供託公庫（CDC : Caisse des Dépôts et Consignations）も、中小企業向けプログラムを一部有する。¹⁷

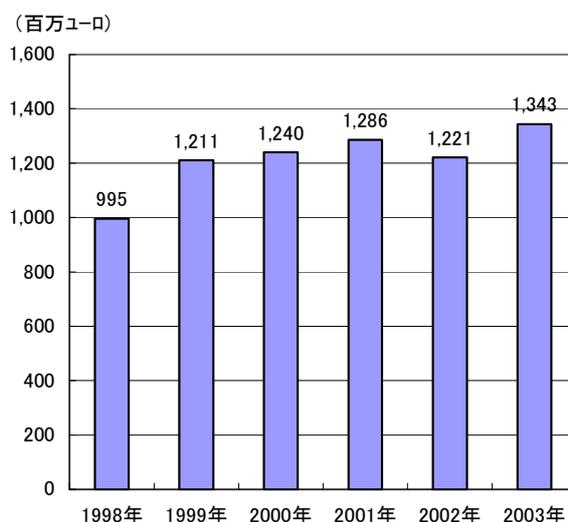
（２）政策金融の規模

①直接融資（CEPME）

CEPMEによる直接融資は、中小企業から CEPME や民間金融機関に融資の申込みがあった際、リスクが大きく民間銀行単独では融資が難しい場合に、一部を民間銀行、残りを CEPME が融資する仕組みとなっている。¹⁸

2003年の直接融資（フロー）は、年額 13.4 億ユーロ（約 1,918 億円¹⁹）、また、2003年末の貸付残高は 64.9 億ユーロ（約 9,288 億円）である。貸付年額の推移は、ここ数年横這いとなっている。（図表 I-12）

図表 I-12 CEPME の貸付年額推移



出所 CEPME Annual Report 2000～2003年版より作成

¹⁷ より詳細な内容については、23 ページを参照のこと。

¹⁸ このことから、CEPME では同プログラムを協調融資（cofinancement）と呼ぶ。

¹⁹ 円換算は 1 ユーロ = 143.11 円（2004 年 12 月 30 日現在）

②保証 (SOFARIS)

SOFARIS は、民間銀行が中小企業向け融資の可否を判断する際、民間銀行単独ではリスクが大きすぎて融資できない場合等に保証を提供する。保証割合を総融資額の 40～70% (保証額上限は 150 万ユーロ。保証割合や保証限度額は、保証プログラムにより異なる) とすることで、民間金融機関のモラルハザードを防いでいる。

SOFARIS による 2003 年の保証付融資額 (フロー) は、46.0 億ユーロ (約 6,000 億円)、このうち保証額は 19.9 億ユーロ (約 2,600 億円) である。また、2003 年における保証債務残高は、58.1 億ユーロ (約 7,600 億円) である。

BDPME 資料によると、中小企業向け貸出 (中長期) のフローにおいて、20～25%が SOFARIS 保証付き (創業貸付の分野では 65～70%) とされている (図表 I-13)。

図表 I-13 SOFARIS の保証付融資の市場シェア

	銀行部門の 中長期融資額 (年間、百万ユーロ)	SOFARIS 保証付 中長期融資額 (年間、百万ユーロ)	市場シェア
創業支援	1,400-1,500	1,000	65-70%
承継支援	2,000-2,500	1,010	40-50%
成長支援	12,600-16,000	1,750	10-15%
合計	16,000-20,000	3,750	20-25%

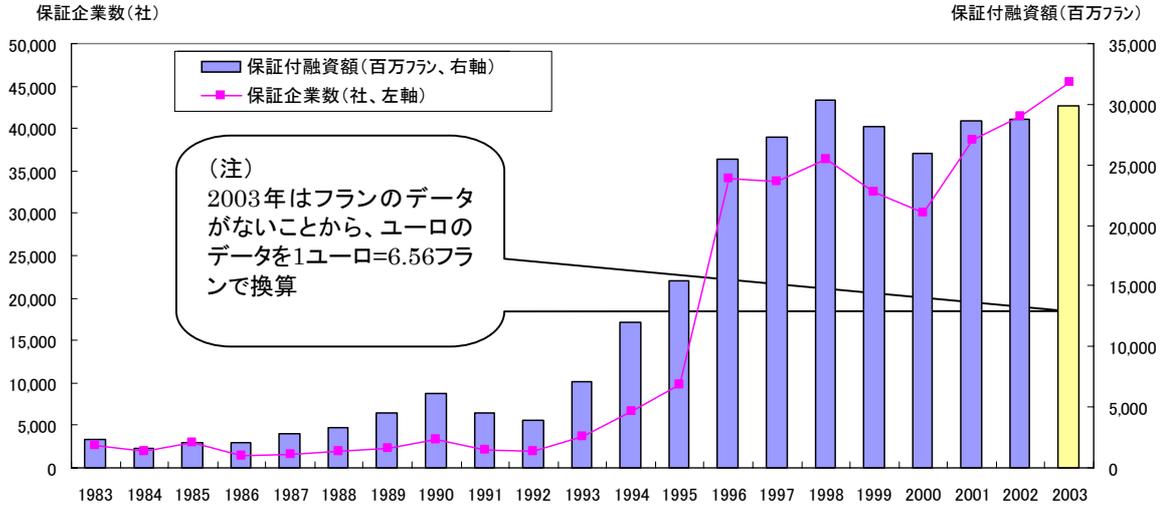
出所 BDPME 資料

また、CEPME の 2003 年の貸付額 13.4 億ユーロと、SOFARIS の保証額 19.9 億ユーロの合計を銀行部門の中長期融資額 160～200 億ユーロで除して中小企業向け貸付に占める政策金融のシェアを算出すると、約 16～20%となる。

SOFARIS による保証の実績は、1990 年代半ばから量的に拡大している (図表 I-14)。これは、1994 年より、保証対象を従業員数 10 人以下の零細企業にも拡大したことが主因である。²⁰

²⁰ SOFARIS ヒアリングによる。また、最近では低金利であり融資先によっては銀行側が融資のリスクを吸収できないため、融資そのものが難しくなり、このためリスクの一部を肩代わりする保証に対する需要が増加し、SOFARIS の保証の規模が大きくなったとする意見もあった (経済財政産業省ヒアリング)。

図表 I -14 SOFARIS の保証付融資額・保証企業数推移



出所 SOFARIS 資料、SOFARIS 2003 Annual Report より作成

5) 主要な政策金融機関

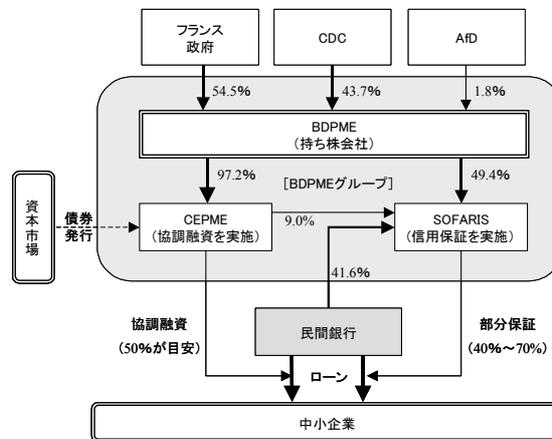
【BDPME】

BDPME は、持株会社であり、その子会社 CEPME ならびに SOFARIS とそれぞれの子会社により構成される。BDPME は政府 (54.5%)、CDC (43.7%)、Afd (フランス開発庁) (1.8%) の3つの公的主体から出資を受けている。また、BDPME は、CEPME につき 97.2%、SOFARIS については 49.4%の株主となっている。(図 I -15)

また、SOFARIS の資本金のうち 41.6%は民間金融機関からの出資である。

以下、CEPME と SOFARIS の概要を、機関別に示す。

図表 I -15 BDPME グループの概略 (2003 年現在)



出所 BDPME Annual Report 等より作成

図表 I -16 中小企業開発銀行(BDPME)の制度

I. 政策金融実施機関	中小企業開発銀行(BDPME)(持ち株会社)	
	中小企業設備金庫(CEPME)	中小企業融資保証会社(SOFARIS)
●監督官庁	経済財政産業省(MINEFI)	
●設立年	1996年(BDPME)(CEPMEは1980年、SOFARISは1982年)	
●組織体制	BDPMEとして本店(パリ)及び国内各地に36の地方オフィス	
●職員数	1040名(2003年)	241名(2003年)
●政策金融手法と事業規模(フロー)	・直接融資(協調)(注1) 貸付年額:13.4億ユーロ(約1,918億円)(2003年)	・保証 保証承諾額:19.9億ユーロ(約2,848億円)(2003年)
●件数または社数(年間)及び平均ロット(年間)	N/A	・保証件数:58,800件 ・平均ロット:3.4万ユーロ(約487万円)/件(2003年)
●融資または保証残高	・64.9億ユーロ(約9,288億円)(2003年末)	・58.1億ユーロ(約8,315億円)(2003年)
II. 保証制度の概要	実施機関はSOFARIS	
●保証割合	・企業の成長のための保証:原則融資額の40%(参考 保証付き融資全体に占めるシェア:43.8%) ・創業のための保証:原則融資額の70%(同24.2%) ・事業継承等のための保証:原則融資額の50%(同32.0%)	
●保証料等	・保証料:原則として、融資残高の年0.6%(保証利用企業の負担)	
●代位弁済率	年間保証債務履行額/保証債務残高:0.66%(2000年)	
●損失の処理方法等	・事業会社としてのSOFARISの会計とは別に「保証基金」の会計があり、保証料の2分の1が当該基金の収入。 保証債務の履行は当該基金をもって行われ、また、収支尻の赤字は国が補てんする。	
●その他	・金融機関が担保を徴求している場合、当該担保を処分後に保証債務の履行を請求	

*円換算は1ユーロ=143.11円(2004年12月30日現在)

(注1)直接融資(協調):中小企業から CEPME や民間金融機関に融資の申込があった際、リスクが大きく民間銀行単独では融資が難しい場合、一部を民間銀行、残りを CEPME が融資する仕組み

出所 各機関アニュアルレポート及び各機関からの入手資料等より作成

(1) CEPME

①事業内容

CEPME は、直接融資(協調融資)の形態で中小企業に対する資金供給を行っている。創業時の企業や、既に実績があっても財務体質が弱い中小企業、あるいは企業規模に比して大規模な投資を行うような中小企業に対し、永年培った審査能力を生かし、民間金融機関との協調により貸付を実行することが役割である。

CEPME による直接融資は96年のBDPME設立以降、民間金融機関と協調で行うことが義務づけられている。CEPME の協調融資の割合については融資総額の50%が目安とされているが、その割合については創業支援などの新たに創設された制度貸付を除いては明確には決まっておらず、CEPME と民間金融機関の間の交渉で決定される²¹。

また、担保については民間金融機関と同順位で設定される。

金利については、創業支援融資などの場合には国債に一定のスプレッドを上乗せした金利が適用される。しかし民間金融機関へのヒアリングによれば、銀行が提示できる金利よりも CEPME が提示できる金利が高くなることがあるとのことである(大手商業銀行C行ヒアリング)。

中小企業による CEPME への融資の申込みは通常の場合、民間金融機関経由で行われる

²¹ BDPME ヒアリングによる。

が、既存顧客の場合は CEPME の拠点（パリおよび国内各地に存在する 36 箇所のオフィス）に直接来るともある²²。

②対象企業層と融資プログラム

CEPME による直接融資の対象となる中小企業の規模については、特に明記されていないが、創業支援から成長支援まで幅広く取り扱っている。

近年、CEPME では政策性を発揮すべく創業支援に力を入れており、2000 年には創業支援融資（PCE）が創設された。2003 年における創業支援融資の貸付額は 91.4 百万ユーロでその件数は 14,000 件以上となっている²³。また、2002 年には零細企業の事業承継を促進することを目的とした貸付制度が創設された。しかし 2003 年の CEPME 貸付額全体 13.4 億ユーロに対し、創業、事業承継関連融資は 1 億 100 万ユーロと全体の 1 割以下となっており、中小企業の成長支援が太宗を占めていることがわかる。

以下に BDPME の資料にて紹介されている融資メニューを紹介する（図表 I-17）。

図表 I-17 CEPME の主な協調融資プログラム

プログラム名等	融資目的、条件等	融資規模等
不動産取得支援融資	不動産取得の支援を目的とした融資。融資期間は 3-15 年。	総額 20 万ユーロ以上の融資が対象。
設備取得支援融資	設備取得の支援を目的とした融資。融資期間は 3-7 年。	購入資金 4 万ユーロ以上の融資が対象

出所 BDPME 資料より作成

③財務・収支²⁴

2003 年 12 月 31 日現在の CEPME の資本金は 2 億 8,780 万ユーロで、その 97.2%が BDPME からの出資となっている。総資産は約 98 億ユーロで、うち貸付金が約 41 億ユーロと、全体の約 42%を占めている。資金調達面を見ると、銀行等からの借入が約 48 億ユーロ、債券発行による調達が約 27 億ユーロと、この二つで約 77%を占めている。銀行等からの借入の内訳は、前述の非課税預金口座 CODEVI を通じての調達が約 34 億ユーロと全体の 7 割を占めているが、ドイツの政府系金融機関である KfW 等からの借入れも、2 億 7,500 万ユーロ（6%弱）と一定の存在感を示している。他国の政府系金融機関からの調達というチャンネルがあるのは興味深い。

²² CEPME は、高リスクの企業への融資という公的な目的を持ちつつも、収支のバランスを維持する必要がある。この性格から、CEPME は案件を待つのみではなく、自ら有望と見られる案件を探し、民間金融機関に対し融資を提案するような場合もあるとのことである（BDPME ヒアリングによる）。

²³ CEPME アニュアルレポート（2003 年）による。

²⁴ CEPME アニュアルレポートによる。

割賦返済につき過去3か月の間に一度でも延滞が生じた場合等所定の事態が発生したとき、貸付債権は不良債権 (doubtful loan) に分類される。CEPME の 2003 年版アニュアル・レポートによると、長期貸付等の融資残高約 42.6 億ユーロのうち、約 4.8 億ユーロがこの「不良債権」に該当するという。したがって、不良債権比率は 11.3%となる。これは前年度の 11.8%から若干改善している。

CEPME の収支状況は、1996 年の BDPME 統合以来、黒字が続いている。²⁵ CEPME の最近4年間の損益計算書 (図表 I-18) を見ると、利益率は近年上昇している。

CEPME は、リース事業等を行う子会社を含めたグループとしての損益計算書も公表しているが、中・長期貸付等融資業務による収入の減少傾向とは対照的に、リース取引等による収入は、2001 年には全体の半分程度に過ぎなかったものが 2003 年においては、約 11 億ユーロの収入のうち、約 6 割を占めるに至っている。

図表 I-18 CEPME の損益計算書

(単位:100万ユーロ)	2000年	2001年	2002年	2003年
利息等収入	1,075.9	1,130.0	1,066.5	1,059.9
支払利息等支出	-864.6	-915.7	-841.7	-841.1
その他収支	14.9	21.7	16.0	26.6
業務純益	226.2	236.0	240.8	245.4
販管費等	-167.1	-63.9	-47.6	-51.7
営業利益	59.1	69.5	89.4	91.3
税引前経常利益	67.2	71.7	87.3	94.3
純利益	16.5	14.1	21.0	26.4

出所 CEPME Annual Report (2002, 2003)より作成

(2) SOFARIS

①事業内容

SOFARIS による保証 (部分保証) は、民間金融機関の中小企業に対する融資を促進するものと期待され、基本的に民間金融機関による案件の持ち込みにより実施される。保証割合は保証プログラムにより異なり、企業の成長のための保証の場合は原則 40% (各企業の条件により、50%、70%となるケースもある)、創業のための保証、事業承継のための保証は原則 50% (例外的に 70%となるケースもある) となっている。また、保証額の上限は 150 万ユーロまでとなっており、融資額全額の保証は実施しないこととなっている。

保証の際の審査は、借手との窓口となる民間金融機関にほぼ任せる形となっている。融資可能か否かの判断は、年間 5 万 1 千件の案件のうち、1 万 8 千件を SOFARIS が行い、残りの 3 万 3 千件については、審査の権限を民間金融機関に委譲している。²⁶

²⁵ BDPME ヒアリングによる。

²⁶ BDPME ヒアリングによる。

②対象企業層と保証プログラム

保証の対象となるのは、EU の定義で中小企業と定義される全ての企業である。

SOFARIS には中小企業の発展段階に合わせた保証プログラム（図表 I-19）があり、上記の条件を満たす中小企業であれば、いかなる発展段階にある中小企業もそれぞれに適した保証を受けることができる体制となっている。

図表 I-19 SOFARIS の主な保証プログラム

プログラム名等	融資目的	条件	2002 年度新規保証付融資額（百万ユーロ）
創業支援保証	創業後 3 年以内の企業の資金調達支援	新規創業の場合 70%、それ以外は原則 50%。 保証額上限 75 万ユーロ	1,061
企業発展支援保証	3 年以上存続している企業の、投資による発展・拡大のための資金調達支援	保証割合 40%（例外的に、50%、70%等のケースあり） 保証額上限 150 万ユーロ	1,915
企業承継等支援保証	経営者が変更になる企業の承継を支援	保証割合 50%（例外的に 70%のケースあり）、 保証額上限 150 万ユーロ	1,129

出所 SOFARIS 資料より NRI 作成

③保証基金と保証事業の収支の考え方等²⁷

SOFARIS は、融資目的別に設けられた保証基金を管理している。当該保証基金の財源は豊富で、①国からの出資、②欧州投資銀行（EIB）との協定に基づく EU からの拠出、及び③地方庁からの出資等が存在するが、とりわけフランス政府はこの保証基金のために毎年多額の拠出を行ってきた。過去の各種現地調査報告等の情報を総合すると、少なくとも 2000 年頃から日本円に換算して 100～200 億円相当の拠出が行われてきたと考えられる。同基金の 2003 年末の残高は 17.5 億ユーロで、その内訳を見ると、「企業の成長」、「事業承継」及び「創業」が、それぞれ、4.4 億ユーロ、4.2 億ユーロ、及び 3.4 億ユーロと、この 3 基金で全体の約 7 割を占めている。2001 年以降のデータを見る限りでは、この 3 者の順序は不動で、SOFARIS の中小企業支援が創業だけでなく既存企業の成長や事業承継にも注力されている点を見てとれる。

当該保証基金では基金自体の収支が計算されており、SOFARIS の収支とは別勘定になっている。0.6%の保証料の半分は SOFARIS の収入だが、残る半分は当該保証基金に組み入れられる。2003 年における出資の受け入れ及び SOFARIS による事業活動の結果、当該保証

²⁷ 石田（2004）参照

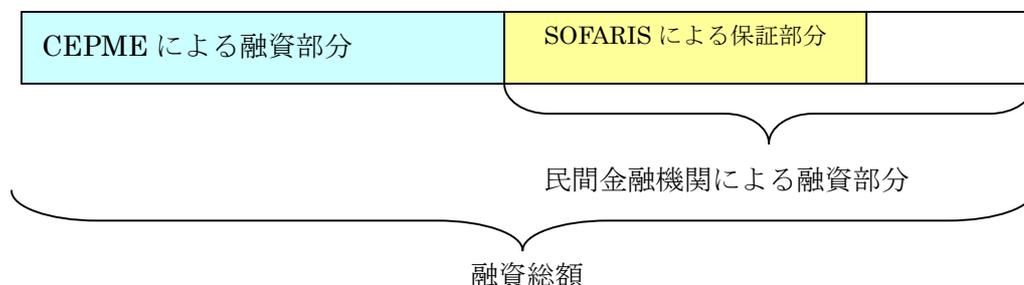
基金残高は約 1.6 億ユーロの増加となった。すなわち、2002 年末に 15.9 億ユーロであった残高は、新規出資、保証料収入及び基金運用益等の増加要因と保証債務履行等による減少要因を相殺した結果、2003 年末において 17.5 億ユーロへと増加した。新規出資の半分以上が保証債務を履行することによって失われており、政府が毎年多額の出資を続けている状況も肯ける。重要な点は、そのような状況にありながらも保証基金の総額は増加を続けていることで、これは政府が金融面での中小企業支援を重視している証左にほかならないであろう。

④融資と保証の使い分け

融資と保証の使い分けについては、CEPME の協調融資、SOFARIS の保証のそれぞれが個別に利用されるケースに加え、融資と保証の両者が併用されるケースもある。

併用のスキームは創業支援などのケースにおいて用いられる。創業支援の場合は SOFARIS の保証割合は 7 割まで可能となることから、仮に CEPME の協調融資で融資総額の 50% のリスクを負担した場合、残りの 50% の 7 割すなわち融資総額の 35% のリスクを SOFARIS が負担することから、CEPME、SOFARIS 合算で融資総額の 85% までのリスク負担が可能となる²⁸。

図表 I-20 融資と保証の併用事例のイメージ



2. 政策金融の違いを生み出す背景

1) 歴史的経緯からのアプローチ

フランスの中小企業向け政策金融は直接融資と保証の 2 本立てであるが、ここでは同国の歴史的経緯に沿ってその背景を示す。

(1) 第二次大戦後～1985 年

戦後から 1970 年代までの間、一般的に保守的で成長を志向しない中小企業の経営姿勢が政策当局から消極的に捉えられ、中小企業支援は政策の重点に置かれなかった。当時の政

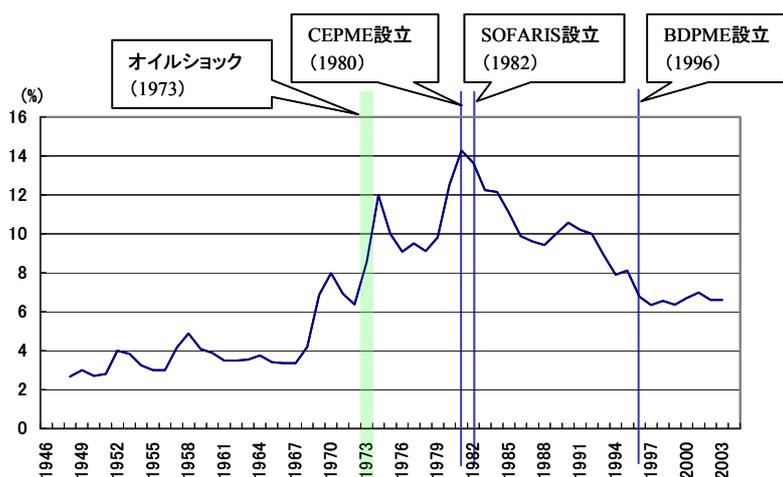
²⁸ BDPME ヒアリングによる。

策の重点は、大企業に置かれた。²⁹ 民間銀行に対する業務の規制があったことから、中長期低利融資に対する企業のニーズに対応していたのは、国営のクレディナショナル³⁰程度であった。³¹

1973年のオイルショック時、経営に柔軟性を欠いた大企業が経営困難に陥った一方、中小企業は柔軟に状況に対応し、結果として有力な雇用の受け皿となった。この事実が注目され、政策的重点が中小企業支援に置かれた。加えて中小企業の金利負担能力を超えるような高金利の中で中小企業に中長期の資金が提供されなかった。(図表 I-21)

こうした中で、公共工事契約に係る必要資金借入の保証を主に行う国家契約金庫(CNME)とホテル商工業信用金庫(Caisse centrale de Crédit commercial industriel et hotelier)の機能が継承され、直接融資を行う機関として CEPME が 1980 年に設立された。その後、1982年にベンチャー企業への保証を行う目的で SOFARIS が設立された。また 1983年には、中小企業向け貸付の促進のための産業振興向け預金口座 CODEVI が開設された。

図表 I-21 フランスにおける短期金利（銀行融資）



出所 IMF IFS

(2) 1985年以降～金融自由化の進展

金融の自由化が進み、中長期融資が民間金融機関に解禁された 1985 年以降、量的補完の役割が低下したことに加え高金利の終焉もあり、CEPME の事業環境は大きく変化した。CEPME の単独融資は民間金融機関による融資と競合することもあった。CEPME の主な

²⁹ パリ第 10 大学レスキユール教授ヒアリングによる。

³⁰ クレディナショナルは、当初戦災被災者補償の目的で、国家の非常に強い監督の下第一次世界大戦後の 1919 年に設立されたが、その後国内の製造業等を対象として中長期の資金を本格的に供給する機関としての機能を果たしてきた。

³¹ NATEXIS 銀行ヒアリングによる。

原資は債券発行であったことから、調達コストの低い預金を原資とする民間金融機関と競争するために融資条件等を緩和した結果、逆鞘となり、1990年代前半には赤字を計上するようになった。³² また、赤字の原因は金利のみではなく、1990年代前半におけるフランス経済の停滞による、貸出先中小企業の業績悪化の影響もあった。³³ この結果、CEPMEは国による増資を繰り返した。一方、SOFARISは、保証対象をベンチャー企業中心としたことから、実績が伸びず事故率も高かった。そこでSOFARISでは1994年以降、対象を従業員10人以下の零細企業に拡大し、これによって、SOFARISの保証付き融資額、件数ともに急増した。³⁴

(3) BDPME 設立以降

上記の状況を踏まえて、中小企業金融支援のあり方について検討した結果、95年の首相指令を契機として、CEPMEとSOFARISが持株会社のBDPMEの下に統合されることが決定された。

BDPMEの役割としては、信用力の低い企業でも融資を受けられるようにすることであり、民間金融機関とリスクをシェアすることを前提とすることが決定された。これを受け1996年以降のCEPMEは、単独融資を中止して民間金融機関との協調による直接融資のみを実施する方針に変更した。このため、民業補完の形がより徹底されることとなった。また、CEPMEは統合後、業務改革に取り組み、業務効率の向上を実現した。

一方、SOFARISでは小口融資の保証に注力した結果、保証先の3分の2が従業員10人未満となっており零細企業向けが中心となり³⁵、保証付融資の中小企業向け中長期融資における市場シェアは約20～25%となっている。³⁶

こうして、民業補完を旨とした統合が成功し、現状では直接融資と保証の2本立ての政策金融は民間金融機関や中小企業者からも評価されている。

³² BDPME ヒアリングによる。

³³ MINISTERE DE L' ECONOMIE (経済省) プレス向け資料, “Principales Mesures en Faveur du Financement des PME-PMI (中小企業金融向け主要政策)”

³⁴ BDPME、NATEXIS 銀行ヒアリングによる。

³⁵ SOFARIS 資料、ならびに大手商業銀行ヒアリングによる。

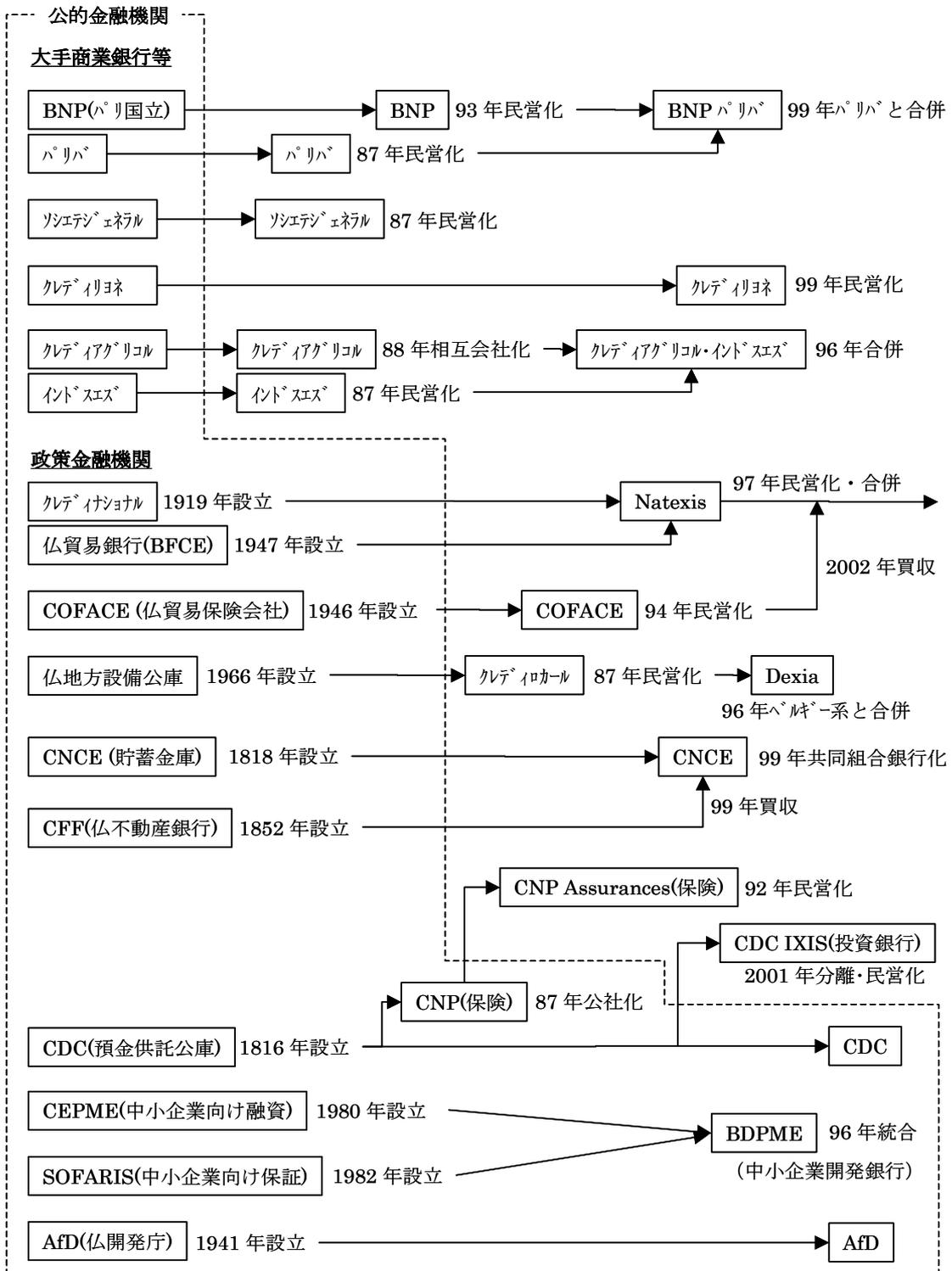
³⁶ BDPME 資料による。

図表 I-22 (参考) フランス中小企業金融 関連年表

	経済情勢 (政権)	金融制度面の動き	中小企業政策の動き
戦前	農業経済	金利・貸出規制、長短金融分離などの競争抑制的、閉鎖的な制度 政策金融機関への優遇措置	手工業に対する保護政策 1816 預託金融公庫 (CDC) 設立 (目的は国民の預金の保護) 1919 クレディ・ナショナル設立 1936 国家契約金庫 (CNME) (CEPMEの前身となる機関) 設立
1945	戦後復興 (47 - オリオール) (53 - コティ) (58 - ド・ゴール)	1945 フランス初の銀行法 【国家主導の金融システム】 仏銀・4大銀行の国有化 預金・事業・中長期銀行の分類 仏中銀による手形割引が政策金融の中心の時代	金融政策による中小企業近代化政策 1952 「手工業法」制定による登録制の導入
60年代	ドブレ・アベレール改革 (69 - ポンピドゥ)	短期金融市場形成 →手形割引中心の商慣行改革の試み (実を結ぶのは80年代)	
70年代	1973 オイルショック (74 - シスカール・スタシオン)		1973 オイルショックを契機に中小企業政策に注目 1976 中小工業代表部、担当閣外大臣の設置による施策体系化と強化 1979 国立研究開発公社 (ANVAR) 設立
80年代前半	高金利 (81 - ミッテラン)	1982 一定規模以上の銀行を国有化 →信用創造を国がコントロール	1980 「中小企業7項目」による重点化 CEPME 設立 1982 SOFARIS 設立 1983 産業振興預金口座 CODEVI 開始
80年代後半	金利低下	【金融自由化の本格化】 1984 改正銀行法施行 長短金融分離の廃止	1986 「中小企業助成計画」による具体化 ・企業金融の改善 ・自己資本の強化、貸出へのアクセス改善 ・急成長企業に対する金融 ・零細企業の金融、困窮企業への対応
90年代前半	不動産危機 (バブル)	【国有銀行民営化 (第一波)】 パリバ、ソシエテジェネラル (1987)、クレディ・アグリコル (相互会社化、1988) 等	バブル崩壊後の中小企業支援 1994 SOFARIS の対象を従業員10人以下の零細企業に拡大 1995 首相指令 (BDPME 設立を指令)
	(95 - シラク) EU 指令	1988 証券市場改革法 1991 マストリヒト条約 →欧州経済統合深化 為替管理撤廃 (自由化実現) 1992 EU 市場統合 クレディリヨネ (民間) 破綻 →国有化 (EU からはクレム)	1996 95年首相指令を受け、BDPME 設立 (CEPME と SOFARIS を傘下に置く)
90年代後半		【国有銀行民営化 (第二波)】 BNP (1993)、クレディリヨネ (1999)、Natexis (旧クレディ・ナショナル) (1997) 等	

出所 各種資料により NRI 作成

図表 I-23 (参考) フランスにおける主要金融機関の民営化の推移



出所 大山、成毛 (2002年)

3. 最近の動向等

1) 現行の政策金融制度に対する意見

本調査では、CEPME の直接融資ならびに SOFARIS の保証に対する意見の聴取を監督官庁（経済財政産業省）、民間金融機関、中小企業者・中小企業団体そして政策金融機関自身に対して行い、両機関がどのように評価されているか、また自らをどう評価しているかにつき明らかにすることを試みた。調査対象機関の概要は図表 I-24 のとおり。

図表 I-24 ヒアリング調査の概要

属性	機関名称等	所在地
監督官庁	・経済財政産業省 (MINEFI)	パリ市内
政策金融機関	・中小企業開発銀行 (BDPME) ・預金供託公庫 (CDC)	メゾンアルフォート (パリ郊外) パリ市内
民間金融機関	・A行 (大手商業銀行) ・B行 (大手商業銀行) ・C行 (大手商業銀行)	パリ市内 パリ市内 パリ市内
中小企業 中小企業団体	・中規模製造業者 (医療器械製造業者) ・中小企業連合 (CGPME)	パリ市内 パリ市内
有識者	・Prof. MUSTAR (Ecole des Mines) (中小企業のイノベーション) ・Prof. BLAZER (Univ. of Strasbourg) (中小企業金融の信用リスク管理) ・Prof. LESCURE (Paris X Univ.) (フランス政策金融史)	パリ市内 パリ市内 パリ市内

(1) 監督官庁からの意見

[CEPME]

- ・ CEPME は中小企業市場とリスクについて知識とノウハウがあり、これを生かして民間金融機関との協調融資により政策金融の役割を果たしている。一方、自らで収支バランスを維持している点で、「通常の銀行」に近い存在ともいえる。

[SOFARIS]

- ・ 低金利の現状から、中小企業にとっては金利の支払いコストよりも資金へのアクセスそのものが問題となる今日、SOFARIS による保証事業の重要性は増している。

(2) 民間金融機関からの意見

[CEPME]

- ・リスク分散の観点から協調融資は実施したいものの、民間銀行同士はライバルなので協調融資が成立しない場合もある。一方で、CEPMEは民間銀行のパートナーなので相対的に協調融資を行いやすい。
- ・CEPMEのホテル産業（得意分野）への融資分野で蓄積されたノウハウを踏まえた審査能力は評価に値する。³⁷
- ・永年得意としている分野を中心にリスク分析能力については定評が有る。民間金融機関がリスク分析を実施したあとBDPMEでも検証するため、二重にチェックできる。³⁸
- ・CEPMEの直接融資については、民間金融機関と競合するとは考えていない。
- ・CEPMEがあるおかげで倒産を免れている中小企業も存在する。これは、雇用の維持につながる。³⁹

[SOFARIS]

- ・SOFARISの保証については事務手続きが簡便で、一部決定権限も委ねられていることから小規模企業の貸付に積極的に活用している。⁴⁰一方で、大型投資、新規案件などによっては手続きに時間がかかることもある。
- ・現状、民間金融機関は直接融資（協調）へのニーズが低い。なぜなら、民間銀行自身は潤沢な貸付原資となる資金を有しているため、それを他の機関とシェアしたいとは考えないからである。一方、リスクはシェアしたいため、SOFARISによる保証を活用する。⁴¹

(3) 中小企業者からの意見

[CEPME]

- ・CEPMEの協調融資については、リスクの比較的高い企業ならびに事業に対する融資の提供元として評価している。⁴²
- ・CEPMEによる協調融資のおかげで、倒産を免れている企業も存在している。⁴³

[SOFARIS]

- ・SOFARISによる保証は、それを受けている中小企業の信用力の担保になる。⁴⁴

³⁷ 以上、A行：大手商業銀行ヒアリングによる。

³⁸ C行：大手商業銀行ヒアリングによる。

³⁹ B行：大手商業銀行ヒアリングによる。

⁴⁰ A行：大手商業銀行ヒアリングによる。

⁴¹ 以上、C行：大手商業銀行ヒアリングによる。

⁴² A社：中規模製造業者ヒアリングによる。

⁴³ 中小企業団体ヒアリングによる。

⁴⁴ 中小企業団体ヒアリングによる。

(4) BDPME の意見

[CEPME]

- ・ CEPME が民間金融機関との協調により直接融資を実施することでリスクを分担し、民間銀行の支援を誘発するという「呼び水」の効果をもたらしたいと考えている。また、直接融資は、民間銀行と協調することで複数の異なる機関からの融資となる。これは、バーゼルⅡにおけるリスク分担の考え方にも合致する。
- ・ 上記の公的な目的の実現と同時に、収支バランスの維持を求められる CEPME にとっては、その存続のためにある程度の規模の融資を確保する必要がある。現在は低金利で量的補完の重要性が薄れているとされるものの、また CEPME がバックアップとしての重要性を増すであろう時期の到来に備え、戦前より継承してきた審査ノウハウの散逸を守っていく必要がある。

(5) まとめ

CEPME、SOFARIS とも、メリットについては、上記各主体による意見のとおりである。両機関とも信用力の低い中小企業の資金調達支援を行っているが各々の特色をみると、CEPME についてはリスク分析能力の高さ、呼び水効果、SOFARIS についてはリスク分散が挙げられよう。

両機関とも民間金融機関とは競合関係ではなく、パートナー関係となることが制度の前提となっている等の事情⁴⁵ から、民業圧迫等の批判は受け難いようである。

2) 特徴的な取組み

(1) 金融手法

①BDPME

BDPME は、ANVAR（フランス国立研究開発公社）等と 2005 年 1 月に統合することとなった（後述）。統合後は多様な支援手法により、イノベーションの可能性のある企業の発展をさらに支援しようとしている。具体的には、特定目的のための資金を融資、劣後ローン（メザニンローン）などの形で支援しよう、という意見を持っている。⁴⁶

一方、フランスでは中小企業金融向け貸付の証券化は進展していない。その背景には、融資の際のマージンが低い状況で証券化コストを上乗せすることが難しいため、民間金融機関にとってあまり関心がないことがあげられる。

②CDC（預金供託公庫）

CDC（預金供託公庫）は、郵便局や貯蓄銀行からの貯蓄資金等を主に公共住宅向けや地方公共団体への貸付等で運用する政策金融機関であり、本来中小企業支援を主目的として

⁴⁵ 内容については、1-5) 主要な政策金融機関 を参照のこと。

⁴⁶ 以上、BDPME ヒアリングによる。

設立された機関ではないが、1994 年以降中小企業支援業務を実施している。比較的新しいプログラムの内容としては、以下のものがある。

- ・ 中小企業への無担保・無保証融資に対する保証プログラム
- ・ ベンチャーキャピタルによるベンチャー企業への出資に対する保証プログラム

(2) コンサルティング、情報提供機能

中小企業は銀行担当者に相談をもちかけることが多いため、公的金融機関、民間金融機関の別に関わらず、融資担当者のアドバイザ的な役割が今後とも重視されている。BDPME では、独自の制度としてコンサルティングサービスを持つわけではないが、審査の際、財務分析の実施と適切な資金調達方法の提案を行うのが常態となっている。

なお、情報提供、中小企業を取り巻く環境に関する情報収集と中小企業への情報提供等を主な目的とする L'Agence de PME という機関が、2001 年に BDPME と CDC の共同で設立された。

3) 最近の動き

～中小企業支援機関の統合による機能強化の動き～

2005 年 1 月、BDPME に ANVAR (フランス国立研究開発公社)⁴⁷を統合し、米国 SBA をモデルとする総合的な中小企業振興政府機関が設立された。統合の主目的は、中小企業支援の窓口を一本化し、中小企業のスタートアップから成長発展、成熟段階までの資金調達支援を一機関で可能とすることにある。

統合後の新サービス等については、今まさに議論の最中だが、CEPME の融資機能をもつ BDPME に、イノベーション融資についてのノウハウを有する ANVAR を統合することによって、よりリスクの大きい融資をしていきたいと考えているとのことである。⁴⁸

⁴⁷ 産業技術の向上等のために設立。当初、大企業の研究開発支援が中心であったが、その後中小企業への貸付等の支援にシフト。

⁴⁸ 経済財政産業省ヒアリングによる。

第2章 ドイツ

1. 中小企業向け政策金融制度

1) 中小企業の定義

中小企業の定義としては、ボン中小企業研究所 (IfM Bonn) が自主的に制定した定義「従業員 500 人未満、かつ売上高 5 千万ユーロ未満」と、EU の定義「従業員 250 人未満他、フランス部分にて前述」が併存している。KfW (復興金融公庫)、IKB (ドイツ産業銀行) など、ドイツ国内の中小企業融資を取り扱う機関では IfM Bonn による定義を重視する一方で、連邦経済労働省や連邦中央銀行、連邦統計庁などでは、EU の定義にしたがって中小企業統計をとりまとめている。

図表 II-1 IfM Bonn による中小企業の定義

企業規模分類	従業者規模	かつ	年間売上高
小企業	0人以上9人以下		100万ユーロ未満
中企業	10人以上499人以下	100万ユーロ以上5,000万ユーロ未満	
大企業	500人以上	5,000万ユーロ以上	

出所 IfM Bonn 2003

2) 産業構造と中小企業のプレゼンス⁴⁹

ドイツでは企業数総計 290 万社、このうち 中小企業の占める割合は、企業数ベースで 99.7% (2002 年)、従業員数ベースで 70.2% (2003 年)、売上高ベースで 41.2% (2002 年) となっている (出所: IfM Bonn)。

このうち中企業については、企業数ベースで全業種では 10.4%であるのに対し、製造業全体に占める割合は 21.5%と高い (図表 II-2)。

図表 II-2 ドイツにおける産業構造と中小企業のプレゼンス (企業数 (千社))

	全体	(2000年)					
		中小企業 合計		中企業 (年間売上高100~5,000万ユーロ)		小企業 (年間売上高100万ユーロ未満)	
		実数	割合	実数	割合	実数	割合
建設業	323.1	322.9	99.9%	37.1	11.5%	285.8	88.5%
製造業	291.9	288.8	98.9%	62.9	21.5%	225.9	77.4%
商業(卸小売業)	731.5	728.8	99.6%	110.1	15.1%	618.7	84.6%
サービス業	1,455.5	1,454.1	99.9%	82.6	5.7%	1,371.5	94.2%
その他	107.2	106.8	99.7%	8.4	7.9%	98.4	91.8%
合計	2,909.2	2,901.4	99.7%	301.1	10.4%	2,600.3	89.4%

出所 IfM Bonn

⁴⁹ IfM Bonn の定義では、従業員規模と売上高の両方の基準を満たす企業が中小企業とされるが (図表 II-1 参照)、統計上の限界により、ここでは売上高要件のみが同基準を満たす企業のプレゼンスを示している。

図表 II-3 ドイツにおける産業構造と中小企業のプレゼンス（年間売上高（十億ユーロ）

(2000年)

	全体	中小企業 合計					
		中小企業 合計		中企業 (年間売上高100～5,000万ユーロ)		小企業 (年間売上高100万ユーロ未満)	
		実数	割合	実数	割合	実数	割合
建設業	218.9	183.6	83.9%	116.7	53.3%	66.9	30.5%
製造業	1,514.7	430.0	28.4%	373.1	24.6%	56.9	3.8%
商業(卸小売業)	1,328.7	618.7	46.6%	486.6	36.6%	132.1	9.9%
サービス業	887.2	508.7	57.3%	315.3	35.5%	193.4	21.8%
その他	203.4	54.7	26.9%	39.0	19.2%	15.6	7.7%
合計	4,152.9	1,795.7	43.2%	1,330.8	32.0%	464.9	11.2%

出所 IfM Bonn

3) 中小企業の資金調達

(1) 中小企業の財務構造

ドイツの中小企業（製造業）の自己資本比率は、欧州各国と比べて特に小企業で低い。既述の「BACH DATABASE」によれば、自己資本比率は中企業で 29.0%、小企業で 20.1% となっており（P 3 の図表 I-4）、これは同データベースの対象 10 カ国のうち、中企業では下から 2 番目に、小企業では最も低い水準となっている。

これは、ドイツ固有の税制上の理由⁵⁰により、資本を内部に蓄積するインセンティブが低かったことが直接的な理由であるとされている。なお、他人資本については銀行からの借入が中心である。

バーゼル II の中小企業の資金調達に対する影響は、取引先企業に係る格付システム導入が金融機関に課されることによって、リスクの高い中小企業融資が選別・縮小される懸念を指摘するケースが多い。⁵¹このため、金融機関では劣後ローンなど、格付の際に自己資本とみなせる金融商品を提供して顧客企業の財務体質改善に取り組むなどの動きがみられる⁵²。

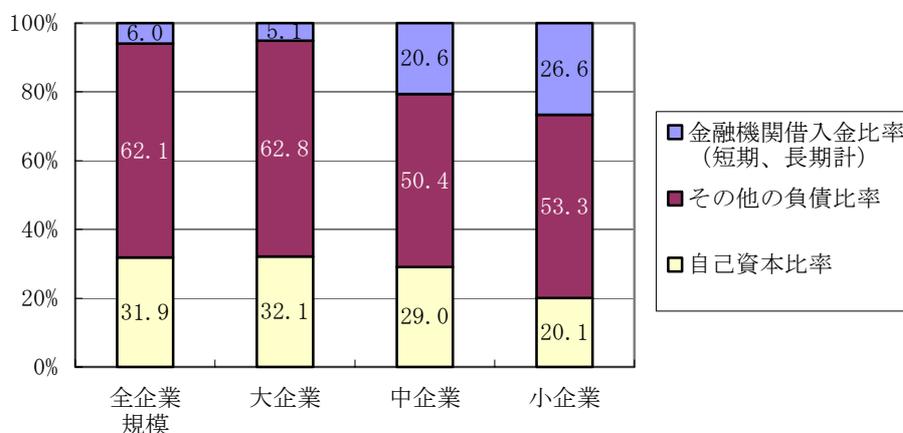
図表 II-4 は、ドイツにおける製造業の財務構造を、企業規模別に示したものである。これを見ると、企業規模が小さいほど自己資本比率が低く、金融機関からの借入金による資金調達の割合が大きいことが分かる。

⁵⁰ IfM Bonn ヒアリングによる。

⁵¹ KfW、連邦経済労働省、連邦中央銀行、IfM Bonn ヒアリングによる。

⁵² 協同組合銀行ヒアリングによる。

図表 II-4 ドイツにおける製造業の財務構造 (2000 年)



(企業規模の定義)

	年間売上高
大企業	4,000万ユーロ以上
中企業	700万～4,000万ユーロ未満
小企業	700万ユーロ未満

出所 EU 委員会、BACH DataBase

(2) 中小企業の資金ニーズと資金調達状況

①他人資本の調達状況

ドイツでは、特に中企業を中心に設備投資意欲が高い。連邦統計庁がとりまとめた設備投資動向をみると、小企業(従業員数 20～49 人)では全体の 79.5%の企業が設備投資を行ったのに対し、中企業(従業員数 50～499 人)では 91.3%の企業が実施している(図表 II-5)。ところが、ドイツの中小企業の自己資本比率は低く、設備投資資金の大部分は借入等に依存せざるを得ない。

IfM Bonn による中小企業アンケート(毎年実施)によると、中小企業の資金調達形態で好ましいと考えられているのは、自己資金、銀行からの長期借入金・短期借入金、リース、企業間信用の順である。一方で新規出資(増資)はそれほど重視されていない。また、ファクタリングはそれを行うにあたって、15 万ユーロ程度のボリュームが必要となるため、あまり使われていない。

図表 II-5 設備投資動向

(2002年)

	全体企業		設備投資を実施した企業		設備投資実施割合	
	企業数	従業者数	企業数	従業者数	企業数	従業者数
	unternehmen ①	Beschäftigte ②	unternehmen ③	Beschäftigte ④	③/①	④/②
20-49	17,917	584,138	14,238	470,811	79.5%	80.6%
50-99	9,537	663,533	8,472	591,182	88.8%	89.1%
100-249	6,932	1,070,787	6,449	999,839	93.0%	93.4%
250-499	2,468	849,266	2,360	813,718	95.6%	95.8%
500-999	1,092	740,019	1,066	722,935	97.6%	97.7%
1,000人以上	737	2,460,143	728	2,447,044	98.8%	99.5%
(20-49)	17,917	584,138	14,238	470,811	79.5%	80.6%
(50-499)	18,937	2,583,586	17,281	2,404,739	91.3%	93.1%
(500-)	1,829	3,200,162	1,794	3,169,979	98.1%	99.1%
合計	38,683	6,367,886	33,313	6,045,529	86.1%	94.9%

出所 Statisches Bundesamt

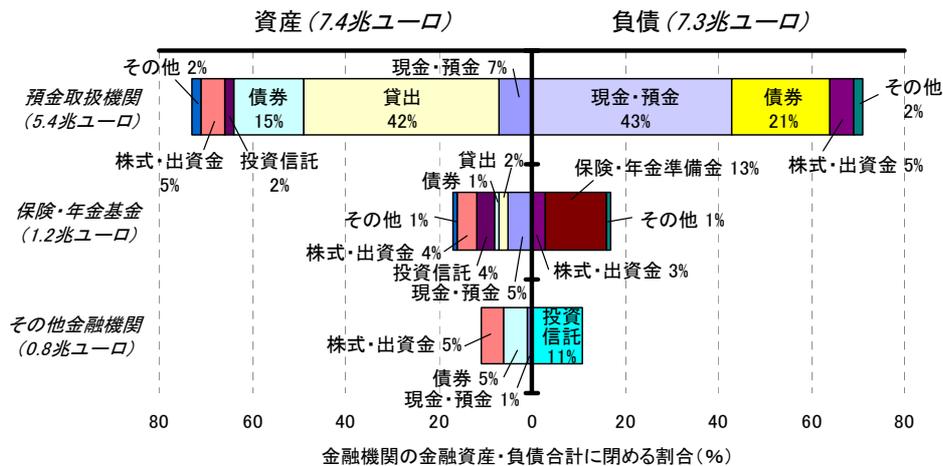
②金融構造

(i) ドイツにおける金融機関の資産・負債

図表 II-6 を見ると、預金取扱機関のプレゼンスが大きいことがわかる（資産ベースで見ると、全体 7.4 兆ユーロのうち、預金取扱機関が 5.4 兆ユーロ（約 73%）を占める）。

ドイツの預金金融機関には、民間の商業銀行や協同組合銀行、公営の貯蓄銀行などがあるが、これらは預金、貸出業務に加えて証券業務を行うことが認められており、ユニバーサルバンクと呼ばれている。

図表 II-6 資金循環：ドイツの金融機関の資産・負債内訳（2001 年末）

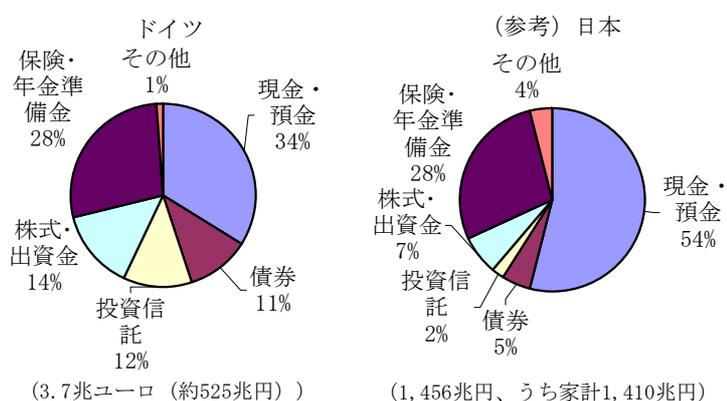


出所 日本銀行調査月報（2004年1月号）「資金循環統計の国際比較」より作成

(ii) ドイツにおける家計の金融資産構成

ドイツにおける家計の金融資産構成をみると、日本と比較して投資信託や株式・出資金といったハイリスクの金融資産の割合が高いことが特徴的である。

図表Ⅱ-7 ドイツにおける家計の金融資産構成（2001年末）



出所 日本銀行調査月報（2004年1月号）「資金循環統計の国際比較」より作成

4) 中小企業向け政策金融

(1) 政策金融システム

① 中小企業政策の現状

ドイツの中小企業政策は、市場経済の枠組みを維持するために国家が介入するという社会的市場経済を前提に、市場メカニズムをベースとした競争促進のための基本条件の整備、中小企業の競争力の向上のための中小企業振興を基本方針にしており、この点は今日に至るまで大きな変化はない。

ドイツでは連邦制が採用されていることから、連邦政府と州政府がともに中小企業政策の担い手となっている。各州では、独自に中小企業振興法を制定しつつ中小企業政策を遂行している⁵³。

また、ここ数年のドイツの景気は低迷を続け、失業者が全独で 500 万人を超える深刻な事態を迎えていることから、最近では、中小企業が雇用に果たす役割を重視している。

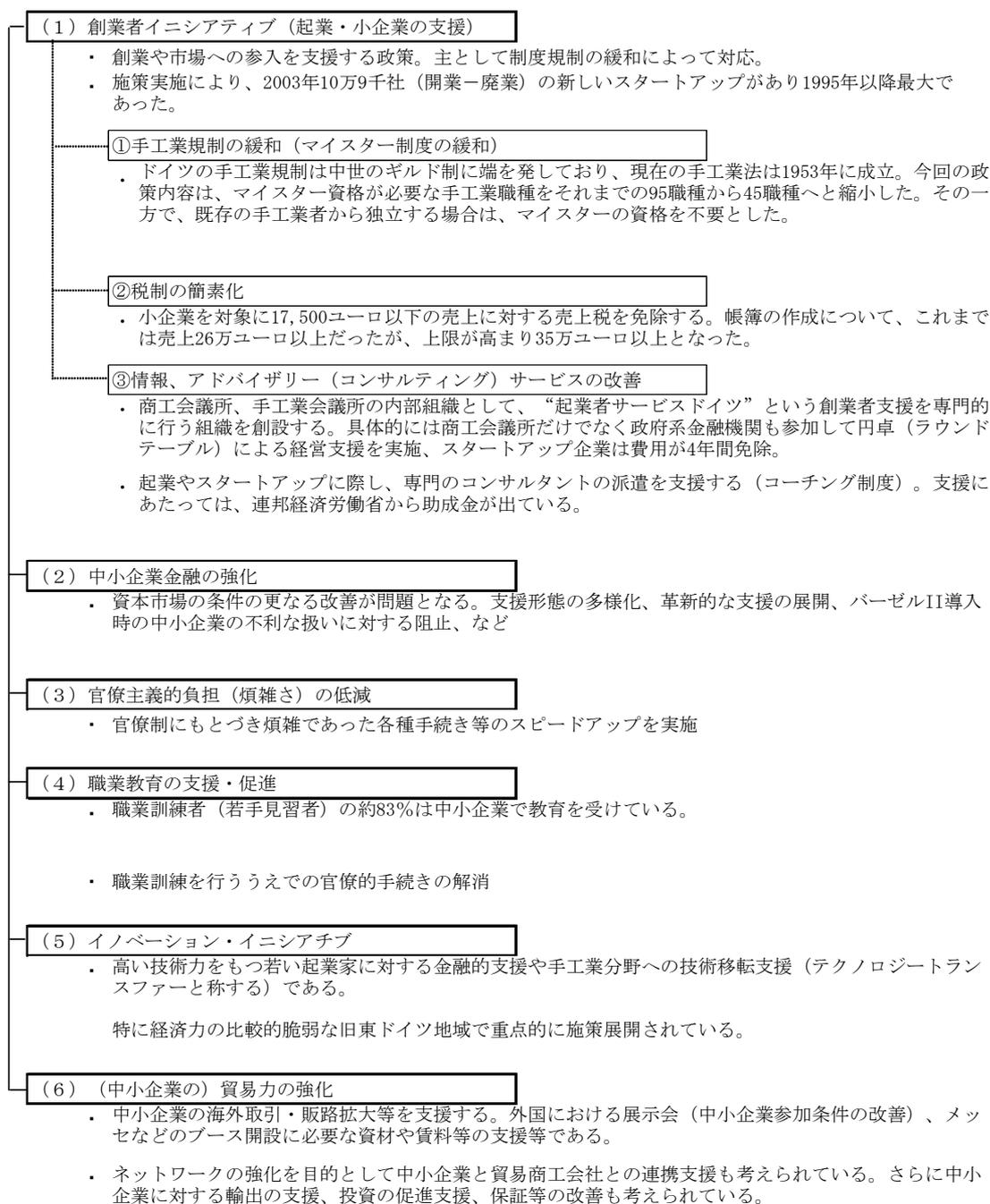
こうした中で連邦政府は、2003年「Mittelstandsoffensive（中小企業の攻勢）」の名称をもつ中小企業向け支援プログラムをスタートさせた。プログラムの目的は、①起業支援、②中小企業金融の強化、③官僚主義の低減、④職業教育の支援、⑤イノベーション支援、⑥貿易力の強化を柱としている（図表Ⅱ-8）。

特に、ドイツにおける中小企業政策の重点は小企業を対象としたスタートアップに置か

⁵³ 平澤（2002）

れている。スタートアップ企業への支援は補助金を中心となっており、競争機能を脅かすような補助金政策を禁止する EU 指令の例外（中小企業への助成に関する条例）の下で展開されている。

図表 II-8 Mittelstandsoffensive のアウトライン



出所 連邦経済労働省資料及びヒアリングに基づき作成

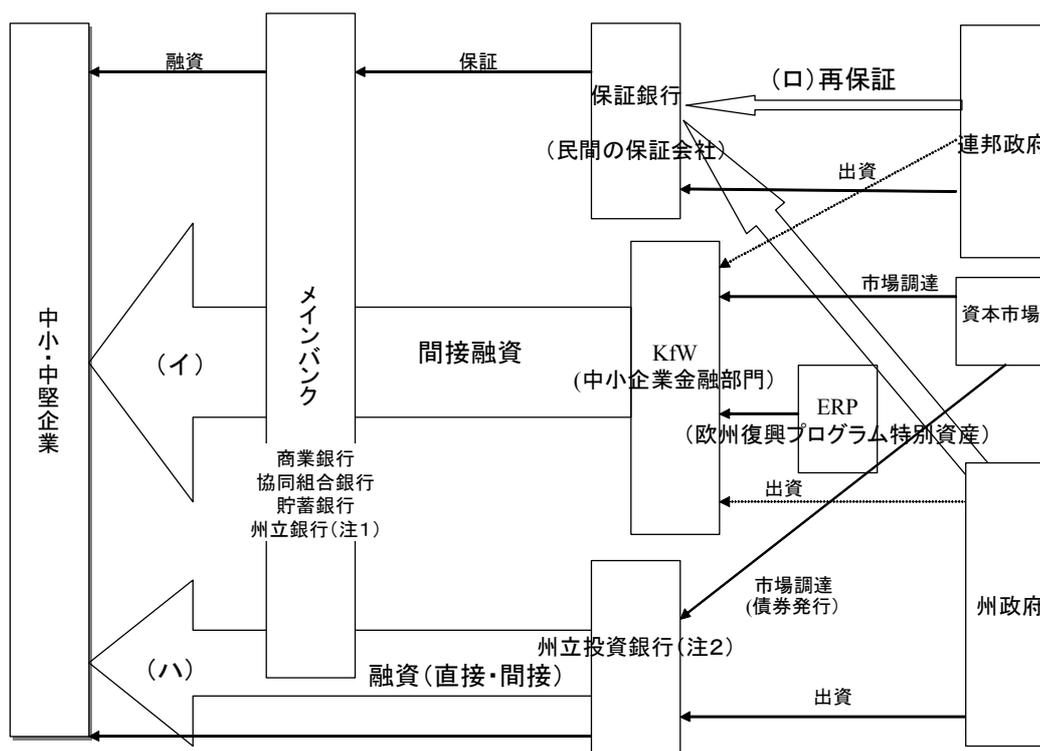
②政策金融システム

ドイツの中小企業向け政策金融は、第二次世界大戦後から、企業と民間金融機関等（メインバンク）との関係を生かした手法が活用され、メインバンクの審査と協力のもと、間接融資の形態で中小企業に資金が供給される。メインバンクは KfW などの政策金融機関から借り入れた資金にマージン率を上乗せして中小企業に資金を貸し付ける。

また、連邦経済労働省ヒアリングによれば、中小企業の資金調達能力を高めるための支援を行うことが中心となっている。

ドイツの中小企業向け政策金融システムは（イ）KfW による間接融資、（ロ）連邦及び州政府による保証銀行に係る再保証、（ハ）州の政策金融機関による支援の3つに大別される（図表Ⅱ-9）。

図表Ⅱ-9 ドイツにおける中小企業向け政策金融の全体像



（注1）州立銀行は各州の（公営）貯蓄銀行の中央金融機関であり、各州のメインバンクとして主に地域の財政業務を担当する。また州立銀行は国内、国際市場において民間銀行と変わらぬ業務・サービスを提供していることから、ここでは政策金融に含めない。

（注2）州立投資銀行には、上記州立銀行の子会社的なものも存在する。

出所 各種資料より作成

(イ) KfW による間接融資

連邦政府の政府系金融機関である KfW（復興金融公庫 Kreditanstalt für Wiederaufbau：詳細は後述）がメインバンクを経由して間接融資を行っており、ドイツの中小企業向け政策金融の柱となっている。

KfW は、ドイツ国内の経済発展とインフラ整備を支援する政策金融機関であり、中小企業支援ばかりでなく、住宅・環境整備、社会基盤整備、海外直接投資など幅広い政策テーマに関する融資を総合的に実施している。

(ロ) 連邦及び州政府による保証銀行に係る再保証

連邦政府及び州政府が、保証銀行（民間の保証会社）による中小企業向け貸付の保証を再保証している。

(ハ) 州の政策金融機関による支援

州レベルでは、各州独自の中小企業政策の下で、州の政策金融機関（州立投資銀行等）が直接融資を含む各種金融支援を行っている。但し支援の方法は州ごとに異なっている。

一方、ドイツには州立銀行、貯蓄銀行といった民間金融機関と同様の業務形態を有しながらも、州政府や市町村が最終責任をもつ公法上の金融機関も存在する。しかしこれらは、業務内容が民間の商業銀行とほぼ同じであることから、政策金融機関の範囲に含めないこととする。

(2) 政策金融の規模

2004 年の KfW 中小企業金融部門における通常融資と劣後ローン（メザニンカピタル）の合計は 99 億ユーロ（約 1.4 兆円）、証券化実施額は 37 億ユーロ（約 5,300 億円）である。

図表 II-10 KfW（中小企業金融部門）の支援実績

（単位：10億ユーロ）

	2002年	2003年	2004年
融資	9.5	9.0	9.3
メザニンカピタル(注1)	0.3	1.0	0.6
資本融資(注2)	0.4	0.3	0.3
証券化	7.8	3.5	3.7
合計	18.0	13.8	13.9

(注1) 劣後ローン（詳細は後述）

(注2) ベンチャーキャピタル等になされる貸付

出所 KfW 資料より作成

ドイツでは中小企業向け貸付残高は公表されていない。参考までにドイツの企業向け全体の貸付残高は 2003 年 9 月末現在で 8,110 億ユーロ⁵⁴(約 116 兆円)となっている。

ドイツの政策金融の中小企業向け貸付残高に占めるシェアは不明であるが、間接融資に

⁵⁴ ドイツ連銀統計。住宅、農業、金融機関向けを除く。

よる事業規模の大きさ（約 1.4 兆円、フローベース）から推して、フランスと並んでシェアの高い国であると推測される。

5) 主要な政策金融機関

(1) KfW

①事業内容

KfW は、第二次世界大戦後の 1948 年に、経済復興に向けた資金を経済発展とインフラ整備に配分することを目的に設立された政策金融機関である。監督官庁は連邦財務省 (BMF) であるが、中小企業金融部門の監督を担当する委員会の委員長は連邦経済労働大臣 (BMWA) である。

出資構成は、連邦政府が 80%、州政府が 20% である。また、公的機関として租税とドイツ銀行法の適用が免除されている。事業分野は、中小企業金融だけではなく、インフラ整備、投資金融や輸出信用など幅広い分野で政策融資を実施している。KfW の従業員総数は 3,225 人である (2003 年末現在)。

総資産は約 3,480 億ユーロ (約 48.7 兆円) (2004 年 6 月時点)、総融資額は約 722 億ユーロ (約 10.1 兆円) (2003 年) であり、ドイツ 10 大銀行の一つに数えられる規模を有している。

本店はフランクフルト、支店はドイツ国内のボンとベルリンにある。また EU 本部のあるブリュッセル及び発展途上国、新興国を中心に 28 の海外事務所を有し、これらは主に投資金融、輸出信用の窓口となっている。

KfW は、連邦政府保証を背景に低利の市場調達を行っている⁵⁵。融資資金の大部分をユーロ及び外貨にて欧州市場や国際資本市場で調達しているほか、一部を国家財政から賄っている (ERP 資金等)。2003 年時点では、資本市場で 486 億ユーロを調達した。

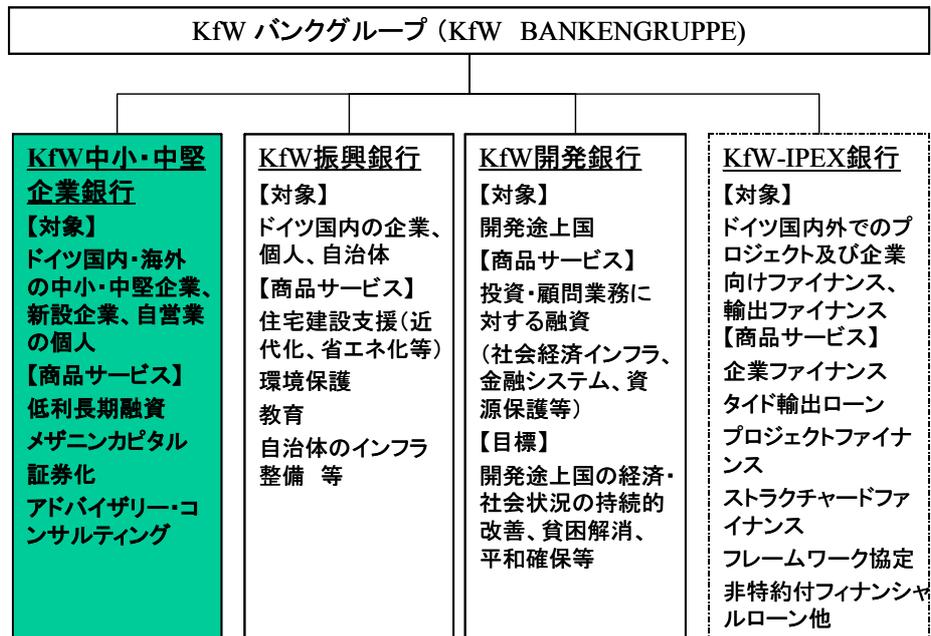
中小企業分野についてみると、KfW は 2003 年 1 月 1 日付けで DtA (ドイツ調整銀行) を吸収合併した。この際に KfW は組織再編を行い、KfW バンクグループというブランドネームの下に、①KfW 中小・中堅企業銀行 (中小企業支援)、②KfW 振興銀行 (住宅・インフラ関連支援)、③KfW 開発銀行 (途上国向け支援)、④KfW-IPEX 銀行 (輸出金融・プロジェクトファイナンス) という事業部門を配置した⁵⁶。

このうち KfW-IPEX 銀行が管轄している輸出・プロジェクトファイナンス分野は、2007 年 12 月 31 日までに民間と直接競合する分野を分離し、2008 年 1 月 1 日から独立した子会社となることが決定している (図表 II-11)。

⁵⁵ 政府の信用力により、市場からは A A A / A a a の格付けがなされている。

⁵⁶ これらは事業部門のブランド名であり、KfW の主たる事業は引き続き単一の法人を通じて行われている。

図表 II-11 KfW グループの組織図



注) KfW-IPEX 銀行は 2008 年 1 月より法律上独立した子会社になる予定
 出所 KfW アニュアルレポート等より作成

以下、KfW の中小企業支援部門 (KfW 中小・中堅企業銀行) を中心にみていく。なお、中小企業支援部門に限った収支、財政は公表されていない。

図表 II-12 KfW の概要 (KfW 中小・中堅企業銀行を中心に)

機関の概要	復興金融公庫 (KfW)
● 監督官庁	連邦財務省 (BMF) (注1)
● 設立年	1948年
● 出資	連邦政府80%、州政府20%(注2)
● 組織体制	本店(フランクフルト)及び2支店(ベルリン、ボン)
● 政策金融手法と事業規模 (フロー)	・間接融資(注3) 貸付年額:100.0億ユーロ(約1.4兆円)(2003年) ・証券化:34.8億ユーロ(約4,980億円)(注4)(2003年)
● 件数または社数(年間)及び平均ロット(年間)	・貸付件数:約46,000件 ・平均ロット:19.6万ユーロ(約2,805万円)／件(2003年)
● 融資または保証残高	NA

*円換算は 1 ユーロ=143.11 円(2004 年 12 月 30 日現在)

(注1) KfW の監督官庁は連邦財務省だが、中小企業支援分野の監督を担当する委員会の委員長は連邦経済労働大臣

(注2) 資本金は、99.4 億ユーロ (約 1.4 兆円) (2003 年)

(注3) 間接融資: 民間金融機関は KfW から借り入れた資金を審査実行後中小企業者に貸し付ける

(注4) 民間金融機関の既存の貸付債権をクレジットデフォルトスワップ (CDS) の活用により証券化するもの

出所 KfW アニュアルレポート及び各機関からの入手資料より作成

②対象企業層と融資プログラム

KfW の主な融資プログラムは、概ね下表のとおりである（図表Ⅱ-13）。

KfW の融資メニューの中心は事業向けローン（Unternehmerkredit）であり、2004年現在、全体の融資額の61%を占めている。また、グローバルローンは全体の30%を占めている。KfW の貸付プログラムのうちERP（欧州復興プログラム特別資産）を原資としたものは1割程度である。

図表Ⅱ-13 KfW による融資額の推移

(単位:10億ユーロ)

	2002年		2003年		2004年	
事業向けローン(Unternehmerkredit)	60%	5.7	52%	4.7	61%	5.7
グローバルローン(Global Loans)	25%	2.4	36%	3.2	30%	2.8
その他	15%	1.4	12%	1.1	9%	0.8
うちERP関連	12%	1.1	8%	0.7		NA
合計	100%	9.5	100%	9.0	100%	9.3

出所 KfW 資料より作成

以下で、KfW の主力プログラムである事業向けローンについてみていく（図Ⅱ-14）。

図表Ⅱ-14 事業向けローン（Unternehmerkredit）の概要

	事業者向けローン（Unternehmerkredit）
貸付対象	事業者全般 ・売上高が5億ユーロ（約700億円）を超えないこと ・創業企業から中企業まで対象
資金使途	設備資金（少額ながら長期運転資金もある）
融資限度額	500万ユーロ（約7億円）
融資利率（注1）	融資実行日におけるKfW所定の利率（資本市場の動向を基準とする）
融資期間	10年（条件によっては20年まで可能）
据置期間	2年以内（条件によっては3年まで可能）
融資割合	①貸付額100万ユーロ（約1億4千万円）以下：原則として必要資金の最高100% ②貸付額100万ユーロ（約1億4千万円）超： （イ）年商5千万ユーロまでの企業：原則として必要資金の最高75% （ロ）年商5千万ユーロ超の企業：原則として必要資金の最高3分の2まで
担保	通常の銀行取引で求められる担保、銀行（メインバンク）との交渉で決定
債務免除割合（注2）	原則0% （例外）旧東独地域：貸付額200万ユーロ（約2億8千万円）以下の場合に50% 西独地域：創業後5年以内かつ貸付額200万ユーロ以下の場合に40%
備考	他のKfW融資との併用可

（注1）KfW のウェブサイトにて企業向け融資利率が表示され、一部のプログラムについては、企業向け貸出金利の一定の引き上げが認められる等の特別条件がある。因みに、2004年2月25日現在の企業向け融資利率は4.3%（期間10年、据置2年の場合）となっている。また融資利率はプログラムごとに異なる。

（注2）仲介する金融機関がKfW に対して負っている債務のうち、KfW が免除を認める割合
出所 KfW 資料

- ・ KfW の貸付は金融機関を経由した間接融資であるため、中小企業は通常取引金融機関（メインバンク）に対して貸付の申請を行う。KfW の貸付はまずメインバンクに対してなされ、メインバンクは KfW に対して支払う金利にマージン率を上乗せして中小企業に対して貸付を行う。このため KfW からメインバンクへの貸付は一括でなされるのではなく、個々の中小企業の申込みごとに行われる。
- ・ 貸付対象は事業者全般であり、企業に加え自営業者なども含まれる。企業の成長段階に合わせた複数の融資プログラムに細分化されており、創業企業から中企業まで幅広い企業層が対象となっている。
- ・ 資金使途としては設備資金が中心となっている。長期運転資金の融資も行われているがその割合は当プログラムによる貸付額全体の 5% を下回っている。
- ・ 融資限度額は 500 万ユーロ（約 7 億円）であり、比較的大口の融資も可能となっている。
- ・ 融資期間は原則 10 年であるが、条件によっては最長 20 年まで可能となっている。
- ・ 貸付額が 100 万ユーロ以下の場合には必要資金の 100% を KfW が融資することが可能である。しかし貸付額が 100 万ユーロ超となる場合は、年商 5 千万ユーロまでの企業の場合に少なくとも必要資金の 25% を、年商 5 千万ユーロ超の企業の場合に少なくとも必要資金の 3 分の 1 を他の調達手段で賄うことが求められる。年商の大きな企業のほうが他の調達手段で賄う割合が高くなっている。
- ・ 担保については、通常銀行取引で求められる担保が徴求される。
- ・ 最終的な借手である中小企業の倒産に対する KfW のリスク負担割合（債務免除割合）は原則 0% であるが、旧東独地域や創業支援の場合には KfW が 40~50% のリスクを負担する可能性がある。しかしこのリスク負担割合は、金融機関の担保処分後の回収不能額に対して適用される⁵⁷。

また、グローバルローンとは、民間金融機関に一括して資金を融資し、各民間金融機関がこれを分割して個々の企業への貸付を行うプログラムである。融資対象や融資期間については各民間金融機関の判断に任せている点が通常の事業向けローンと異なっている。

③利用する金融機関

KfW 資金の使用額が多いのは、貯蓄銀行、協同組合銀行（フォルクスバンク等）、商業銀行、州立銀行の順となっている。最近の傾向として、貯蓄銀行や協同組合銀行のウエイトが上昇しているのに対し、商業銀行のウエイトが低下している⁵⁸。

こうした動きは 99 年~2002 年頃にかけて、景気低迷による企業の業績悪化などの要因によって、商業銀行の資産利益率が低下するなかで、貯蓄銀行のシェアが拡大した⁵⁹という動

⁵⁷ KfW ヒアリングによる。

⁵⁸ KfW ヒアリングによる。

⁵⁹ ドイツ連銀ヒアリングによる。

きと符合している。当時、ドイツの商業銀行では不良債権問題が深刻となっていたが、KfWが間接融資の手法を採用しているために、その利用が民間金融機関の意向に左右されることを示していると考えられる。

(2) 連邦及び州政府（保証銀行に係る再保証）

「保証銀行」とは、信用制度法（我が国の銀行法に相当）を根拠法とする有限責任会社である。その出資者は、手工業会議所、工業、商業及びサービス業の同業者又は自由業者の連盟、さらには各金融機関（貯蓄銀行、協同組合銀行及び商業銀行）の上部機構、保険会社を含む個別金融機関により構成されている。その起源は、欧州に広く存在する同業者組合の性格を帯びながら、「会社」として発足した保証機関で、1950年代以降、州ごとに、手工業、商業、工業等の主要産業部門ごとに設立されていったものである。1970年代前半にはその数は50社を超えていたが、その後統合が進み、現在では16の州に基本的に一行が存在する体制となっている。州ごとに一本化されたもののほとんどが名称にこの「保証銀行」を含み、次に述べる州政府の再保証を受けるために、所在している州のみを営業地域として保証業務を行っている。営業活動の結果として生じた剰余金から株主に対して配当を行うことは許されず、準備金として留保することが定められている。ただし、非営利法人としての性格から所得には課税されない。

保証銀行は、連邦及び州政府の中小企業振興政策の一翼を担っている。連邦及び州政府は、これら保証銀行に対して再保証を提供することにより、そのリスクをカバーしている。保証銀行は貸付額の最大80%を保証するが、その保証額の36%を連邦政府が、同じく29%を州政府が再保証するため、保証銀行の負担割合は保証額の35%、貸付額の28%となっている。なお、旧東ドイツ地域の中小企業に対しては、連邦及び州政府で保証額の80%を再保証している。

図表Ⅱ-15 保証銀行の概要

保証銀行の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・実施機関は16の民間の「保証銀行」(連邦及び州政府の再保証あり) ・保証債務残高:49.9億ユーロ(約7,141億円)(2003年)
●保証割合	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として融資額の80%以下 ・実際は、保証銀行と金融機関の合意により50~80%の範囲内で設定
●保証料等	<ul style="list-style-type: none"> ・保証料:保証債務残高の年1% ・事務処理手数料:保証額の1% ・両者とも保証利用企業の負担
●代位弁済率	・年間保証債務履行額/保証債務残高 3.6%(2001年)
●損失の処理方法等	・連邦政府及び州政府による無償の再保証あり
●その他	・上記再保証は旧東独地域について再保証割合が高い

出所 保証銀行連合会アニュアルレポート及び同連合会ホームページより作成

(3) 州の政策金融機関

各州では、民間金融機関を補完する政策金融機関（州立投資銀行等）が存在している。

州立投資銀行は、各州独自の中小企業政策の下で資金を供給している。ただし支援の方法は州ごとに異なっている。

ここでは、特に、経済状況の芳しくない旧東独地域の事例ではあるが、ザクセン＝アンハルト州立投資銀行の事業内容を紹介する。

同行の業務は、①民間金融機関等（商業銀行、協同組合銀行、貯蓄銀行）を補完する金融業務を行う、②既にある金融面の不足・欠陥を補う、③コンソーシアムを組むときのパートナーとなるという目的のもと、州の助成金・補助金を活用した業務、州政府予算等を原資とした直接融資業務の二つを展開している。

特に経済状況が芳しくない旧東独地域では、同行のように州立投資銀行が直接融資を行うケースが見られるようであるが、これらは直接融資の手法をとりつつもラストリゾートとしての助成金的な位置づけに近い。しかし同行が直接融資を導入した理由として、地域経済低迷のために民間金融機関の与信が縮小し、間接融資による政策金融が機能しなくなったことを挙げている。

2. 政策金融の違いを生み出す背景

1) 歴史的経緯からのアプローチ

(1) 政策金融機関設立の経緯

戦後復興のため大量の資金が不足した状況から、国の融資が必要とされ、1948年にKfWが設立された。

KfW設立の際に直接融資を行う政策金融機関を設立しようという議論はあった。しかしながら、次の2つの理由により現在の間接融資システムが採用された。

①毛細血管のごとく張り巡らされた店舗網をもつ金融機関の存在

KfWが設立された当時から、既に金融機関（産業革命期の1840年～60年に公営の貯蓄銀行、民営の協同組合銀行が創設されていた）の店舗網が充実していた。

これらの金融機関は預金、貸出業務に加えて証券業務を行うユニバーサルバンクとして機能し、顧客企業の様々な資金ニーズに応えてきた。また、住民、地元企業、自治体に対する貯蓄業務、証券販売、住宅貸付等を通じた審査体制、顧客情報の蓄積等もあった。従ってこれらの金融機関を活用したほうが、より効率的に資金を供給できるという考えがあった。

また、ドイツでは、州による独自の中小企業政策が展開されていたため、州や市町村により運営されていた貯蓄銀行などの公営の金融機関の支店網を活用し、連邦政府は補完にまわるという間接融資の仕組みが形作られたと想定される⁶⁰。

ドイツの中小企業は、設備投資意欲が高いなど資金調達ニーズが高く、資金調達は銀行からの借入に依存してきた。こうして銀行からの資金調達ニーズの高い企業と多様な業務を行うことのできる銀行とが永年にわたって密接な関係を有していたことが、メインバンクシステムによる間接融資を行いやすくする土壌を形成していたと考えられる。

また、預金が貯蓄銀行に集中することもあり、ドイツの民間金融機関は資金調達の一部を債券発行など預金以外の手段に頼る必要があるが、KfWの間接融資は民間金融機関が中小企業向けの融資を行ううえで、量的補完的なニーズも満たしていたと推測される。

②ERP財産（マーシャルプラン）の安定的運用の必要性

政策金融機関設立の一つの原資となったERP財産（マーシャルプラン）は安全な運用が必要であるため、政策金融機関がリスクの高い中小企業等に直接融資することが敬遠された。

⁶⁰ ドイツ連銀ヒアリングでは、間接融資を採用している背景に連邦制による州の独立性をあげている。

図表Ⅱ-16 ドイツ中小企業金融 関連年表

	経済情勢 (政権)	金融制度面の動き	中小企業政策の動き等 (KfWのプログラム等)
1800年代	産業革命による工業化 普仏戦争	庶民(特殊)銀行の誕生 ・1840~60:貯蓄銀行の創業期 ・1840~60:信用協同組合設立 三大商業銀行の設立 ドイツ帝国設立(1871)を契機 (ユニバーサルバンク制度開始)	←三大銀行: ドイツ・コメルツ・ドレスデン
1900年代	第1次大戦	・商業銀行再編(銀行資本の集中) ・庶民銀行の業務拡大	
1945	第2次大戦復興	マースラフ:欧州復興基金(ERP)	1947 保証銀行設立
50年代	46 - アテナウアー	1948:復興金融公庫(KfW)の設立 (産業インフラ、住宅復興) 1950:引揚者銀行の設立(DtA前身)	1948:長期産業融資(重点産業に投資) 1950:中長期輸出金融、住宅・雇用プログラム 1952:中小企業向けプログラム
60年代		(1952調整負担銀行に改組 1986ドイツ調整銀行に名変)	競争条件の改善(不利益の補填) 州レベルでの中小企業振興法の制定 財閥形成による損害補填・競争力強化 業態・規模での不利益の補填
63 - エアハルト		~60:3セクターの復元	
66 - キーゾンガー		金利自由化	構造改革・経済成長の担い手として重視
69 - ブラント		1967:金利調整令の廃止 (73年に金利の完全自由化)	1971:自己調達資金プログラム拡大 1971:ERP企業プログラム(資本参加)
70年代			
1973 オイルショック		1973:ゲスラー委員会報告	
74 - シュミット		ユニバーサルバンク制度の継続 銀行の企業への資本参加制限 自己資本の充実	1984:環境対策プログラム 雇用の確保・拡大=雇用の吸収源
80年代			1986:中小企業の資金調達改善の3法案 株式上場基準緩和法 企業持分会社法 機関投資家の投資制限緩和法 二部市場の創設(1987)
82 - コール		資本市場の育成	1990:旧東ドイツ復興プログラム 中小企業の開発力を重視←国際競争
失業者の増加		1984:月別起債調整の廃止 1986:マルク建てCD解禁 1988:二部市場の本格的取引開始	1994:小規模株式会社法の制定 中小企業の株式会社化促進策
90年代			1994:研究開発(イノベーション)プログラム 1996:ベンチャーキャピタル向けプログラム
東西ドイツ統一		1990:ドイツ・オプション取引所での取引開始 1991:有価証券取引税の撤廃 ドイツマルク CP 市場創設	
EU 指令		1994:株式の最低額面引下げ 1996:有限会社への持株会社保有を解禁 1997:ベンチャー対象の新市場部の創設	
98 - シュレーダー			
2000年代			2000:企業・住宅債権の証券化←銀行の不良債権・貸し渋り 2003:ドイツ調整銀行(DtA)吸収合併 2005年以降:州立銀行・貯蓄銀行グループの公的保証制度廃止

中小企業数の減少
↓
増加

出所 各種資料により NRI 作成

3. 最近の動向等

1) 現行の政策金融制度に対する意見

本調査では、KfW の間接融資への意見の聴取を、監督官庁（連邦経済労働省）、金融機関（商業銀行、協同組合銀行、貯蓄銀行）、中小企業者・中小企業団体そしてKfW 自身に対して行った。下表に、ヒアリング調査の概要を示す。聴取された主な意見は、以下の通りである。

図表 II-17 ヒアリング調査先一覧

属性	機関名称等	所在地
監督官庁	・ドイツ連邦経済労働省 (BMWA)	ベルリン
政策金融機関	・KfW (復興金融公庫)	フランクフルト
中央銀行	・ドイツ連邦銀行 (ブンデスバンク)	フランクフルト
大手商業銀行	・A行	フランクフルト
貯蓄銀行	・B行	フランクフルト
協同組合銀行	・C行	ギーセン
保証銀行	・保証銀行連合会	ボン
州立投資銀行	・ザクセン=アンハルト州立投資銀行	マグデブルク
中小企業 中小企業団体	・中規模製造業者 (電子機器関連メーカー) ・ギーセン・フリードベルク商工会議所	ボン ギーセン
研究機関他	・IfM Bonn (中小企業研究所) ・連邦統計庁	ギーセン ヴィースバーデン

(1) 監督官庁からの意見

政策金融機関は、市場における民間金融機関の自由な競争を阻害するのではなく、民間金融機関の活動を支援・補完する役割に徹すべきであるとの見方が原則としてある。この考えが KfW による間接融資の基本的思想にある。

KfW も間接融資の方法を採用することで、どの銀行とも協調関係に置くことができること、支援の有効性・効率性を考えた場合、金融機関（メインバンク）が有している顧客情報を利用したほうが効率的であること、等の面で間接金融制度に一定の評価を下している。

(2) 民間金融機関からの意見

安定的な資金量を中小企業に供給していくうえで欠かせない存在である⁶¹。KfW 融資自体は評価している⁶² など、メインバンクは KfW 融資の存在意義を認めている。特に、貯蓄機能をもたず、中企業(以上)に対する長期融資を専門としている金融機関にとっては、KfW を融資のパートナーとみている。⁶³

⁶¹ A 行：大手商業銀行ヒアリングによる。

⁶² B 行：貯蓄銀行ヒアリングによる。

⁶³ KfW ヒアリングによる。

KfW の間接融資は、マージン率が低いため、リスクが高い層や貸付額が少ないケースでは信用リスクや事務経費が賄えず、民間金融機関の収益につながらないという不満が出ている。

また、公的融資の申請にあたっては、メインバンクのプロパー貸付よりも、多数の資料を集めなくては申請できない（使途の証明書類が非常に膨大である、精算報告書の作成義務）など、官僚制にもとづく煩雑な業務の存在が指摘されている。⁶⁴

（３）中小企業者からの意見

- ・長期・低利・固定の融資商品が存在することは重要であり、今後も設備投資などを行うときには積極的に活用していきたい。
- ・KfW と直接関わることによって、より大きな安心感を得られる。
- ・政策金融機関から直接融資をしてもらったほうが我々にはありがたい。KfW の職員は直接企業を訪問することはないが、我々企業側は直接 KfW の職員と接することを望んでいる（政策金融機関と直接関わりを持ち、“安心感”を得ることに対するニーズが存在しているようである。）⁶⁵
- ・KfW の職員が直接経営者と接することはないが、融資担当者が直接企業を訪問し、経営者と話すことは重要である⁶⁶。

（４）KfW の意見

- ・民間金融機関との協調と理解のもとで、円滑な公的資金が供給できる。
- ・中小企業からは高い満足を得ているが、リスクに見合ったマージン率の設定等今後民間金融機関等のニーズに対応するよう見直していく必要がある。
- ・融資先である中小企業の当事者（経営者等）のニーズを直接把握しにくい点もある。
- ・民間金融機関（メインバンク）の貸し出しスタンスによって、政策金融による資金が中小企業全体に浸透しにくい場合もある。

（５）まとめ

各主体からの意見は以上のおりであるが、基本的に KfW の間接融資制度に対するメリットに関する意見が多く聴取された。要望等についても、政策金融機関に対する一般的な否定的意見として挙げられる事項である民業圧迫や赤字体質等という種の意見ではなく、手続の煩雑性の改善を求めるものや、政策金融機関との直接的な関係を望む中小企業の声

⁶⁴ 協同組合銀行ヒアリングによる。

⁶⁵ 以上、中小製造業者ヒアリングによる。

⁶⁶ 商工会議所ヒアリングによる。

や、民間金融機関による運用上の課題に関するものであった。

もともと民間金融機関の支店網を活用することがベースとなっていることから、民業圧迫の議論にはなりにくいと考えられる。

2) 特徴的な取組み

(1) 金融手法

①メザニンカピタル

メザニンカピタルとは、KfW によって供給される劣後ローンである。メザニンカピタルは金融機関及び格付会社が企業の格付けを行う際に自己資本とみなされるため、企業の財務体質の改善に貢献する。従って、民間金融機関からの融資を受けやすくするため、通常の融資プログラムよりも、融資期間、据置期間、担保条件などを緩和させたローンを KfW 自らリスクの一部を負担することによって実施することが重要な方策と認識された。

メザニンカピタルは、「雇用及び投資のための資本」、「ERP スタートアップ企業」、「ERP 成長企業」という3つのプログラムからなる。それぞれのプログラムごとに対象企業を事業年数によって区分している。

特に「雇用及び投資のための資本」については、2002年11月から雇用の促進を図る中小企業に対して貸付が開始され、2003年の貸付額は前年の334百万ユーロ（約480億円）から988百万ユーロ（約1,400億円）へと増加した。

また、「ERP スタートアップ企業」、「ERP 成長企業」については欧州復興プログラム特別資産（ERP）が用いられている。これらは、創業後5年までの中小企業を対象に、融資期間最長15年（据置期間最長7年まで）の資金の供給が可能となっている。

図表Ⅱ-18 メザニンカピタルの概要

プログラム名	雇用及び投資のための資本	ERPスタート・アップ企業	ERP成長企業
対象企業（右のほかに付帯要件あり）	設立後5年超の企業	創業者又は設立後2年未満の企業	設立後2～5年の企業
限度額	400万ユーロ	50万ユーロ	50万ユーロ
融資期間	最長10年	最長15年	最長15年
据置期間	2年以内（普通ローン部分） 7年以内（劣後ローン部分）	7年以内	7年以内
金利	普通ローン部分：融資実行日におけるKfW所定の利率（市場金利を基準とする） 劣後ローン部分：融資実行日におけるKfW所定の利率（市場金利及び借入申込企業の信用度を基準とするリスク対応金利）	融資期間1年（0%）、同2年（3%）、同3年（4%）、同4年（5%） 融資期間5年以上は旧東独（5.25%）、旧西独（5.50%）	融資実行日におけるKfW所定の利率（市場金利及び借入申込企業の信用度を基準とするリスク対応金利）

出所 KfW 資料より作成

メザニンカピタルは、通常の KfW 融資と同様に貸付を行う民間金融機関がリスクを負担する普通ローン部分と、KfW がリスクを負担する劣後ローン部分に分けられる。劣後ロー

ン部分については無担保となっており、しかも民間金融機関は KfW に対する債務を免除されることから、劣後ローン部分については KfW が 100% リスクを負担することになる。

例えば「雇用及び投資のための資本」プログラムの場合、融資期間は普通ローン部分、劣後ローン部分ともに最長 10 年と同じであるが、普通ローン部分の据置期間が 2 年以内であるのに対し、劣後ローン部分は 7 年までの据置が可能となっている（図表 II-19）。

普通ローン部分の金利は、市場金利を基準とする固定金利となっており、これに民間金融機関のマージン率が上乗せされる。一方で劣後ローン部分の金利は、顧客の信用度及び担保の状況によって 4 段階に分類されるリスク対応金利となっている。

図表 II-19 KfW・メザニンカピタルのイメージ図
（「雇用及び投資のための資本」プログラム）

「雇用及び投資のための資本」プログラム	
50%	50%
普通ローン部分	劣後ローン部分
・民間金融機関がリスク負担	・KfW がリスク負担
・融資期間 最長10年	・融資期間 最長10年
・据置期間 2年以内	・据置期間 7年以内
・市場金利を基準とした固定金利	・リスク対応による4段階の固定金利
・有担保	・無担保

出所 KfW 資料に基づき作成

②KfW による資本参加型融資（BTU プログラム）

メザニンカピタルと同様、中小企業に劣後ローンを提供するプログラムである。起業・創業後 6 ヶ月以内（アーリーステージ）の企業を対象とする点、共同出資者（リーディングインベスター）が必要な点等が、メザニンカピタルと異なる。

コーチングするコンサルタントが資本参加とあわせて派遣されるのが特徴であり、KfW 及びリーディングインベスターがコーチング・コンサルタントの報酬を支払う。

劣後ローンの形式で資金を提供し、KfW がその 50%、リーディングインベスターが 50% を負担する。

なお、KfW による支援プログラム創設・見直しのプロセスは以下のとおりである。

第一段階：プログラムの開発にあたっては KfW が独自に研究機関をもっており、中小企業のニーズを調べる。

第二段階：コンセプトを作って連邦政府と調整する。

第三段階：連邦政府が設定した期間にしたがってプログラムを実施する。

③証券化業務

KfW が証券化業務を実施して市場型間接金融を推進するものであり、二つの支援形態がある。

第一は、KfW が金融機関の中小企業向け貸出債権を対象としたクレジット・デフォルト・スワップ⁶⁷ (Credit Default Swap) を引き受けることによって、(KfW 自身が法的に貸付債権者となることなしに)、中小企業向け融資に係る損失リスクを引き受ける。KfW は当該対象債権を裏付けとした有価証券 (いわゆる Credit linked notes) を発行し、投資家に販売する。

第二は、いわゆるトゥルー・セール・イニシアティブ(True Sale Initiative)である。これは、KfW が中心となり 4 大銀行 (ドイチェバンク、ヒポフェラインバンク、コメルツバンク、ドレスナーバンク)、協同組合銀行グループの上位全国組織である DZ バンク等と CLO に関する債権買収の特別目的会社 (SPC) を設立、複数の債権を購入したうえで KfW がリスクに応じて組み直し、一定の査定(レーティング)にしたがって投資家 (市場) に売却する構想である。2003 年 4 月にスキームが発表され、現在は 13 行が SPC 設立に関する同意書に調印している。

(2) コンサルティング、情報提供機能

ドイツでは、KfW 及び州立投資銀行など、国及び州の政策金融機関によるコンサルティングサービスが活発に展開されている。KfW は、民間金融機関や商工会議所と連携し、起業から事業振興に至る広く多彩なスキームを提供している。また各州の事情にあわせて州立投資銀行等の政策金融機関においても独自のコンサルティングサービスが展開されている。

⁶⁷ クレジット・デフォルト・スワップは、債券や貸付債権などの現物資産の譲渡をともなわずに、単に企業や特定の債務を契約上特定し、一方の当事者 (プロテクションの買い手) が他方の当事者 (プロテクションの売り手) にクレジットリスクを移転する契約形態である。(出所：江川由紀雄『実践 証券化入門』シグマベイスキャピタル(株) 2004 年、165 ページ)

①政府系金融機関－KfW－におけるコンサルティング・情報提供機能⁶⁸

インターネットやインフォメーションセンター、ワークショップ等で中小企業融資・融資商品に関する総合的な情報を提供しているほか、提供内容別に融資相談、企業経営に関する助言、ビジネスマッチング支援という3つの柱にもとづいてコンサルティング商品・サービスが展開されている。企業の設立から成長、後継に至る全てのステージをカバーしていることに特徴がある。

図表Ⅱ-20 KfWによるコンサルティング・情報提供機能の全体的体系図

	融資相談 [第一の柱]	企業経営に関する助言 [第二の柱]	ビジネスマッチング支援 [第三の柱]
	●インターネット・インフォセンターでの情報提供・情報相談		
	●アカデミー&ワークショップの開催		
創業時 成長時 危機時 後継時	○資金調達のコンサル ティング ○相談センター・コンサル ティングセンターによる 融資相談	○創業者指導 ○協力パートナー事業 ○円卓(ラウンドテーブル) ○経営指導 (ターンアラウンドベラート)	○フランチャイズ取引所 ○ビジネス・エンジェル・ フォーラム
	投資計画・投資効用に関する学問的ワークショップ		

出所 KfW 資料より作成

(i) 総合的な情報提供・窓口機能

a. インターネット、インフォセンターでの情報提供・情報相談

KfW は、インターネット等を用いて、振興プログラム内容について電話ないしは書面にて回答するサービスを運営している。実際の回答は金融分野の専門家がやっている。

また、KfW が専門に設置したインフォセンターでは、創業、企業金融、環境保護計画、職業教育等に関する質問に書面で対応しており、2003年の1年間に15万件の問い合わせがあった。インターネットを使った相談も最終的にはインフォセンターに伝えられる。インフォセンターにて対応する職員は、KfW の貸付業務を経験した人を4ヶ月交代で派遣している。

b. アカデミー&ワークショップの開催

KfW は、投資計画や投資の効果、業務提携、助成金の紹介、経営政策的問題などについて、専門家の知識・経験を企業に提供する場を設けている。アカデミー&ワークショッ

⁶⁸ KfW 資料及びヒアリングによる。

プは、KfW で実施する場合、商工会議所やメインバンクで行う場合双方ある。アカデミー & ワークショップの場で、KfW は主に新しい金融商品の紹介を行う。一方、商工会議所は専門家を通じた知識提供を行っている。参加は有償であり、テーマにもよるが平均1人あたり160ユーロの料金を徴収する。

KfW では上記の総合的な情報・窓口機能のほか、企業のニーズによりきめ細かく対応するため、融資相談、企業経営に関する助言、ビジネスマッチング支援という3つの柱にもとづいてコンサルティング、情報提供サービスを提供している。以下ではその内容を紹介する。

(ii) 融資相談に関するもの

a. 資金調達のコンサルティング

KfW が、資金調達や資金繰りに関するコンサルティングを1ヶ月に1回開催している。KfW の融資パートナーである手工業協会や商工会議所の施設を借りて、各地域それぞれで実施されている。(全連邦にわたり50施設を確保している)。

事前の申し込みが必要であるものの、コンサルティングは無料で受けることができる。

b. 相談センター、コンサルティングセンターによる融資相談

KfW は、毎日3店舗(フランクフルト本店、ボン支店、ベルリン支店)でコンサルティングサービスを提供している。無料であり、2003年1年間で約4,000件のアドバイザーサービスを行っている。

(iii) 企業経営に関する助言

a. 創業者指導(企業成長に対するアドバイス)

KfW は、連邦政府と協力して、創業者コーチングを、ベルリン、ノイブランデンブルク、ライプティヒの三ヶ所で行っている。

毎月、商工会議所等で「創業者の日」が開催され、創業者が自らの経営計画・事業計画を公開・発表し、専門家からフィードバック・助言を得る仕組みである。最初の話合いの時、個人的なコーチング(対話型のコンサルティング)が必要な場合は、5日間の期間を与えられ、コンサルタントから必要な指導を受けることができる。専門家は、経営コンサルタント等が中心となるが、必要に応じてKfW、商工会議所、職業安定所から専門家が派遣される場合もある。

KfW は、専門家に対する報酬・謝礼費用の65%を助成する(ただし旧西独州の場合は50%助成)。コーチングにかかる費用はESF(欧州社会基金)とKfWが共同融資する仕組みである。

b. 協力パートナー事業

旧西独における中小企業経営経験者（シニアパートナー）が、旧東独の中小企業にボランティアで経営指導を行う仕組みを支援するものである。これまで連邦経済労働省が実施していたが、1997年にKfWが引き継いだ。ターゲットは中小企業のうち、創業後次なる成長への転換点に差し掛かった企業である。

経営指導の費用160ユーロのうち、65%をKfWが担い、企業側は35%と指導者の交通費を負担。毎年800件が実行されている。

c. 円卓（ラウンドテーブル）

KfWがラウンドテーブルを開催し、関係者が一同に会して中小企業の経営再建に必要なアドバイスを提供する仕組みである。従業員が10人から50人までの中小企業のうち、信用等の問題から、一般の金融市場からのサポートが受けにくい企業、経営が難しくなった企業が対象である。商工会議所等が中小企業に対する窓口を担っておりラウンドテーブルに参加すべき企業を選定する。全国48箇所で開催されている。

既に経営がかなり行き詰まった段階で、ラウンドテーブルに参加する（時期を逸する）企業も多いなど、残念ながら本プログラムに参加する企業の自意識は薄い場合もある。まずは、商工会議所からメインバンクに報告が行き、融資判断の猶予をもらうことになる。その後専門家によるコンサルティングが実施される。経営がどのように変わったのかモニタリングを実施し、もし再生が不可能であると判断した場合は倒産させ、そうでなければ継続的に支援する厳しいシステムとしている。

コンサルタントの雇用期間は最長10日間、指導・コンサルティング経費のすべてをKfWが負担し、企業は交通費のみ負担することになっている。2003年時点で、約3,000件を扱い、成功率は5割（残りは倒産した）。10日間のラウンドテーブルだけでは、経営の本質的な問題を解決できない企業も多いことが示されている。

d. 経営指導（ターンアラウンドベラート）

ラウンドテーブルで決められた経営再建方針を実行させる支援をKfWが行うプログラムである。ラウンドテーブルに出席した2社に1社は、この施策が必要となる。実行のためのアドバイザーサービスは最長10日であり、KfWは講師費用・諸経費の50～65%を助成している（旧西独地域が50%、旧東独地域は65%）。EFS(欧州社会基金)から資金が提供される。

(iv) ビジネスマッチング支援

a. フランチャイズ取引所（起業に新しいチャンスを与えるプログラム）

インターネット上に情報掲示板を創設。フランチャイズ提供者が自社のフランチャイズシステムを掲示板に提供し参加募集を行う仕組みである。KfWのプログラムを用い

て創業を今後検討している層（潜在的創業者）が対象である。

b. ビジネスエンジェルフォーラム

事業承継を行いたい企業と、それを求める企業とをマッチングさせる場（インターネット・プラットフォーム）を提供するプログラムである。連邦経済労働省と共同で事業実施している。これ以外には、商工会議所が実施しているドイツ・ビジネス・エンジェル・ネットワーク（資金を必要とする若い企業と、出資を希望する個人投資家の橋渡しを、地域の商工会議所を通じて行うプログラム）との協調も行っている。

ドイツでは今後後継者が不足する企業が 30 万社余あると言われている。インターネット上に登録している件数のうち、事業承継を行いたい人は 3 分の 2、それを引き受けた人は 3 分の 1 と mismatch が生じている。このため、KfW も、このような仲介の充実が今後重要な課題であると認識している。

② 州立投資銀行によるコンサルティング・情報提供機能

ここでは、旧東独地域に属するザクセン・アンハルト州立銀行（州都・マグデブルクに拠点）における事例を紹介する。

同行では、助成金を効率的に利用することが重要であるという観点からアドバイザーセンターを設置し、情報提供サービスを行っており、商品説明などを平日の 2 日間で実施している。

アドバイザーサービスは無料である。情報の混乱を避けるため、情報提供・コンサルティング内容は、他の主体で行っているものと同じにするとともに、できるだけ民間金融機関を巻き込み、ワンストップサービスを心がけている。また、民間金融機関だけでなく、KfW の商品についてもコンサルティングを行っている。

アドバイザーセンターでは健全な企業向けにコンサルティングを実施しており、半年間で約 6,000 の企業が利用した。当初は 4 人の職員で行ってきたが、最初の年に 1,700 社もの企業が殺到したため、現在はスタッフを 7 人に増やしている。これはコンサルティングの需要の高さを反映したものである。

商工会議所も同様のアドバイスを行っているが、企業の立て直しを目的としたものであり、州立投資銀行の目的とは異なっている。

情報・コンサルティングの効果を定期的にモニタリングしていくことが重要であると認識している。このため、古くからアドバイスを実施している企業については、定期的にレポートの提出を求める等の措置をしている。

3) 最近の動き

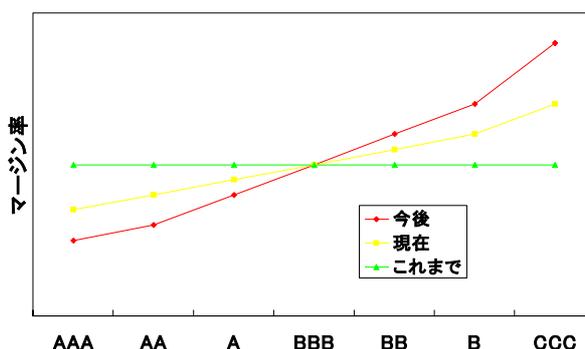
①民間金融機関がリスク管理姿勢を強めるなかで、政策金融システムの多様化と柔軟化が図られつつある。

低利で安定的な資金供給が可能であるという点で、KfW 融資に対する中小企業などの評価は悪くない。しかし近年では、一部の民間金融機関（商業銀行等）が KfW の融資を敬遠する傾向が表れ始めている。

その理由として、KfW の間接融資では KfW がリスクをとることはなく、原則として民間金融機関側が 100%リスクをとる構造となっていることがあげられる。このため、リスクの高い中小企業に融資するに際して必要となる諸コスト（審査コスト、信用リスク等）と比べて、KfW から受け取るマージン率があまりに低いという銀行側の不満がある。

これに対し KfW は、間接融資制度の多様化・柔軟化による対応を試みている。例えば、民間金融機関とのリスク分担割合を見直した劣後ローン等の商品の開発やリスクに見合ったマージン率の見直しなどに努めている。

図表 II-21 顧客企業の信用格付とマージン率



顧客企業の信用格付
(KfW が独自に導入した信用格付システムに基づくもの)

出所 KfW 資料

②政府系金融機関による直接融資のニーズは少なくない。

ドイツの間接融資制度は戦後創設された KfW 法（定款によって明確に記述）によって規定され、システムの変更について何度か議論があったものの、根本的に大きな変更はなされておらず、KfW がこれまで直接融資を行った実績もない。⁶⁹

しかしながら、融資を受ける中小企業には、政策金融機関に直接接することによって、より大きな安心感を得られるという意見もある。また間接融資の場合は、成長性が一定以上認められるにもかかわらず信用力が低いなどリスク評価が困難な企業への融資に時間が

⁶⁹ KfW ヒアリングによる。

かかり、機動的な政策金融が実現されていないのではないか、という認識もあることから、直接融資に対するニーズが少なくない（中小企業、協同組合銀行、州立投資銀行の意見）。

このように、景気の悪化と中小企業サイドの資金調達不安の高まり等を背景に、間接融資を前提としつつも政策金融機関とのかかわりを期待する声も少なくないことがわかる。

③貯蓄銀行グループの公的保証の廃止に対する影響は極めて限定的である。

州立銀行や貯蓄銀行といったいわゆる貯蓄銀行グループは、州政府や自治体から「組織維持責任」と「保証責任」という2つの公的保証⁷⁰が付けられている。しかしながら、1999年12月にEU銀行連盟がEU競争委員会に対し、これらの公的保証が不公平な競争を招いているとして不服申し立てを行ったことを契機として、EU競争委員会はこれらの公的保証について、「維持責任」については2005年7月以降有限責任への改正、「保証責任」については段階的に廃止することを決定した。

州保証・自治体保証の廃止によって影響を受けるのは、既に一定の保険システムが機能している“預金”よりも“貸出”が強いとの認識がある。特に、州立銀行は、債券発行によって資金を調達しているため、保証廃止による影響は大きいと思われ、一部の州立銀行は、自己資本比率の拡大、新たな資金調達手段の開発等を検討している。⁷¹

他方、貯蓄銀行については、総貸出額を上まわる総貯蓄額を誇る健全経営が評価されており、自身も民間金融機関として収益性の確保に重点を置いている。このため、保証廃止による影響は軽微であるとの見方も聞かれた。⁷²

⁷⁰ 組織維持責任とは、州政府や自治体が公的金融機関の存続を保証（超過債務の回避、流動性の保証）するものである。また、保証責任とは公的金融機関の債務に対して州政府や自治体が連帯保証人となるものである。

⁷¹ 州立投資銀行ヒアリングによる。

⁷² ドイツ連銀ヒアリングによる。

第3章 米国

1. 中小企業向け政策金融制度

1) 中小企業の定義

中小企業法(1953年制定)では、中小企業について「独立して所有及び経営されその属する業界において支配的な地位を占めていないもの」と定義し、さらに中小企業庁 (Small Business Administration, SBA) が同法その他の法律の目的を達成するため、詳細な基準を定めることができるとしている。

実際は、SBA の規模基準局の判断と北米産業分類システムを基に、業種ごとに異なる定義が採用されており、従業員数や売上高などが基準として用いられている。例えば一般的な製造業の場合は従業員数 500 人以下、卸売業の場合は従業員数 100 人以下、小売業、サービス業の場合は3年間の年平均売上高 600 万~2,900 万ドル以下となっている。

2) 産業構造と中小企業のプレゼンス

米国では企業数総計 570 万社、このうち中小企業⁷³の割合は、企業数では 99.3%、従業員数では 48.4%となっている (図表Ⅲ-1、Ⅲ-2)。

データの定義の違いから単純比較は困難であるが、企業数ベースでは日本 (99.7%) とあまり差はなく⁷⁴、両国とも中小企業のプレゼンスが非常に大きい。ただし、従業員ベースでは、日本 (70.2%) との間で差が生じている。

また、従業員数 20 人以上 500 人未満の企業を中企業として区分すると、企業数ベースでは全業種に占める中企業の割合は 11.2%であるのに対し、製造業全体に占める中企業の割合は 25.7%と高い。また、従業員数ベースでは全業種に占める中企業の割合は 35.9%となっており、建設業、サービス業の順に中企業の割合が高くなっている。

図表Ⅲ-1 米国における産業構造と中小企業のプレゼンス (企業数)

企業数(千社)	全体	中小企業 合計		中企業 (従業員20~500人未満)		小企業 (従業員20人未満)	
		実数	割合	実数	割合	実数	割合
建設業	691	690	99.9%	60	8.7%	630	91.2%
製造業	305	301	98.5%	78	25.7%	222	72.8%
商業(卸小売業)	1,081	1,075	99.4%	118	10.9%	957	88.5%
サービス業	3,358	3,332	99.2%	349	10.4%	2,984	88.8%
その他	261	258	98.8%	33	12.5%	226	86.3%
合計	5,697	5,656	99.3%	638	11.2%	5,018	88.1%

(注) 農林水産業を除く
出所) Statistics of U.S. Businesses (2001)
<http://www.census.gov/epcd/susb/2000/us/US--.HTM>

⁷³ SBA は、統計作成にあたり一律に従業員 1~499 人以下の企業を中小企業としている。なお従業員ゼロの個人事業者は含まない。

⁷⁴ 中小企業白書の「企業ベース (個人事業所含む)」2001 年現在。中小企業基本法の定める定義に準ずる。

図表Ⅲ-2 米国における産業構造と中小企業のプレゼンス（従業員数）

	従業員数(千人)						
	全体	中小企業 合計		中企業 (従業員20~500人未満)		小企業 (従業員20人未満)	
		実数	割合	実数	割合	実数	割合
建設業	6,492	5,525	85.1%	3,077	47.4%	2,447	37.7%
製造業	15,950	6,635	41.6%	5,375	33.7%	1,260	7.9%
商業(卸小売業)	21,032	10,326	49.1%	6,074	28.9%	4,251	20.2%
サービス業	62,758	30,211	48.1%	24,667	39.3%	5,544	8.8%
その他	8,645	2,872	33.2%	1,994	23.1%	878	10.2%
合計	114,878	55,569	48.4%	41,188	35.9%	14,380	12.5%

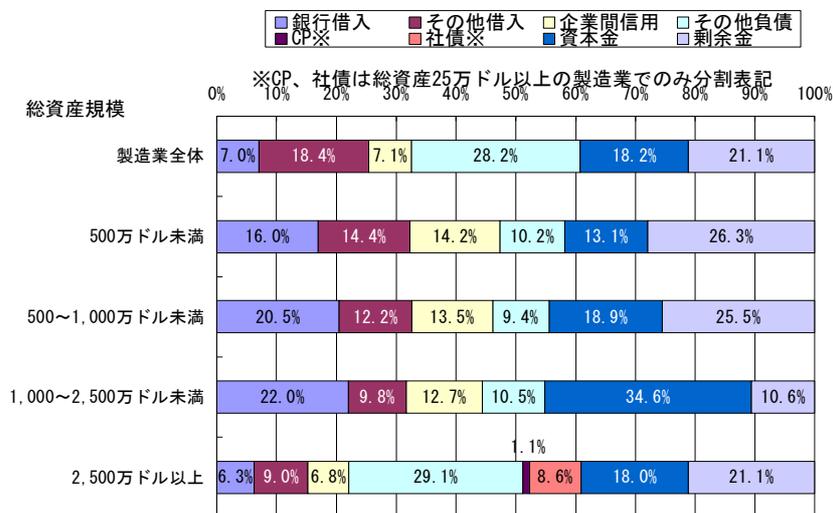
(注) 農林水産業を除く
出所 Statistics of U.S. Businesses(2001)
<http://www.census.gov/epcd/susb/2000/us/US--.HTM>

3) 中小企業の資金調達

(1) 中小企業の財務構造

米国における中小製造業の自己資本比率は、比較的高い。統計の違いから単純比較は困難であるが、米国における総資産500万ドル未満の製造業の自己資本比率は2003年末現在で39.4%であるのに対し、わが国の資本金1~5千万円の製造業（平均総資産額約286万ドル）の自己資本比率は、2003年度末現在で29.9%となっている（図表Ⅲ-3）。

図表Ⅲ-3 米国における製造業の財務状況（2003年末）



出所 米国商務省 "Quarterly Financial Report (2003, Q4)"
(<http://www.census.gov/prod/www/abs/qfr-mm.html>)

(参考) 法人企業統計年報（平成15年度）における日本の製造業の財務状況

資本金	平均総資産額	自己資本比率
1千万円未満	約4,500万円 (約41万ドル)	11.7%
1千万~5千万円	約3億1,400万円 (約286万ドル)	29.9%
5千万円~1億円	約20億円 (約1,861万ドル)	35.2%
1億~10億円	約62億円 (約5,626万ドル)	35.3%

(2) 中小企業の資金ニーズと資金調達状況

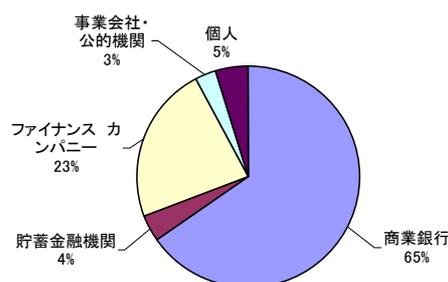
① 中小企業の資金調達状況

上記のとおり、米国の中小企業の自己資本比率は比較的高く、他人資本の調達については民間金融機関、とりわけ商業銀行等からの借入が中心である。

NFIB⁷⁵によれば、エンジェルと呼ばれる個人投資家等が出資を行う中小企業は、高度技術を有する一部のベンチャー企業に限定される。ベンチャーキャピタルが出資を行う企業は、1年間で起業する企業の約0.5%、既存企業の0.1%以下である。⁷⁶ また、独立心の強い経営者が、経営方針への介入を伴うベンチャーキャピタルや投資家による出資を嫌う場合もある。

中小企業の他人資本の調達状況については、商業銀行によるものが中心（残高ベースで65%）となっているが、ファイナンスカンパニー⁷⁷による調達も23%と、一定のプレゼンスがあることが特徴的である（図表Ⅲ-4）。

図表Ⅲ-4 中小企業の資金調達（他人資本、残高ベース）



出所 FRB, “Survey of Small Business Finance” 1998⁷⁸より NRI 作成

NFIBによるアンケート調査⁷⁹（2000年）によると、一定の業歴を有する中小企業にとって資金調達の難しさは、創業時に比べて比較的大きな問題とは捉えられていない。⁸⁰ 最大の問題としては、健康保険費用の高さや、法人所得税負担の問題等が挙げられている。

⁷⁵ National Federation of Independent Business 全米規模の中小企業団体

⁷⁶ NFIB (2000(1)), P83-85.

⁷⁷ ファイナンスカンパニーは、コマースシャルペーパーや社債により調達した資金を家計や企業に小口で貸し付ける金融機関とされる。預金による資金調達ができない点などでは我が国のいわゆる「ノンバンク」と共通の性格を有するが、最大手の General Electric Capital Corporation (GE 子会社) に代表されるように、大手商業銀行と激しく競争を展開するほどの有力な金融機関も存在する。

⁷⁸ FRB によって実施された調査、対象企業数 3,561 社

⁷⁹ NFIB, 2000(2). 約 16,000 社の会員中小企業を対象としたアンケート調査（有効回答数は約 4,000 社、回答率約 25%）。

⁸⁰ NFIB ヒアリング。また、企業間信用に係る回収期間が短いという背景も影響しているものと推測される。

②金融構造

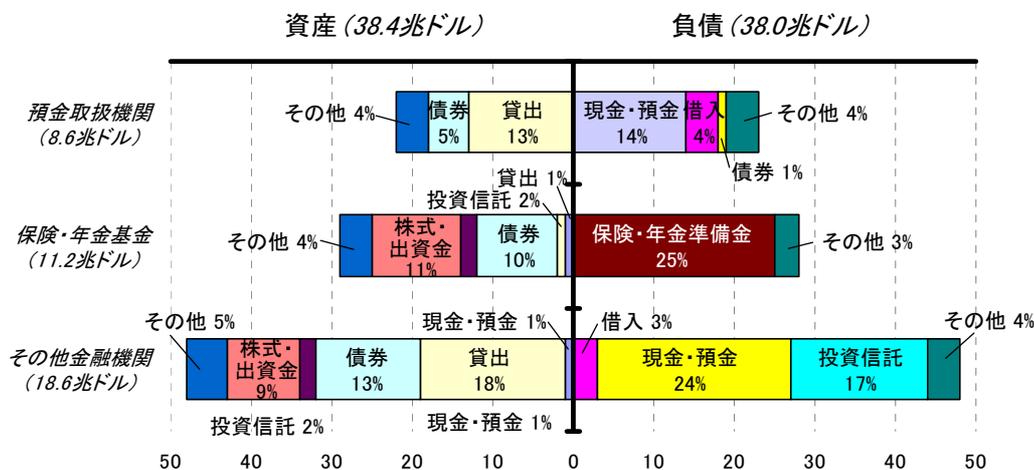
(i) 米国における金融機関の資産・負債

資金取扱量に占める預金取扱機関の割合が低いことがわかる（資産ベースで見た場合、全体 38.4 兆ドルのうち、預金取扱機関が 8.6 兆ドル（約 22%）を占める（図表Ⅲ-5）。

(ii) 米国における家計の金融資産構成

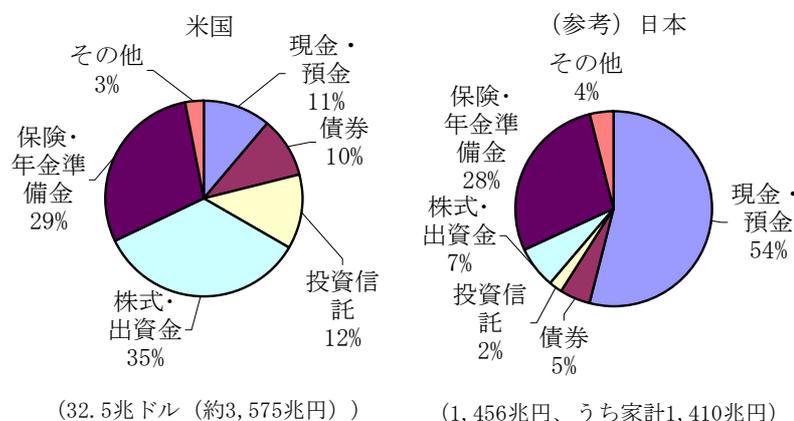
米国における家計の金融資産構成をみると、日本と比較して投資信託や株式・出資金、といったハイリスクの金融資産の割合が高いことが特徴的である（図表Ⅲ-6）。

図表Ⅲ-5 資金循環：米国の金融機関の資産・負債内訳



出所 日本銀行調査月報（2004年1月号）「資金循環統計の国際比較」より作成

図表Ⅲ-6 米国における家計の金融資産構成



出所 日本銀行調査月報（2004年1月号）「資金循環統計の国際比較」より作成

4) 中小企業向け政策金融

(1) 政策金融システム

① 中小企業政策の現状

中小企業法第2条は、「完全で自由な競争の維持及び拡大は、経済的福祉及び国家の安全保障にとっての基礎であり、これらは中小企業の実際の、あるいは潜在的な能力が十分に発揮され、開発されてこそ実現され得る」と謳っている。そして、自由で競争力のある企業への支援保護等が議会及び政府が採る政策であるとしている。

連邦政府は自由市場にはできるだけ関与するべきではないとする伝統的姿勢がある。そうした制約の中で、米国の中小企業政策は **SBA** が担当しており、その目的は、中小企業支援及び中小企業等の復興支援により米国経済を向上させることである。⁸¹

SBA の事業は①融資、保証等の金融業務、②技術支援、情報提供、研修の実施、③中小企業を巡る事業環境等の調査、④政府調達支援に大別される。また、支援の対象にはベンチャー・創業企業以外の企業も含まれる。⁸²

② 中小企業向け政策金融システム

米国における中小企業向け政策金融システムは、連邦政府と州政府の支援が併存している（図表Ⅲ-7）。連邦政府の支援は民間金融機関貸付の保証を中心としており、直接貸付は災害融資等に限定されている。一方、州政府の支援は、融資中心、保証中心、融資・保証の両方を実施する等その手法は様々である。

連邦と州の間には意図的な棲み分けも、また明確な協力・提携関係もみられない。例えば、**SBA** では中小企業の輸出促進を政策として掲げている一方で輸入促進については政策の対象としていないのに対し、ある州では輸出、輸入の両方を促進しているなど、州の方針と政府の方針とが食い違うケースもあるという。⁸³ 連邦政府はその限られた政府予算を用いて最大の効果が出るよう支援制度を設計し、また各州政府もそれぞれの経済環境や中小企業の状況に応じて別々に制度を設計している。

なお米国には、**FRB** 等の連邦当局が、商業銀行に対して地域の小規模企業等の借入需要に適切に対応するよう必要な行動を求める目的を持つ地域再投資法（**The Community Reinvestment Act, CRA**）が存在する。このような制度は、米国独特のものと考えられ、**CRA** は中小企業向け金融における政策的対応の一つと位置付けることもできる。連邦当局は **CRA** 順守の観点から銀行を検査し、検査結果を4段階に格付けし、これを公表している。また、制裁措置として、銀行の支店開設等に関する申請に際し、この格付けが考慮されている⁸⁴。

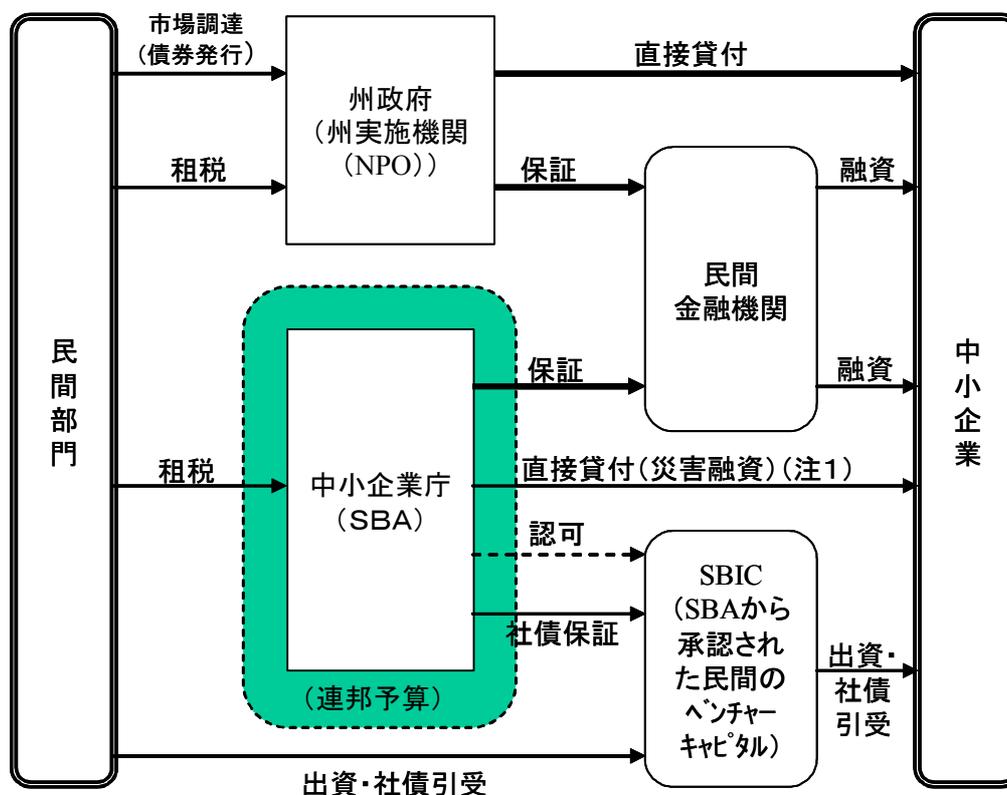
⁸¹ **SBA** ホームページによる。

⁸² **SBA** 本部ヒアリングによる。

⁸³ **SBA** 本部ヒアリングによる。

⁸⁴ 国民金融公庫総合研究所（1999）、村本（2005）

図表Ⅲ-7 米国における中小企業向け政策金融の全体像



(注1) SBAによる直接貸付は災害融資に限定される。また地域開発NPOを経由して行われる間接融資も存在する。

出所 ヒアリング結果等を基にNRI作成

③政策金融の主体

(i) 連邦政府

連邦政府の中小企業向け金融支援の中心は、SBAによる商業銀行及びファイナンスカンパニー等の貸付に対する保証である。SBAは、目的、対象企業の規模等に応じて複数のプログラムを整備しており、資金調達の困難な中小企業の発展段階に応じた保証プログラムを適用する。

SBAは、限られた予算の中で最大限の効果を発揮し、全米に一律のサービスを提供する役割を期待されている。⁸⁵

中小企業法の規定によれば、連邦政府の支援を受けないと妥当な条件（金利、期間等）で借入等ができない者のみがSBAの金融支援を受けることができる。連邦政府の支援なしで受けられる借入等は、「credit elsewhere」と中小企業法において定義されており、このような借入等に連邦政府は関与しないという姿勢が示されている。

⁸⁵ SBA本部ヒアリングによる。

(ii) 州政府

州政府は、各州の経済状況や優先課題に応じ、雇用の確保・コミュニティの活性化を目的に、それぞれが適切と判断する政策を個別に実施している。採用する手法等その特徴についても州によって異なり、融資中心、保証中心、融資・保証の両方を実施する等様々である。また、各州の中でも、州レベルだけでなく、市レベル、コミュニティレベル⁸⁶でそれぞれ別々に支援制度が存在し、公的資金を活用した NPO 等が主体的に活動を行っている。

州政府による中小企業金融支援の主な目的は、雇用の維持・創出とコミュニティ経済の活性化で概ね共通している。また、支援の実施については、州政府等の中小企業政策担当部署が NPO 等に委託するケースが多い。

特に雇用の維持・創出については、政策評価の指標として、融資の実施により確保される雇用人数が用いられることがある。また、雇用 1 人に付き 25,000~35,000 ドルという基準を基に、融資額を決定するプログラムが見られる⁸⁷。米国では州によっては空洞化の問題があるため、雇用創出・維持効果が大きいと期待される製造業の支援が多いものと考えられる。

(2) 政策金融の規模

①連邦政府（中小企業庁 SBA）

SBA による中小企業向け保証債務残高は 434 億ドルである（2003 年度現在）。中小企業向け融資残高の総額は 9,524 億ドル⁸⁸であることから、SBA 保証の中小企業向け貸付に占める政策金融のシェアは 4.6%と試算される。また、主要なローンプログラムである 7(a)ローンの年間融資額（2004 年度）は 125 億ドルである。7(a)ローンの規模は増加傾向にある（図表Ⅲ-8）

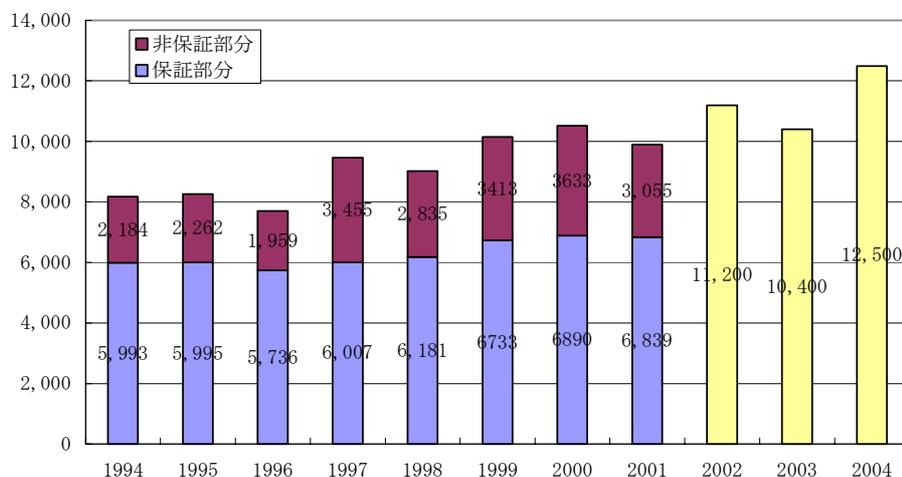
⁸⁶ 州や市よりもさらに下位の地域を示す。日本で言えば、区町村に相当すると考えられる。

⁸⁷ ペンシルバニア州の事例。

⁸⁸ 商業銀行とファイナンスカンパニーの合計、なお米国では 1 貸付口あたり 100 万ドル未満の貸付を中小企業向け貸付とみなしている。

図表Ⅲ-8 SBA 7(a)ローン年間融資額推移

(単位：百万ドル)



注) 2001年迄と2002年以降のデータは出所が異なるため、数値の取り方に違いがある可能性があることに留意。また、2002年以降については、保証部分・非保証部分の割合が現段階では不明である。
 出所 1994-2001: FRB, "Report to the Congress on the Availability of Credit to Small Businesses", 2002
 2002-2004: SBA, FY 2005 CONGRESSIONAL PERFORMANCE BUDGET REQUEST より作成

②州政府

州政府による中小企業金融支援策の規模も、支援手法と同様、州ごとに異なる。

例えば、カリフォルニア州の保証の規模は2003年度1年間で1.1億ドル(うち、州による保証承諾額は5,900万ドル)であるのに対し、ペンシルバニア州の直接融資制度”PIDA (Pennsylvania Industrial Development Authority)”の同年の年間融資額は、6,800万ドル、同”MELF (Machinery and Equipment Loan Fund)”の年間融資額は2,500万ドルなどとなっている。

5) 主要な政策金融機関

(1) 連邦政府 (中小企業庁 SBA)

【事業内容】

政策金融の主体である中小企業庁(SBA)は、中小企業に対する助成、相談、支援、利益の保護、自由競争制度の確保などを目的としている。⁸⁹

SBAには各種の金融支援プログラムがあるが、中心的なプログラムは保証プログラムであり、そのうちでも一般保証プログラム(7(a)プログラム)の実績が最大となっている。

⁸⁹ SBA資料「中小企業庁(SBA)の紹介」、p.1。

(<http://www.sba.gov/aboutsba/international/overview.html>)

図表Ⅲ-9 米国中小企業庁（SBA）及び7(a)プログラムの概要

政策金融実施機関	Small Business Administration (SBA)
● 業務分野	①融資、保証等の金融業務、②技術支援、情報提供及び研修の実施、③中小企業を巡る事業環境等の調査、及び④政府調達支援
● 設立年等	1953年、中小企業法に基づき設立。大統領直属の独立政府機関で、その長である長官は、大統領が上院の同意を得て民間人（注1）の中から任命する。
● 組織体制	本部（ワシントンD.C.）、10地方事務所（regional office）、及び70地域事務所（district office）、職員数は3,967人（2004年11月現在）
● 政策金融手法と事業規模（フロー）	・保証 保証付き融資額：125億ドル（2004年度）、保証件数：74,825件（2004年度） 平均ロット：約16万7千ドル
● 保証残高	・434億ドル（2003年度）（注2）
● 最近の主な動き等	・2004年度、保証付融資額は過去最高を更新
制度概要（注3）	中小企業法第7条第（a）項に基づく保証（いわゆる7(a)保証）
● 保証割合	貸付額の75%（貸付額15万ドル以下の場合、85%）
● 保証料等（注4）	保証額の3.0%（融資額15万ドル超、70万ドル以下）。（保証料負担者は金融機関。ただし保証利用企業への転嫁が可能）その他、保証債務残高の年率0.5%を保証利用料として金融機関から徴収（保証利用企業への転嫁可能）。
● 事故率等（注5）	7(a)プログラムでは、“Purchase Rate”として公表（2002年度は13.9%）。災害関連（事業向け）は事故率“Default Rate”としての公表（2002年は7.4%）。
● 損失の処理方法等	保証基金制度は存在しない。毎年議会によって割り当てられる連邦予算（2003年度は約8億ドル）が保証債務履行等の原資となる。
中小企業向け融資残高(A)	9,524億ドル（ファイナンス・カンパニー4,574億ドル + 商業銀行4,950億ドル）
SBA保証債務残高(B)	434億ドル（2003年度）
政策金融のシェア(B/A)	4.6%

（注1）「民間人」とは、「軍人」に対する概念である。そもそも、中小企業法の主要な目的は、戦時経済（第2次世界大戦及び朝鮮戦争）から平和時の経済に移行する過程において、中小企業を支援することであるため、このような規定があるとされる

（注2）7(a)プログラム以外のものも含む

（注3）保証の対象となる融資の限度額は200万ドルで、保証の限度額は150万ドル。なお、7(a)ローンには、資金使途が特定されている特別保証制度があって、別途条件が定められている。

（注4）7(a)プログラムについては、小口融資について低い保証料率を適用（融資額15万ドル以下は2%。一方で融資額70万ドル超の大口融資については3.5%）

（注5）"Purchase Rate"は、毎年の融資残高のうち、借入人が債務不履行を起こしたために、SBAが金融機関から購入したものの全体に対する割合と説明されている。また、購入した貸付債権のうち、約60%が回収されている。

出所 SBA ホームページ、FRB ホームページ等に基づき作成

SBAによる支援の対象は、米国における中小企業の定義に合致する企業全般である。ただし、不動産投資やギャンブル関連等の特定の業種は支援対象から除外されている。また、NPO等非営利団体も支援対象外となっている。

SBAでは最近、対象となっている中小企業を以下の3つのカテゴリーに分類している。

- ①発生期（Nascent）の企業：創業後間もない企業
- ②創業企業：創業後6ヶ月～1年間
- ③既存企業：創業後1年以上の企業（創業後10年、20年を経過した企業も含まれる）

SBAは、対象企業それぞれの発展段階に応じ、複数の保証プログラムで対応する。⁹⁰これらのプログラムを上記の企業区分に対し、(イ) 短期（1年未満）、(ロ) 中期（1年以上～7年未満）(ハ) 長期（7年以上）という期間別に保証メニューを当てはめる。中小企業の発展段階に応じた多様な資金調達ニーズに対応するために、いずれの保証メニュー、期間の組み合わせも可能としている⁹¹。

保証付融資限度額は最大で200万ドル、小さいものでは15万ドルとなっている。

図表Ⅲ-10 SBAにおける7(a)プログラム以外の主な支援プログラム一覧

プログラム	内容・条件等
504 (CDC) ローンプログラム	公認開発会社 (CDC: Certified Development Company) を通じ、土地や建物等固定資産に対して長期融資保証を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・ CDCは、地域社会の経済発展に努め、雇用の確保／維持に取り組むNPO。SBAや民間金融機関と共同で中小企業に長期・固定融資を実施。 ・ CDC数：全米に約270。 ・ 2002年度保証付融資実績：計5,480件、総額24億7,000万ドル。
マイクロローン (Micro Loan, 7(m) Loan Program)	SBAが承認する地域開発NPO（全米170社）を通じて行なわれる間接融資NPOには当プログラム利用の際、技術支援や経営指導を実施する義務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 融資限度額：3万5,000ドル ・ 平均融資額：1万500ドル ・ 融資期間：6年以内 ・ 2002年度融資実績：計2,400社、総額3,420万ドル。
中小企業投資会社プログラム (Small Business Investment Companies: SBICs)	SBAが認可する民間のベンチャー・キャピタル (SBICs) を通じ、成長期の企業に対して出資や社債引受、長期融資を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・ SBAは、SBICが行なう社債発行に対して保証を実施する。 ・ SBICは、中小企業に対して出資を行い、企業の成長を支援 ・ SBICs数：全米に約446社 ・ 従来型とは異なるハイリスクな資金調達を伴う。 ・ 2002年実績：26億6,000万ドル
災害関連ローンプログラム	民間の災害被害個人ならびに企業（農業を除く）を長期的に資金援助するための直接融資プログラムを複数実施。一部の企業支援プログラムの対象は中小企業のみではなく、全ての規模の企業が対象となるものもある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 融資限度額：対個人20万ドル、対企業150万ドル ・ 2002年実績：計2万1,829件、総額13億ドル

出所 SBA 資料及び SBA ホームページに基づき作成

7(a)プログラム以外の主な金融支援は、図表Ⅲ-10のとおりとなっており、民間の災害被害企業を対象とした災害支援ローンプログラム（直接融資）、地域開発公社等を通じた小口の間接融資プログラム「マイクロローン」、民間ベンチャーキャピタルを通じた中小企業への投融資プログラム（Small Business Investment Companies (SBIC) Program）がある。

⁹⁰ SBA 本部ヒアリングでは、22の保証プログラムを有するとの情報を聴取したが、それぞれのプログラムの詳細については未確認である。

⁹¹ SBA 本部ヒアリングによる。

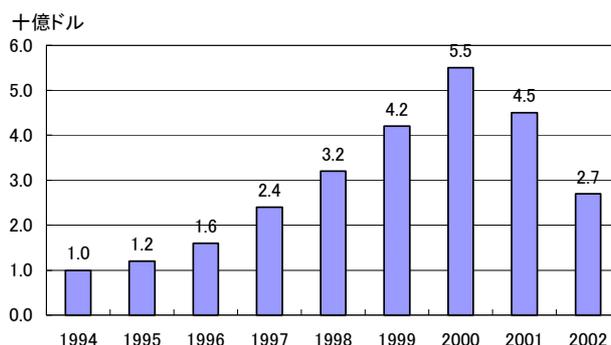
SBA 災害支援ローンプログラムの 2002 年の年間利用件数は 2 万 1,829 件、総額 13 億ドル、マイクロローンプログラムの同年における年間融資相手先会社数は 2,400 社、融資年額 3,420 万ドルである。

また、SBIC Program とは、全米に 446 社存在する SBIC と呼ばれる民間の投資家や金融機関が出資する会社（ベンチャー・キャピタル）を通じた中小企業への出資や社債引受を支援するものである。SBA の認可を受けたベンチャーキャピタルが合資会社（LP）または有限責任会社（LLC）として設立した SBIC が発行する社債に対して SBA が保証を行う。

SBIC は連邦政府からの借り入れならびに SBA の保証による社債発行等により資金を調達し、中小企業に対する投融資を行って企業の成長を支援する⁹²。

SBIC を通じた投融資の規模は、図表Ⅲ-11 のように推移している。1999～2000 年前後に情報通信分野を中心とするベンチャー企業の急成長があったことから、投融資額は急激に増加した。しかしながら、2001 年以降は IT バブルが崩壊したという事情もあり、投融資額は減少、2002 年の実績は 26 億 6,000 万ドル（2002 年）と 2001 年に比べて 6 割程度の実績に留まっている。

図表Ⅲ-11 SBIC の投融資実績（1994-2002）



出所 SBA, “Small Business Investment Company Program Fiscal Year 2002 Special Report”, p.28.
(<http://www.sba.gov/INV/specialreport.html>)

SBA の必要資金は、毎年連邦予算により割り当てられる。2003 年度の予算は約 8 億ドルであった。

SBA は、保証等の金融プログラムについて、ある年度に行われた保証付融資額と議会によって承認された補助率の積数を補助金として受け取ることができる（事務費等は別枠）。

また毎年度の SBA の連邦政府からの借入額は多額にのぼり、直近では 90 億ドルに迫る勢いとなっている。

⁹² SBA 資料「中小企業庁（SBA）の紹介」、P 5

(2) 州政府

【ヒアリング調査概要】

本調査では、図表Ⅲ-12 のとおり州政府関連の中小企業向け政策金融に係るヒアリング調査を実施した。対象機関は下表の通りであり、州政府における中小企業支援担当部署及びその実施を行う機関の双方にヒアリングを行った。

以下では、同調査ヒアリングにより聴取された各機関の情報につき、その概要を示す。
(ヒアリング先の詳細な内容については P68 図表Ⅲ-13、P69 図表Ⅲ-14 参照)

図表Ⅲ-12 調査対象機関（州政府関連）

州	機関属性	所在地
カリフォルニア州	州政府担当部署	サクラメント
	実施機関 (NPO)	サクラメント
ペンシルバニア州	州政府担当部署	ハリスバーグ
	実施機関 (NPO)	ピッツバーグ
ニュージャージー州	実施機関	トレントン

①カリフォルニア州

【事業内容】

カリフォルニア州政府は、政策金融実施 NPO（11 機関）を通じ、中小企業に対して保証を中心に実施している。NPO は契約により州政府の業務を代行している。

当制度は 1968 年より開始されており、州政府が毎年予算を付けて実施している。同州では直接融資のプログラムは少なく、特別な政策目的のある分野（環境問題等）に限られる。

保証という手法を採用する理由としては、民間の資金を用いて中小企業を支援すべきことが、州法にて明記されていること、この制度に対する予算が毎年 500 万ドルのみしかないことが主な理由である。また、費用から考えて効率的ではないとの認識から、たとえ資金が十分にあったとしても、直接融資は実施しないだろうとの見解を持っており、レバレッジを行うのであれば、州のリソースを使いつつ、資本は民間から出させることが最も効率的であると認識されている（カリフォルニア州政府機関ヒアリング）。⁹³

支援対象は特に定められていないものの、製造業者が多い。

⁹³ 一方で、別の州の政策金融実施機関（NPO）からは、保証が成功するとは限らないとの意見も聴取された。同機関では直接融資しか行っていない。かつて保証にも取り組んだことがあったが、成功しなかった。保証は銀行のシステムを利用するのが特徴であり、銀行が融資に失敗すれば同保証制度も失敗してしまう。同地域の商業銀行（大規模な銀行のみ存在）は同 NPO の支援先の口座を十分にウォッチできず、延滞の発生に気付かなかった。この結果、同地域の保証制度は中止された（ペンシルバニア州政策金融実施機関ヒアリングによる）。

この制度を利用した金融機関は2003年1年間で保証付融資を1.1億ドル（うち、保証額5,900万ドル）を提供した。保証債務残高は2003年現在で2.4億ドルである。

上限90%まで保証可能であるが、実際の保証割合は60-70%となっている。

保証料は保証額の2%、金利等は、実施NPO、融資を実施する民間金融機関、ならびに借手企業との交渉によりその都度決定される。最長保証期間は7年である。

【制度の仕組み等】

州の予算を原資に保証が実施される。保証基金に対するレバレッジは4倍以内（保証基金が保証付融資額全体の25%ということ）となっている。

各NPOは融資が焦げ付いても損こそしないものの、当該ファンドの資金は各NPO毎に区別して管理されており、デフォルトを起こすと該当するNPOのファンドが減る仕組みとなっている。当該ファンドが底を付くと、そのNPOは事業停止となる。これが、良質の融資を行うインセンティブとして働いている。

この制度による事故率は1.6%となっている。ここまで低く抑えられている理由は、委託しているNPOが自身で融資対象企業・プロジェクトを分析し審査していることが理由である。SBA保証の場合は、一般の銀行がSBAに信用状態に対するレポートを報告する形となっているが、カリフォルニア州の方式の場合は融資後もNPOと銀行が協力し債務者のモニタリングを行っているため、事故率が低く抑えられている。

②ペンシルバニア州

【事業内容】

ペンシルバニア州の中小企業向け金融支援は直接融資が中心となっている。主要なプログラムとしてPIDA（Pennsylvania Industrial Development Authority）、MELF（Machinery Equipment Lending Fund）、SBF（Small Business First）がある。ここでは、これらの中でももっとも歴史が長く、かつ規模が最大であるPIDAについて概要を説明する。

PIDAはペンシルバニア州で最も古い貸付プログラムであり、その目的は銀行から必要とする資金を融資してもらえない企業に対して貸付を行うことによって地域経済を活性化させようとするものである。

2003年の融資実績は、件数85件に対し融資額6,800万ドルである。また、融資残高は2004年6月末現在で5.3億ドルである。金利は3.25~4.25%（2004年11月時点）の固定金利、期間15年である。金利については、失業率が高くない地域については高くなることがある。

融資限度額は200万ドルである。また、1ジョブの増加につき3万5千ドルの融資を受けることが可能となる。1ジョブというのは雇用創出の単位であり、フルタイムの労働者の基準労働時間に基づき算出される。例えばある企業が5名のフルタイムの雇用増を行う

場合、PIDA による借入可能額は、3万5千ドルの5倍の17万5千ドルとなる。また、申込先の労働時間が基準労働時間を上回っている場合は、1名の雇用増は1ジョブ以上に換算される。

担保については第1順位での抵当権設定が条件となっている。第2順位以下は原則認めない。融資割合は30~70%である。PIDA では申込計画額の100%の融資は行わない。融資割合は失業率や地域の状況に応じて決定される。失業率の高い地域では融資割合が高くなる。

【制度の仕組み等】

実際の貸付手続はインダストリアル・ディベロップメント・コーポレーション (IDC) 経由で行われる。IDC とは、地域の産業振興を目的として設立される NPO である。

IDC の役割は、借手に融資を受ける資格があるかどうかの審査を行い、事務手続を代行することである。PIDA には、20年間勤務している金融分野の専門家がおり、IDC の審査の支援を行っている。また、IDC は地域開発を目的としているので、地域開発への貢献度合いなどをチェックしている。PIDA の融資方針等を決定するボードのメンバーには、著名なバンカーなど地域金融機関の代表者等地域の有力者が参加しており、地域の意見が反映されている。

対象となる企業の規模は小企業（従業員20人未満）～中企業（従業員20~500人未満）である。ただし、PIDA の利用は50人以上の従業員規模を有する企業のほうが使い勝手が良いと考えられるとの見解である⁹⁴。

対象となる業種は主に製造業であるが、物流業者なども対象に加わるなど、メーカー以外の業種も対象として拡大されてきた。資金使途は、建物の購入や改装等である。

PIDA の原資は、Economic Development Revenue Bond と呼ばれる州による債券発行である。債券発行によって集められた資金は一旦州に入り、その後 PIDA に割り当てられる。

PIDA の事故率は2.1%である。また、貸付先企業が倒産した場合には IDC と PIDA の間で損失を50%ずつ負担する。

PIDA と民間資金との協調融資は円滑に進んでおり、民間金融機関との関係は良好である。時には一定の額を PIDA のスキームで運用するよう要請されることもある。こうすることによる民間金融機関にとってのメリットとしては、米国では地域再投資法 (CRA) が存在する中、州の制度融資に協力することで地域開発に貢献しているというアピールになることなどが挙げられる⁹⁵。

⁹⁴ ペンシルバニア州政府機関ヒアリングによる。

⁹⁵ また、銀行には貸付審査基準があるものの、コミュニティの経済開発に関する評価基準については州のほうが詳しいため、州に対し融資申込書における経済開発面での評価を依頼することの効果もあるとされている。

③ニュージャージー州

【事業内容】

ニュージャージー州の中小企業向け金融支援は、州の政策金融実施機関である New Jersey Economic Development Authority (EDA) により実施されている。同機関は中小企業支援のため約 20 種類のプログラムを実施しているが、ここではそのうちの主力商品の 1 つとして、"Statewide Loan Pool for Business"を紹介する。

当プログラムは、①中小企業向け融資 1 件につき 25%までの買い取り(限度額 50 万ドル)、②30%までの信用保証(限度額 200 万ドル)を行うものである。

買い取りの対象となる貸付の金利は低利となっており、固定金利の場合は 5 年物の財務省国債利回り(2005 年 2 月 9 日時点では 3.5%)⁹⁶に若干の上乗せがある程度である。⁹⁷ また、変動金利の場合は、プライムレート(2004 年の年間平均レートで 4.34%)⁹⁸よりも低く設定されている。⁹⁹こうした条件は、地域の景気が悪ければ悪いほど緩和される。一方、保証の場合の保証手数料は年 0.5%である。担保条件に関しては、買取プログラムの対象となるローンでは第二順位でもよいが、保証プログラムの対象となるローンでは第一順位が要件となる。

【制度の仕組み等】

支援実施の際には、まず中小企業が銀行に申込みを行う。EDA は銀行から紹介を受け、融資の可否などについて協議を行う。EDA の金融支援プログラムを活用するかどうかは、銀行の判断で決定される。¹⁰⁰銀行を経由することによって、EDA は銀行融資の補完による協力を行っている。

支援の実施が決定されると、ローンが銀行から企業に対して実行され、EDA が銀行ローンの一部を買い取る。こうしたプロセスによって、EDA はリスク分担を図っている。EDA によるローンの買い取り分に係る元金、金利の回収は銀行経由で行われる。

融資審査にあたって考慮することは、政策的観点からのチェックである。融資決定の要件としては、2 年間は現在の雇用が維持されること(現在の仕事がなくなることはないこと)であり、1 ジョブあたり 5 万ドルの融資が提供可能となっている。

融資審査は①クレジット・ディシジョン(金融面の審査)と②ポリシー・ディシジョン(政策面の審査)に大別される。金融面の審査では、キャッシュフロー、返済能力などが審査される。政策面の審査では、特に資金使途などが審査される。

EDA は、全体の支援申込みのうち約半分については拒否していると認識している。しか

⁹⁶ 米国財務省公債ウェブサイト (<http://www.publicdebt.treas.gov>)

⁹⁷ EDA ヒアリングによる。

⁹⁸ FRB ウェブサイト (<http://www.federalreserve.gov/releases/h15/data.htm>)

⁹⁹ EDA ヒアリングによる。

¹⁰⁰ EDA から支援を受けていることを申込企業は理解している。

し金融面の審査と政策面の審査のどちらかの結果が良い場合には支援するケースが多い。EDA はいわゆる「ラストリゾート」の貸し手ではないと考えており、優良案件の開拓も必要と考えている。

支援の対象となる企業の規模は小企業（従業員 20 人未満程度）及び中企業（従業員 20 人以上 500 人未満程度）が対象である。対象業種については幅広い業種対象となっている。申込企業は年商 500 万ドル以下の企業が多い。

EDA では、特にコミュニティの発展に貢献する企業や、何か資金面につき手を打たないと同州から撤退してしまう企業等に対して重点的に支援したいという意向がある。特にこうした要件に該当する業種は製造業や IT 関連企業であると認識されている。ニュージャージー州には、IT 関連の企業などを誘致したいという意向がある。金融支援の原資は債券発行である。また、設立時に州政府から渡し切りの交付金を受けて以降は政府からの財政支援は受けていない。

図表Ⅲ-13 で上記の州政府による制度の概要を、図表Ⅲ-14 で州政府による制度に則って実際に業務を遂行する NPO 等実施機関の概要を示す。州政府の各プログラムには複数の NPO が参加しており、個々の NPO は小規模となっている。

図表Ⅲ-13 州政府による制度（現地調査先の事例）

州	カリフォルニア州	ペンシルバニア州			ニュージャージー州
州政府担当部署	ビジネス・運輸・住宅庁 (Business, Transportation and Housing Agency)	コミュニティ・経済開発部 (Dept. of Community and Economic Development)			経済開発機構（注） (Economic Development Authority)
1 政策金融手法	保証	直接融資（中心）（審査等はNPOが実施）、保証			直接融資、保証
2 主なプログラム	保証 California Loan Guarantee Program	直接融資 PIDA (Pennsylvania Industrial Development Authority)	直接融資 MELF (Machinery and Equipment Loan Fund)	直接融資 SBF (Small business first)	①直接融資（ローンの買い取り） ②保証 (Statewide Loan Pool for Business)
3 実施方法	11のNPOが実施	25のNPOが実施	州政府担当部署が直接実施	21のNPOが実施	経済開発機構（注）が実施
4 対象とする中小企業の定義	SBAの定義と同様	定義は設けていない		従業員数100人以下の企業	年商500万ドル以下の企業が多い
5 主要な対象業種	製造業	製造業	製造業	製造業、ビル賃貸業	製造業
6 主な資金使途	設備・事業の拡張	建物の取得、事業の拡大	機械設備の購入	土地建物ならびに機械の購入、 運転資金	事業の拡大
7 融資／保証期間	～7年	～15年	～10年	土地建物：～15年、機械：～10年、 運転資金：～3年	～10年
8 融資比率（カリフォルニア州は保証割合）	90% (平均60-70%)	30-70%、 融資額上限200万ドル	50%	50%、 土地建物、機械、不動産：20万 ドル 運転資金：10万ドル	①銀行融資の25%の買い取り ②銀行融資の30%保証 融資、保証の併用可、 最大55%まで可能。
9 保証料率（%）	申請手数料：250ドル 保証手数料：保証額の2%	-	-	-	保証額の0.5%×保証年数を前取り
10 金利（上限）（%）	レンダーと企業との交渉により決定	3.25-4.25%固定	2.75%固定	2.75%固定	・固定：TBレート平均（5年物）に利益分を載せたもの ・変動：プライムレートより若干低い
11 融資額等（年間）（カリフォルニアにつき保証付融資額）	1.1億ドル（2003年） (保証額：5,900万ドル)	6,800万ドル（2003年） (平均ロット：約80万ドル／ 件) 85件／年	2,500万ドル	NA	NA
12（保証付き）融資残高	保証残高2.4億ドル（2003年）	5.3億ドル（1,116件） (2004年6月末現在)	NA	NA	NA
13 事故率	平均1.6%	2.1%	NA	NA	NA

（注）Economic Development Authority

（資料：各州政府ウェブサイト、訪問時入手資料等）

図表Ⅲ-14 州による支援実施 NPO（現地調査先の事例）

州 組織名	カリフォルニア州		ペンシルバニア州
	California Capital (CDFI) (NPO)	Oakland Business Development Corp. (NPO)	Northside Community Development Fund (CDFI) (注1) (NPO)
1 事業内容	州プログラムに基づく信用保証	市プログラムに基づく直接融資	州プログラムに基づく直接融資
2 設立年	1982	1979	2000
3 従業員数	7	8	2
4 店舗数	1	1	1
5 資本金	NA	200万ドル	270万ドル
6 出資構成	NA	州政府100万ドル、他	連邦政府、州政府、民間からの出資金
7 主要な対象業界	製造業	小売、サービス	製造業、小売、サービス業
8 用途	設備、事業の拡張	什器備品、運転資金	創業、事業の拡大
9 融資／保証期間	～7年（期間融資） 毎年更新（運転資金）	～10年	～20年
10 融資額／保証上限 （ドル／％）	90％、50万ドル	1,000-250,000ドル	35,000-100,000ドル
11 保証料率（％）	3％	—	—
12 金利（上限）（％）	レンダーと企業との交渉により決定	・5％固定（5年） ・TBレート+5～7％固定（10年物） ・プライムレート+2.25％変動（7年）等	6-8％
13（保証付き）融資額（年間）	700万ドル	300万ドル（2003年）	50万ドル（2003年）
14 件数（年間）	87件（2003年）	121件（2003年）	12～15件（2003年）
15 平均ロット（年間）	約8万ドル	約2.5万ドル	約2.9万～4.2万ドル
16（保証付き）融資残高	NA	—	2000-2004で計120万ドルのローンを実施 （残高ではない）
17 資金調達方法 （貸付／保証原資）	州が管理するファンド	市からの契約収入、利子収入	政府からの補助金等
18 コンサルティング	起業家研修プログラム、大学と提携して実施。 参加料150ドル	融資の前後にビジネスに関わる内容のアドバイ スを適宜実施、無償	実施せず

（注1）CDFI（Community Development Financial Institution）は、連邦財務省から認可を受けた、コミュニティ開発のために金融サービスを提供することを目的とするNPO。全米に約700機関存在。

（資料：各州政府ウェブサイト、訪問時入手資料等）

2. 政策金融の違いを生み出す背景

1) 政治的・経済的要因からのアプローチ

米国における中小企業向け政策金融の大きな特徴は、連邦政府と州政府の支援が併存していることである。この特徴を説明する主要な背景としては、以下の3点が挙げられる。

(1) 「小さな政府」を志向する連邦政府

もともと独立して存在した州の連合体である「合衆国」であることから、州の独立性が強い。また、連邦政府自身も政策による市場への介入は最小限とし、可能な限り市場経済に任せる「小さな政府」を志向している。

(2) 中小企業経営者のマインド

経営者の独立志向が強く、特に連邦政府の関与を嫌う傾向がある¹⁰¹。また、市場主義を志向するビジネス社会全体の風土から、政府介入は最低限にすべきとの基本的考え方が根付いている。

(3) 直接融資向けの原資確保が困難

日本の財政投融资のような財源が存在せず、政策金融の財源は税金のみである。この限られた予算の中で、連邦政府は最大限の効果を発揮できる政策を志向している。

我が国の中小企業庁は、米国、英国に調査団を派遣して実態調査（以下、「英米実態調査」）を1989年度に行った¹⁰²。この英米実態調査のまとめとして、米国連邦政府は中小企業向け政策金融を必要と認識しているものの、「日本の郵便貯金を主たる原資として公的金融仲介を行う財政投融资のようなスキームが存在しないので、金融的支援は限定的なものにとどまっている」と論じている。

2) 歴史的経緯からのアプローチ

【連邦政府の制度の変遷¹⁰³】

1932年に設立された復興金融公社(Reconstruction Finance Corporation, RFC)が企業向け政策金融機関の嚆矢で、同公社が1934年から始めた一般事業向け融資がSBA融資の源流である。1929～32年は商業銀行融資が半減に近い状況にあったため、連邦政府が直接融

¹⁰¹ こうした経営者のマインドについては、中小企業団体、中小企業者、州政策金融実施機関、SBAなど様々な先からのヒアリングによって聴取された。

また米国では、連邦政府による政策金融を利用することに対し、基本的に民間金融機関からは借りることができず何らかの社会政策上の配慮（マイノリティ、スラム開発、雇用等）で生き延びているなどネガティブに受け取られかねない、と考える経営者も存在する。

¹⁰² 中小企業庁計画部金融課編『中小企業金融の新潮流』（1990年）参照。

¹⁰³ Bosworth, Carron, Rhyne 著『The Economics of Federal Credit Programs』（1987年）

資の手法で対応したものと考えられる。

保証は SBA 創設時には既に金融支援手法の一部だったが、創設後 20 年間は直接融資が中心で、保証が中心となったのは 1970 年代に入ってからである。保証は、予算、人員等の限られた連邦政府の資源の利用が直接融資より少ないように見えるため、次第に金融支援手法の太宗を占めるようになり、結果として保証を中心とする現在の形の中小企業向け政策金融体制となった。

図表Ⅲ-15 (参考) 米国中小企業金融 関連年表

	経済情勢 (政権)	金融制度面の動き	中小企業政策の動き等
1900 以前		1781：最初の商業銀行 1831：最初の貯蓄貸付組合 (S&L)	
1900 年代	01 - T.ルーズベルト 第1次大戦 09 - タフト 13 - ウィルソン 21 - ハーディング 23 - クーリッジ 世界大恐慌 29 - フーバー 33 - F.ルーズベルト ニューディール政策	1911：郵便貯金制度創設 1913：連邦準備制度 (FRS) <u>州際業務の規制</u> (州単位) 1927：マクファーデン法 州を越える支店設置の禁止 <u>銀行・証券業務の分離規制</u> 1933：銀行法 (グラス・スティーガル法) 銀行・証券業務の分離 連邦預金保険会社設立 定期預金金利上限設定 要求払い預金の付利禁止 等	1916：連邦土地銀行 農民・牧場主の不動産投資に係る長期資金供給 1918：戦時金融公社 鉄道証券市場の危機と関係する金融機関の救済 1923：連邦信用仲介銀行 大戦後の混乱した農産物市場への信用供与 1929以降は農業用機械設備融資も実施 <u>30年代政策金融機関の誕生</u> (住宅・農業関連多い) ・復興金融公社：RFC (1932) 数多くの子会社 RFC 抵当会社 災害貸付公社 連邦抵当金庫 等 ・連邦住宅貸付銀行／個人住宅貸付公庫 ・協同組合銀行／農業抵当公社／商品信用公社 ・ワシントン輸出入銀行 (現在の輸出入銀行) ・地方電化庁 (電力、電話普及への融資)
1945 50年代	45 - トルーマン 53 - アイゼンハワー	1956：銀行持株会社法 持株会社に対する FRB 認可 他州銀行買収の禁止	1953：中小企業庁 (SBA) 設置 1958：中小企業投資育成計画 (SBIC 計画) 始まる
60年代	61 - ケネディ キューバ危機 63 - ジョンソン ベトナム戦争 69 - ニクソン	1966：郵便貯金制度廃止 <u>金融自由化</u> 1971：「ハント報告」	
70年代	1973 オイルショック 74 - フォード 77 - カーター (高インフレ)	1980：預金金融機関規制撤廃及び 通貨管理法 (金融制度改革法) 金利の段階的自由化、貯蓄金融機 関の資金運用範囲の拡大 等	1977：地域再投資法 (CRA)
80年代	81 - レーガン 不良債権増加 金融危機 バーゼル合意 89 - ブッシュ 湾岸戦争	1982：救済目的の州際合併を認める 1986：金利自由化完了 1987：証券子会社の限定認可 1989：貯蓄金融機関救済法 自己資本比率規制強化 RTC 設置 など 1989：子会社の株式・社債引受業務 の認可	預金受入機関に資金の一定割合を地域還元することを 義務付け 1982：中小企業イノベーション促進法 1982：中小企業技術革新研究プログラム 1985：SBA 保証ローン証券化
90年代	93 - クリントン	1990：連邦信用改革法 1994：州際業務・支店設置効率化法 持株会社の州際買収・合併を 認める。(州法規制が優先) 1997：予算調整法 (財政収支の均衡) 1999：グラム・リチ・ブラリー法 銀行・証券・保険の兼営認める	1992：中小企業自己資本強化法 1992：中小企業技術移転プログラム 1994：リーグル地域開発・規制改善法 中小向け貸出担保証券の投資への優遇措置 証券化を実施する銀行の自己資本規制軽減 1995：SBA 直接貸付を原則中止
2000 年代	00 - ブッシュ		

出所 各種資料より NRI 作成

3. 最近の動向等

本調査では、連邦政府ならびに州政府の制度への意見の聴取を、商業銀行、ファイナンスカンパニー、中小企業者・中小企業団体そして実施機関自身に対して行い、各機関がどのように評価されているか、また自らをどう評価しているかにつき明らかにすることを試みた。図表Ⅲ-16に、ヒアリング調査の概要を示す。聴取された主な意見は、次節以下の通りである。

図表Ⅲ-16 ヒアリング調査先一覧

属性	機関名称等	所在地
連邦政府機関	・SBA (Small Business Administration) 本部 ・SBA Massachusetts District Office (SBAマサチューセッツ事務所)	ワシントンDC マサチューセッツ州ボストン
地方政府機関／実施機関 (図表Ⅲ-12 参照)		
商業銀行	・A行 (コミュニティバンク) ・B行 (リージョナルバンク)	ニュージャージー州
ファイナンスカンパニー	・A社 (大手ファイナンスカンパニー)	ニュージャージー州
中小企業	・中規模製造業者 (機械部品製造業者)	ペンシルバニア州レディング
中小企業団体	・National Federation of Independent Business Massachusetts (NFIB)	マサチューセッツ州ボストン
大学付属機関	・Mason Enterprise Center (ジョージ・メイソン大学内)	ヴァージニア州
連邦銀行	・Federal Reserve Bank of San Francisco (サンフランシスコ連銀)	カリフォルニア州サンフランシスコ

1) 現行の政策金融制度 (連邦政府) に対する意見

(1) 民間金融機関からの意見

【商業銀行】

- ・ SBA 保証によりリスクの高い中小企業向け融資を実現できる。
- ・ Preferred Lender¹⁰⁴としての資格を得られれば、審査において大幅な権限を委譲され、SBA 保証ローン申請手続きも格段に簡略化される¹⁰⁵。
- ・ Preferred Lender としての資格を持っていても、手続きは煩雑で、融資実行までに時間がかかる。
- ・ 金利以外の保証料等の負担を融資先が嫌がるケースがある。¹⁰⁶

¹⁰⁴ Preferred Lender とは一定の基準 (遂行能力、商品設計・分析能力、SBA 保証ローンの実績) を満たし、SBA から優良な SBA 保証ローン提供機関として認められた金融機関を指す。当認定を受けた金融機関は、SBA 保証ローン提供の可否を自らの判断で行うことが可能となり、SBA への申請手続きも簡易なもので済むようになる。

¹⁰⁵ 以上、B 行：リージョナルバンクヒアリングによる。

¹⁰⁶ 以上、A 行：コミュニティバンクヒアリングによる。

【ファイナンスカンパニー】

- ・中小企業向け融資の全案件が SBA 保証ローンであり、同ローンに特化することによってノウハウを蓄積している。
- ・SBA 保証ローンの保証部分を売却することで資金調達を行い、売却益を稼ぐことも可能である。
- ・より積極的に中小企業向け貸付に取り組むには、1社あたりの限度額を増やしてほしい。

107

(2) 中小企業者からの意見

- ・最近の SBA の制度は中小企業の資金調達ニーズに対し、即対応している。¹⁰⁸
- ・SBA 保証ローンは手数料もかかる等、調達コストが割高で条件が必ずしも良くない。担保・保証人徴求の条件も厳しい。
- ・中小企業者は、基本的に連邦政府には頼りたくはない。故に、SBA 保証の利用先はリスクが大きく例外的な企業である。¹⁰⁹

(3) 州政府ならびに州の政策金融機関からの意見

- ・全米に支店を持つような大銀行であるなら、サービスの同質性を確保する必要があることから、全米で一律のサービスを実施する SBA のプログラムは使いやすい。¹¹⁰
- ・SBA は巨大すぎて官僚的である。中小企業（特に小企業）の実情を知らない。¹¹¹
- ・地域に根ざした銀行は、地域特有のサービスの提供を志向するため、地域の州政府機関のプログラムを比較的多く利用する傾向にある。¹¹²

(4) SBA の意見

- ・中小企業の資金調達における選択肢の一つとして、また、中小企業向け公的金融の全米共通のベースとして保証を提供している。
- ・メリット・デメリットの観点から保証制度を採用しているわけではなく、限られた財源をどう活かすかがポイントとなっている。
- ・SBA は金融機関としか接点がないため、直接中小企業の話聞く機会がない。

¹⁰⁷ 以上、A社:大手ファイナンスカンパニーヒアリングによる。

¹⁰⁸ 中小企業団体地域事務所ヒアリングによる。

¹⁰⁹ 以上、A社:ペンシルバニア州所在中小企業（製造業）ヒアリングによる。

¹¹⁰ カリフォルニア州政策金融実施機関（State of California:Business,Transportation and Housing Agency）ヒアリングによる。

¹¹¹ ニュージャージー州政策金融実施機関（New Jersey Economic Development Authority）ヒアリングによる。

¹¹² カリフォルニア州政策金融実施機関（State of California:Business,Transportation and Housing Agency）ヒアリングによる。

(5) まとめ

それぞれの主体からの意見の内容が、一様ではなかった点が注目される。

SBA 保証ローンを積極的に利用している民間金融機関からは、同制度の使い勝手のよさを強調する意見が、また逆に、利用していない機関からは、手続きが煩雑等の意見が聴取された。また、中小企業からの評価も、積極的な意見も聴取される一方で、調達コストが高すぎて利用できない、そもそも連邦政府の制度は利用したくないなどの意見も目立った。

これらのことから、SBA による保証制度は、いかなる民間金融機関や中小企業に対しても最善ということではなく、あくまで金融手法の選択肢の1つとして提供されているという性格が見て取れる。

2) 現行の政策金融制度（州政府）に対する意見

ここでは、州政府の中小企業向け政策金融について各主体から聴取された意見を、州ごとに紹介する。

(1) カリフォルニア州

- ・融資や保証の意思決定を行なうボードメンバーに民間金融機関の代表が含まれていること、融資割合に上限があること、銀行側が積極的に活用していること等から、民間金融機関との連携はうまくいっている。¹¹³

(2) ペンシルバニア州

- ・制度の対象となれば、民間金融機関よりも有利な条件で借入ができるため、大型の設備投資なら州の制度を積極的に利用したい。
- ・雇用創出を目的としているなど、地域に密着した制度となっているため、連邦政府の制度よりは州の制度を好んで利用する。¹¹⁴
- ・州の制度との協調によって、地域開発に貢献できるため歓迎している。¹¹⁵
- ・民間金融機関とは連携関係にある。¹¹⁶
- ・民間金融機関にとっては、州の制度融資に協力することで地域開発に貢献しているというアピールになる。
- ・手続きが煩雑であり審査に時間がかかる。¹¹⁷

¹¹³ カリフォルニア州政策金融実施機関（California Capital Financial Development Center）ヒアリング

¹¹⁴ 以上、A社:ペンシルバニア州所在中小企業（製造業）ヒアリング。

¹¹⁵ A行:コミュニティバンクヒアリング。

¹¹⁶ ペンシルバニア州政府機関（Pennsylvania Dept. of Community and Economic Development）ヒアリング。

¹¹⁷ 以上、A社:ペンシルバニア州所在中小企業（製造業）ヒアリング。

(3) ニュージャージー州

- ・リスクが高く、銀行のみでは融資が困難な先へのアプローチが可能となる。
- ・地域によっては、創業支援等のハイリスクなものは対象としていない場合もある。¹¹⁸

(4) まとめ

ほぼ一様に肯定的な意見が聴取された。また、否定的な意見についても、手続きの煩雑さ等を挙げるものであり、制度そのものに対する反対意見は見られなかった。この背景には、上述のとおりコミュニティの発展を重視する気風が金融機関にも企業にも見られること、また、調査対象とした州の制度はいずれも民間金融機関との連携が前提となっている（融資であれば、協調融資を実施する、また、審査の段階で民間金融機関の代表が含まれた審査委員会を通る等）こと等の要因があると考えられる。

3) 特徴的な取組み

(1) 金融手法

①SBA 保証ローンの証券化

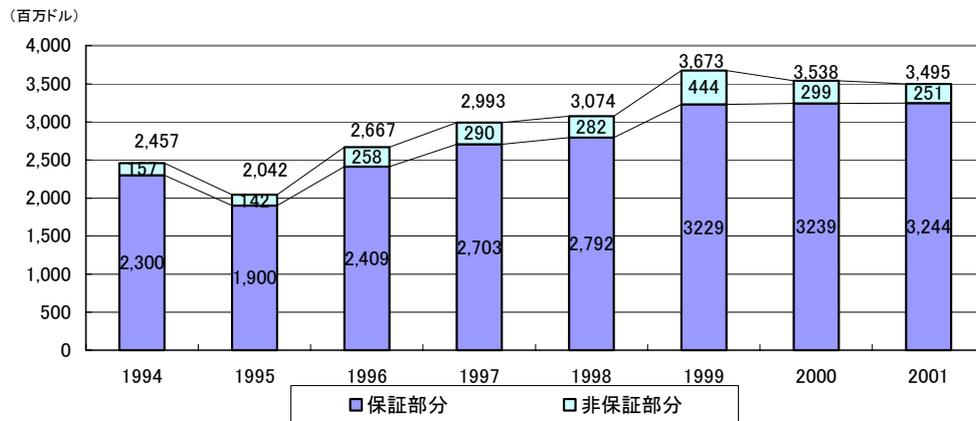
SBA 保証ローンの保証部分は、セカンダリーマーケットプログラムという制度を通じ、個別に売却、またはプールして証券化することが認められている。これは、SBA 保証ローンの売却・証券化を許可してほしいとのレンダー側の要請がきっかけで 1985 年に実現したものである。

民間金融機関が、政府保証部分である融資額の 75%部分をプールした債権を裏付けとした証券をセカンダリーマーケットで販売する（または、顧客である投資家に直接個別に販売する）。これらは、市中金利が低金利の中、投資家にとっては安定的で魅力的な投資先として評価されている。

SBA 保証ローンは、政府機関の信用力があり、契約の標準化もなされていることから、市場での売買や証券化が進展してきた。SBA 保証ローンの政府保証部分の個別売却・証券化実績は、90 年代に入って本格化し、2001 年では 35 億ドル規模にいたっている（図表 III-17）。一方でパッケージングにコストがかかるなどの理由により、セカンダリーマーケットや投資家に売らずに銀行内に留めておく銀行も存在する。現在では SBA 保証部分の証券化率は半分弱程度となっている（図表 III-18）。

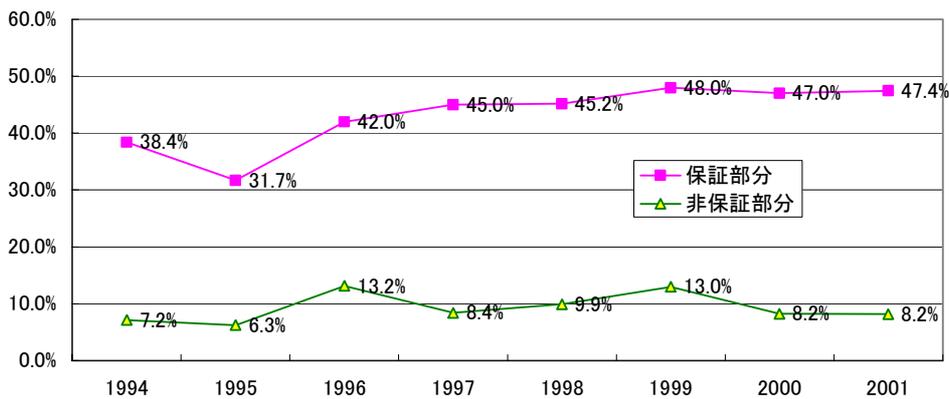
¹¹⁸ 以上、銀行の一般的傾向として、ニュージャージー州実施機関から聴取。

図表Ⅲ-17 SBA 保証ローンの売却・証券化実績



出所 FRB, "Report to the Congress on the Availability of Credit to Small Businesses", 2002 より作成

図表Ⅲ-18 SBA 保証ローンの証券化（投資家への個別売却を含む）割合



出所 FRB, "Report to the Congress on the Availability of Credit to Small Businesses", 2002 より作成

(2) コンサルティング、情報提供機能

民間金融機関では融資先に対するコンサルティング、情報提供の意識は希薄である。こうした中、公的セクターとして SBA が全国規模でコンサルティング、情報提供機能を整備しており、中小企業の資金調達等に関する情報を入手できるワンストップ・ショップのニーズに合致している。内容は以下のとおり。

①SCORE (Counselors to America's Small Business 管理職退職サービス部)

現役または退職後の企業役員経験者ならびに中小企業経営経験者からなる合計 1 万 500

名のボランティアが、相談員として中小企業からの経営に関わる相談を受け付けている。特に、創業のアドバイスが中心である。SBA オフィスを中心に全米に 389 箇所の窓口が設置されている。

具体的な支援内容としては、事業立上げ、企業管理・事業運営、マーケティング、事業計画準備に対しアドバイスや準備の支援等を行なう。また、講習会も実施している。また、電子メールによる相談も受け付けており、月間最高 1 万件寄せられる問合せに対し、1,200 名の経験者が対応する。

②SBDCs (Small Business Development Centers 中小企業開発センター)

SBA は、中小企業開発センターを全米各地に 1,000 ヶ所以上設置している。多くは大学敷地内に設けられている。

SBA と学術機関、民間セクター、州・地方自治体間での協力で成立している制度である。

企業管理と技術支援に関するサービスを提供する。また、融資申込みの支援も実施している。対象としては、創業企業ではなく成長企業を対象としている。

第4章 英国

1. 中小企業向け政策金融制度

1) 中小企業の定義

英国における中小企業の定義は、貿易産業省（DTI）により、統計上の目的で、①零細企業（Micro Firm）、従業員数0～9人、②小企業（Small Firm）、同10～49人、③中企業（Medium Firm）、同50～249人、とされている。

2) 産業構造と中小企業のプレゼンス

英国では企業数総計約370万社、このうち中小企業の占める割合は企業数ベースで99.8%と圧倒的に多い。また、従業員数ベースでは57.4%、売上高ベースでは52.8%となっている（2003年現在）。

図表IV-1 英国における産業構造と中小企業のプレゼンス（企業数）

企業数（千社）	全企業		中小企業		中小企業の割合
	構成比	実数	構成比	実数	
製造業	8.6%	320	8.6%	318	99.4%
建設業	21.3%	792	21.3%	791	99.9%
卸・小売業等	14.8%	550	14.8%	549	99.8%
サービス業	11.2%	417	11.2%	416	99.8%
不動産業	25.1%	933	25.1%	932	99.9%
その他	19.0%	705	19.0%	704	99.9%
合計	100.0%	3,716	100.0%	3,710	99.8%

注) 一次産業、不明分を除く

出所 Small and Medium Enterprise Statistics for the Regions 2003

図表IV-2 英国における産業構造と中小企業のプレゼンス（従業員数）

従業員数（千人）	全企業		中小企業		中小企業の割合
	構成比	実数	構成比	実数	
製造業	17.9%	3,711	16.6%	1,978	53.3%
建設業	8.7%	1,804	12.6%	1,506	83.5%
卸・小売業等	22.9%	4,753	19.2%	2,286	48.1%
サービス業	18.2%	3,775	16.8%	1,997	52.9%
不動産業	18.1%	3,759	21.6%	2,575	68.5%
その他	14.2%	2,938	13.2%	1,571	53.5%
合計	100.0%	20,739	100.0%	11,912	57.4%

注) 一次産業、不明分を除く

出所 Small and Medium Enterprise Statistics for the Regions 2003

図表IV-3 英国における産業構造と中小企業のプレゼンス（売上高）

売上高（十億£）

	全企業		中小企業		中小企業の割合
	構成比	実数	構成比	実数	
製造業	21.3%	454	14.4%	162	35.7%
建設業	8.5%	181	10.9%	123	67.8%
卸・小売業等	36.4%	776	36.1%	407	52.4%
サービス業	4.8%	102	6.4%	72	70.6%
不動産業	15.5%	331	20.9%	235	71.2%
その他	13.6%	290	11.4%	129	44.3%
合計	100.0%	2,135	100.0%	1,128	52.8%

注) 一次産業、不明分を除く

出所 Small and Medium Enterprise Statistics for the Regions 2003

3) 中小企業の資金調達

スモール・ビジネス・サービス（SBS、詳細は後述）は、英国の中小企業の大多数にとって資金調達上の問題はほとんどないと認識している。¹¹⁹その根拠として、自らが実施した中小企業調査（2003年度）の結果から、毎年外部資金を調達しようとする企業は17%で、そのうち融資を得る上で困難に直面するのは25%、すなわち、全体の5%にも満たない企業のみが借入れ難を経験しているに過ぎない事実を挙げている。ただし、創立後間もない企業の3割が外部資金を調達しようとしながら、その4割の企業は容易に融資を得られない点等については問題視している。なお、1997～99年の平均で、中小企業の資金調達先は61%が銀行となっており、他人資本については銀行からの借入が中心となっている。

さらに、英国競争委員会の報告（2002年）によると、英国の中小企業向け貸出市場は、ロイズ TSB 等4大銀行による寡占が著しい¹²⁰という。とりわけ、「term lending」（中長期貸付）市場では、件数ベースで中小企業向け貸付の約90%を占めているとされる。このような事情は、我が国においても報じられた。日本経済新聞（2003年12月19日）によると、英国では4大銀行の中小企業向け融資に占めるシェアは8割で、それらの銀行は、地位を乱用して中小企業取引で毎年1,500億円近い超過利潤を得ていると独占禁止当局から財務大臣に報告があったという。この報道については、SBSも、4大銀行による支配体制が確立していることは認め、政府から中小企業の利益に叶うような手数料の見直し等の勧告が行われている事実を紹介している。しかし、英国では中小企業金融分野での新規参入者が多く、銀行間の競争も激しい上に、金融機関は効率的であって、金融分野でのイノベーションも進んでいるため、中小企業が過度に高い金利を負担しているとは思えないとしている。

¹¹⁹借り手と貸し手の関係は極めて健全で、資金調達が事業上の制約と感じてはいないと SBS は見ている。また、イングランド銀行は、中小企業が銀行借入れに難しさを感じていないと判断している。同行によると中小企業の預金総額と借入総額との比較で、2003年において、マクロ的には中小企業は借入残高以上の預金を持っているという。

¹²⁰ SBS ホームページによる。

4) 中小企業向け政策金融

(1) 政策金融システム

① 中小企業政策の現状¹²¹

英国の中小企業政策は DTI の監督下にある SBS が一元的に実施している。「一元的」とは、例えば、文部省所管の技能向上施策を中小企業分野にどのように役立てていくか、また、反映させていくかを文部省ではなく SBS が考えることだという。SBS は、このように省庁横断的な活動を展開している。

英国政府は、同国が創業及び企業の成長に世界で最も適した国となるよう最大の努力を払っているという。そのための政府をあげての取組みは、「中小企業のための行動計画」にまとめられており、その中で掲げられた 7 項目の戦略的テーマには、「創業文化の構築」や「よりダイナミックな創業市場の振興」が含まれており、政府が創業支援に注力していることがわかる。加えて、「資金調達の円滑化」や「小企業の成長力構築」も掲げられていることから、この計画では中小企業の成長促進といった志向も見られる。

DTI が実施する企業支援制度の概要は、図表 IV-4 のとおりである。中小企業向け金融支援としては、補助金を除くと「小規模企業融資保証制度 (Small Firms Loan Guarantee Scheme, SFLGS)」と呼ばれる保証制度のみである。

図表 IV-4 DTI による企業向け支援メニュー

支援メニュー名	対象企業	支援形態
イノベーション関連支援		
Knowledge Transfer Partnerships	全企業	特定分野の技術におけるネットワーク創設を支援する補助金
Collaborative Research and Development	英国をベースとする全企業	協調 R&D プロジェクトに対する補助金
Grant for Investigating and Innovative Idea	中小企業	イノベーションを目的としたコンサルティング/調査に対する補助金
Grant for Research and Development	中小企業	R&D に対する補助金
Knowledge Transfer Partnerships	全企業	知識移転のための補助金
コンサルティング関連支援		
Access to Best Business Practice	全企業	成功例に関する資料や当該企業への訪問、ネットワーク作りのイベントのアレンジ等
Support to Implement Best Business Practice	中小企業	ビジネスリンク (注) のアドバイザーによる無料のコンサルティング等
資金調達		
Small Firms Loan Guarantee	中小企業	民間金融機関を通じて保証付き融資を提供。保証割合は借入額の一律 75% (後述)
地域への投資		
Selective Finance for Investment in England	支援対象地域に在する (または移転する) 全企業	キャピタルコスト等への補助金

(注) 全英にネットワーク化された SBS の地方支部。ただし、そこで働いているのは SBS の職員ではなく NPO 等のスタッフであるという。

出所 DTI, “BUSINESS SUPPORT SOLUTIONS”, 2004 より作成
(同資料は、DTI ウェブサイト : http://www.dti.gov.uk/bss/product_guide.pdf より入手可能。)

¹²¹ SBS ホームページ等による。

②主要な政策金融機関

SFLGS が主な政策金融の手法である。1981 年の制度創設当初は、DTI が直接実施していた。現在は、監督官庁である DTI により 2000 年 4 月に設立された SBS が実施している。同制度の概要については、図表IV-5 のとおりである。

図表IV-5 SBS の制度

機関の概要	スモール・ビジネス・サービス(SBS)
●監督官庁	貿易産業省(DTI)
●設立年	2000年(SBS設立) ※信用保証制度自体は1981年より存在
●政策金融手法と事業規模	・保証 保証承諾額:4.09億ポンド(約834億円)(注1)(2003年度) ・[出資](ベンチャーキャピタル基金への投資等を実施)
●件数または社数及び平均ロット	・保証件数:5,966件(2003年度) ・保証付融資額:7万ポンド(約1,397万円)／件
●資金調達方法等	収支戻は国の予算で補填
●保証制度の概要	
保証割合	・貸付額の75%
保証料等	・融資残高の年2% (保証利用企業の負担)
企業向け貸出全体の残高	3,023億ポンド(約62兆円) (2004年6月末)
うち中小企業向け残高	約389億ポンド(約7.9兆円)(注2) (2003末)

* 円換算は、1ポンド=203.81円で行なった。(2004年12月30日現在のレート)

(注1)保証割合が一律75%であることから、保証付貸付年額は約3.1億ポンド

(注2)英国では、年商100万ポンド(約2億円)以下の企業向け貸出を中小企業向け貸出とみなしている

SFLGS 創設後 20 年の歴史及び現状を見ると、保証制度の利用状況という点では小規模なものにとどまってきたことがわかる。前述のように、中小企業の資金調達については銀行からの融資が中心であり、借入の環境も良好であるとの認識が中小企業政策担当者にも根付いていることから、政策金融を必要最小限の極めて限定的なものにとどめようとする姿勢が保証制度の実績の推移からも窺える。

また、SBS では前述した保証制度 SFLGS に加え、下記のようなファンドへの出資による金融支援プログラムも実施している。¹²²

・地方ベンチャーキャピタルファンド

9社の地方ベンチャーキャピタルを通じ、中小企業にリスクキャピタルを提供

・ハイテクファンド

創業間もないハイテク企業へのベンチャー資金提供

¹²² SBS 資料ならびに SBS ホームページによる。

- ・エンタープライズキャピタルファンド

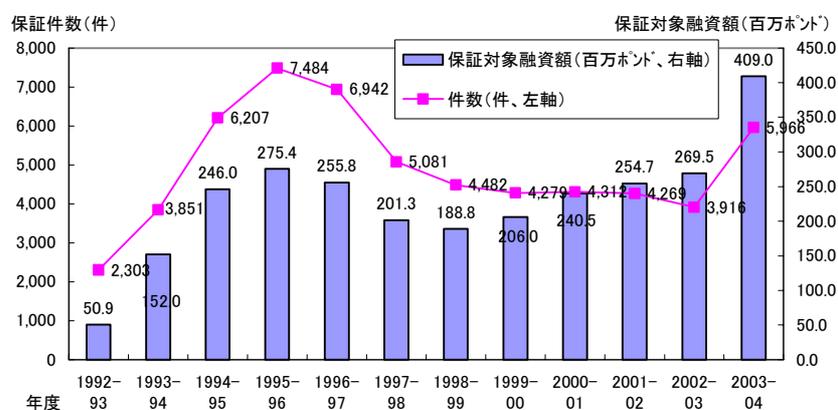
株式会社による資金調達額不足で影響を受ける中小企業への成長資本の流入を支援

(2) 政策金融の規模

SFLGS の保証付貸付年額（フロー）は 4.09 億ポンド（約 834 億円）（2003-2004 年度）である¹²³。また SBS 資料によると、中小企業向け貸付市場（フロー）におけるシェアは 2% 未満である。

図表IV-6 に過去 10 年分の保証付貸付額推移を示す。

図表IV-6 SBS 年間保証付貸付額推移



出所 宇野、折茂 (2004) より作成

2. 政策金融の違いを生み出す背景

1) 歴史的経緯からのアプローチ

英国の中小企業向け政策金融における違いを生み出す背景については、文献調査に拠り、中小企業庁計画部金融課編「中小企業金融の新潮流」及び寺岡寛「グラハム、バノック『中小企業振興策の国際比較 - 先進7か国の研究 - 』」を主要参考文献とした。

「中小企業金融の新潮流」によれば、英国における中小企業政策の展開の歴史的経緯には、他国に見られない特徴があるという。また、英国では、「中小企業政策全体の理念が確立しないうちに中小企業金融問題が先行した」とし、言い換えれば、「総論とそれを支えるべき哲学が確立する前に金融という各論が先行した」と説明している。

実際、中小企業が金融上の困難に直面していることは 1931 年の通称マクミラン委員会報告によって指摘されていた。しかしながら、独仏のような直接又は間接融資を行う政府系金融機関の創設や、大陸欧州では盛んな相互保証制度の発展も英国では見られなかった。

上述のマクミラン委員会報告後も中小企業金融問題はたびたび指摘されていた。1957 年

¹²³ 宇野、折茂 (2004)

にはラドクリフ委員会が初めて保証制度の創設を提言したが、これも無視された。

1971 年には、英国中小企業政策史上画期的なボルトン委員会報告が発表されるに至る。初めて「小企業の定義」を作成し、金融を含む幅広い中小企業支援の必要性を説いた同報告であったが、その理念は実践されることがあまりなかったという。その理由としては、「イギリスの経済政策が戦後一貫して「大企業路線」、即ち、大企業を育成し、これによってアメリカ、西ドイツ、日本の企業に対抗しようとするものをたどってきており、それは一委員会の報告で変更されえないほど基本哲学として深く根を下ろしていたから」との指摘がある。とりわけ保証制度を巡っては、民間銀行の間にそのような制度が「公的資金の野放図な利用」へと結びつくという心理的な危惧感があったことなども一因のようである。

この流れに変化を与えたのは、「英国病」とも称される経済の低迷、とりわけ深刻な失業問題であったといえよう。また、発足早々この問題への取組みを迫られたサッチャー政権が、発足 2 年後には保証制度を導入させる積極性を見せたことも大きいだろう。このような経緯を経た後、1981 年に小規模企業融資保証制度（SFLGS）が創設された。

3. 最近の動向等¹²⁴

SBS は、中小企業の資金調達環境を改善するためには、中小企業が事業計画や投資内容等について金融機関に十分説明できることが重要であるとの認識から、中小企業に対するアドバイス・サービスに熱心に取り組んできた。

SBS と中小企業との窓口となり、コンサルティングサービスを提供しているのは全国 45 箇所のビジネスリンクであるが、ビジネスリンクは 2005 年からは、DTI の他、文部省等が設立している地域開発庁の傘下に入ることとなった。地域開発庁は中央政府の予算で事業を運営しており、中央政府の機能を代替する地域の行政機関であるという。

地域開発庁は、各地域の実情に合わせて独自に活動を行っており、SBS には中央政府と地域開発庁との仲介役としての機能も今後求められてくると考えられる。

¹²⁴ SBS ヒアリングによる。

図表IV-7 (参考) 英国中小企業金融 関連年表

	経済情勢 (政権)	金融政策の動き	中小企業政策の動き等
1900年代	世界大恐慌 35 - ホールドウィン 37 - チェムバレン 独ポランド侵攻 40 - チャーチル	失業者倍増	1931 : マクミラン委員会報告 〔中小企業の長期資金調達ギャップ〕 〔中小企業専門金融機関設立の勧告〕
1945	45 - アトリー NATO 設立	・福祉国家建設政策 基幹産業、イングランド銀行国有化 1945 : 産業金融会社 (FCI : 民設)	規模の経済を優先する志向 1945 : 商工金融会社 (ICFC : 民設)
50年代	51 - チャーチル 55 - イーデン スエズ動乱 57 - マクミラン キューバ危機		1957 : ラドクリフ委員会報告
60年代	63 - ヒューム ベトナム戦争 64 - ウィルソン	1967 : ポンド切下げ 金融自由化 1971 : 金利規制の廃止 企業救済 : 価格調整政策へ転換	1967 : 産業再建公社 (企業合併、合理化など規模の追求)
70年代	70 - ヒース 1973 オイルショック EC 加盟 74 - ウィルソン 76 - キャラハン ポンド危機	・IMF からの資金援助 (公共支出減額と賃金抑制が条件)	1971 : ボルトン委員会報告 1973 : FFI (ICFC の FCI 吸収) 1975 : 全国企業局 (国家的経済計画と技術革新)
80年代	79 - サッチャー 高失業率 フォークランド紛争 90 - メイジャー バーゼル合意 湾岸戦争	1979 : 初の銀行法制定 〔銀行の定義 イングランド銀行の監督権限〕 1986 : ビッグバン (証券業務自由化) 1986 : 金融サービス法 (投資家保護) 1987 : 改正銀行法 大口融資・自己資本比率規制等 1990 : 欧州為替相場機構に参加 1992 : 英通貨危機 (リセッション)	1979 : ウィルソン委員会報告 1981 小規模企業融資保証制度 (SFLGS) 1983 : 3i (FFI の改組…スリーアイ) ・事業拡大制度 (BES) 中小企業株式投資税制優遇 ・失業者による企業開設手当制度 ・サービスセンターの経営相談、指導等 既存・地域中小企業の支援 1993 : ビジネスリンク (コンサルティング)
90年代	97 - ブレア		
2000年代			2000 : SBS 設立

出所 各種資料より NRI 作成

おわりに

欧米主要4か国の中小企業向け政策金融は、保証や融資を軸に、多様な姿をみせているが、政策金融制度の違いを生み出す背景は、各国の歴史的経緯、政治・経済的要因により様々である。以下、現状と最近の動きを総括していきたい。

中小企業の定義は各国でやや差があるものの、中小企業が企業数に占めるウエイトは各国とも99%を超え、従業員数では米・英がほぼ半数、仏・独は約6~7割を占めている。こうしたプレゼンスの高さと、経済の活性化やイノベーションの源泉となり、雇用の維持・創出の原動力という役割を果たしていることが評価され、各国はいずれも中小企業政策を重視し、「政策金融」を政策の柱の一つに置いている。各国とも中小企業が外部資金を銀行借りに頼らざるを得ないのは共通しており、信用の低さから資金調達、とりわけ中・長期資金の調達難に直面しているため、このような中小企業の資金調達を支援することが政策金融の目的である。

政策金融は日本やドイツ、米国では1950年代には既に行われていたのに対し、英国やフランスが本格的に取り組み始めたのは、オイルショック後の経済低迷からの脱却を目指した1980年代初頭と比較的最近であるのは注目される。なお、EUもEC条約第87条で「市場の競争を阻害する公的支援」を禁止しているが、中小企業向け政策金融はその例外とされている。さらに、EU加盟国によって設立された欧州投資銀行（EIB）が、各国の民間金融機関等を通して中小企業向けの融資を2003年に約1.5兆円実施するなど、EU自身も各種の金融支援を行っている。

次に、各国の制度について簡単に振り返ってみる。

フランスは、BDPMEが民間金融機関貸付の保証（部分保証）と直接融資（協調融資）を行っている。保証については民間とのパートナーシップが図られており、特に従業員10人以下の零細企業向けの保証実績が伸びている。また、協調融資についても、CEPMEが民間銀行の支援の呼び水となることを自らの使命としており、民間とのパートナーシップは良好である。

ドイツは、KfWが民間金融機関を通じた間接融資（貸倒リスクは原則民間金融機関が負う）とCDSを利用した民間金融機関貸付の証券化支援を行っている。間接融資は、条件面は民間のプロパーより有利で、最近は中小企業の雇用促進や自己資本強化を狙った劣後ローンの扱いが増えてきている。

また、連邦政府と州政府が民間の保証銀行による中小企業向け貸付の保証を再保証しているほか、州政府では直接融資を含む各種金融支援も行われている。

米国は、連邦と各州の金融支援が併存している。連邦では、中小企業庁（SBA）が民間金融機関やノンバンクによる貸付の保証を行っている。また、SBAの保証付貸付は、民間

金融機関によって証券化されている。一方、各地の実情に応じたきめ細かい政策を州政府が提供しており、手法も融資や保証と様々である。州の直接融資は、長期・低利の融資条件や地域との密着度に対する中小企業の評価も高く、地域貢献を求められている民間金融機関との連携も良好である。

英国は、政府機関の SBS が民間金融機関貸付の保証を行っている。ただし、他の国々と比べて政策金融の歴史は浅く、実績も少ない。

これら諸国の政策金融の中小企業向け貸付残高に占めるシェア（中央政府ベース）は、統計の制約により正確に把握できないが、市場中心の米国は約 5%、英国は 2%未満と低い。フランスは中・長期貸付のフローベースで見ると、16~20%の水準にある。ドイツは不明であるが、間接融資による事業規模の大きさ（約 1.4 兆円 フローベース）から推して、英米を上回り、フランスと並んでシェアの高い国であると推測される。

政策金融に対する評価は、民業補完をベースに実施されているため、基本的に関係者の間では全般的に好意的である。ただし、保証や間接融資が中心であることから、仲介する民間金融機関の意向に左右される面もあり、中小企業者からは政府機関との直接のコンタクトを希望する意見もある。

例えば、米国の SBA 保証は、担保条件も厳しく、手続きも煩雑として民間金融機関の利用姿勢のばらつきが大きく、SBA がこの状況を放置しないで中小企業者の実情を知って欲しいとの声もある。ドイツの KfW の間接融資についても、民間金融機関の採算ベースに合わない中小企業者への貸付は難しくなっている。そのため、民間金融機関の獲得マージンを企業の信用リスクに応じたものにする制度改革もなされているが、完全な解決にはなっていない。その中で、フランスの BDPME や米国の州政府による直接融資への評価は十分に考慮すべきであろう。

最近の動きを見ると、各国の実情に応じた、劣後ローン導入や証券化の推進、機関の統合によるワンストップ化と、中小企業支援の手が緩まる気配はない。経済の活性化等に如何に中小企業が期待されているかがわかるといえよう。そのなかで、コンサルティングや情報提供にも各国が力を入れていることは注目される。融資担当者による財務相談にとどまらず、経営の経験者や専門家による起業や再生相談、実際の経営指導と多彩、多様なものとなってきている。例えば、ドイツでは、KfW が主体となって、関係者が一堂に会して中小企業の経営再建に必要なアドバイスを提供するラウンド・テーブル方式の支援も行われている。

これまでみてきたように、各国は中小企業政策を重視し、政策金融を重要であると認識している。また、制度の違いはあるにせよ、現状の枠組みを所与のものとし、これを活かしつつ時代の変化への対応を試みている点も各国共通の動向といえよう。そこには中小企業に対してより良い支援を行おうとする各国の強い意志が感じられる。

参考文献一覧

【各国共通】

- ・宇野雅夫、折茂建「政策金融の国際比較（欧州編）」（財務総合政策研究所、2004年）
- ・忽那憲治『中小企業金融とベンチャー・ファイナンス』（東洋経済、1997年）
- ・国民金融公庫総合研究所編『ポストビッグバンの中小企業金融』（中小企業リサーチセンター、1999年）
- ・定光裕樹、坪内浩、鶴谷学、鹿島鉄也「先進4カ国における政策金融について」（内閣府経済社会総合研究所『ESRI 調査研究レポート』No.1、2003年）
- ・全国銀行協会連合会『欧米主要国の公的金融システム』（1997年）
- ・中小企業総合事業団調査・国際部『ドイツ、イタリア、フランス及びイギリスの信用保証制度』（2003年）
- ・中小企業庁『中小企業白書』各年版
- ・中小企業庁計画部金融課編『中小企業金融の新潮流』（同友館、1990年）
- ・西村閑也、林直嗣『現代世界の金融政策』（日本経済評論社、1993）
- ・日本銀行調査統計局「資金循環統計の国際比較」（『日本銀行調査月報』2004年1月号）
- ・フランス・銀行金融事情研究所編、国民金融公庫調査部監訳『先進国の中小企業と金融』（中小企業リサーチセンター、1991年）
- ・三井逸友「中小企業政策における政策評価-EUでの経験から-」『会計検査研究』No.26(2002年)
- ・藪下史郎、武士俣友生編著『中小企業金融入門』（東洋経済、2002年）

【フランス】

- ・石田祐幸「フランスの中小企業政策金融制度」（外国為替貿易研究会『国際金融』第1134号、2004年）
- ・大山陽久、成毛建介「近年におけるフランスの公的機関の民営化について」（2002年）
- ・高垣寅次郎『世界各国の金融制度〔第一巻〕』（(財)大蔵財務協会、1964年）
- ・中川辰洋「フランスの金融構造と金融改革」（『三田学会雑誌』84巻4号、1992年）
- ・中川洋一郎「両大戦間期のクレディ・ナショナル《復興金融公庫》 - 国家介入による初の中・長期信用専門金融機関、その意義と限界-」（『経済学論纂（中央大学）』第34巻2号抜刷、1993年）
- ・藤原洋二「フランスの金融制度の歴史的推移と現状（前編）」（住宅金融公庫『住宅金融月報』2003年10月号）
- ・村上義昭「フランスの創業支援・雇用政策の要としての創業支援策-」（国民生活金融公庫『調査月報』2004年5月）
- ・矢後和彦『フランスにおける公的金融と大衆貯蓄 預金供託金庫と貯蓄金庫 1816-1944』

(東京大学出版会、1999年)

- ・ Agence des pme (中小企業エージェンシー), “PME: clés de lecture”, 2003.
- ・ MINISTERE DE L'ECONOMIE (経済省) プレス向け資料, “Principales Mesures en Faveur du Financement des PME-PMI (中小企業金融向け主要政策)”, 1994
- ・ Patrice Baubeau, Arnaud Lavit d'Hautefort, and Michel Lescure, Histoire publique d'une société privée: Le Crédit National 1919-1994, Éditions Jean-Claude Lattés, 1994.

【ドイツ】

- ・ 生川栄治『ドイツ金融史論』(有斐閣、1995年)
- ・ 加藤史夫「ドイツにおける公的金融機関に対する公的保証の廃止・改正について(上)(下)」(全国銀行協会『金融』674、675号、2003年)
- ・ 斎藤春造『ドイツ銀行史の研究』(法政大学出版会、1977年)
- ・ 日本政策投資銀行 フランクフルト駐在員事務所「ドイツ政策金融の概要と最近の動向 I～ドイツ復興金融公庫(KfW)の概要～」(2004年1月)
- ・ 日本政策投資銀行 フランクフルト駐在員事務所「ドイツ政策金融の概要と最近の動向 II～ドイツ政策金融の最近の動向～」(2004年1月)
- ・ 羽森直子「ドイツの金融システムの特徴」(国民生活金融公庫総合研究所『調査季報』2003年)
- ・ 羽森直子『ドイツの金融システムと金融政策』(中央経済社、1998年)
- ・ 平澤克彦「ドイツにおける中小企業政策」(『経済科学研究所 紀要』第32号、2002年)
- ・ 『ドイツの金融システムと政策金融』(国民生活金融公庫「調査月報」2003年2月)
- ・ 『ドイツの中小企業政策-経済環境の変化と開業支援のしくみ-』(国民生活金融公庫「調査月報」2002年2月)
- ・ David B. Audretsch; Julie A. Elsten, “Financing the German Mittelstand”, Kluwer Academic Publishers, Small Business Economics, Vol.9, 1997
- ・ Sigurt Vitols, “Are German Banks Different?”, Kluwer Academic Publishers, Small Business Economics, Vol.10, 1998

【米国】

- ・ 小野浩二「中小企業向け貸出債券の証券化の可能性」(国民生活金融公庫『調査季報』第54号(2000年8月))
- ・ 竹内英二『米国中小企業金融事情』(国民生活金融公庫『調査月報』2004年3月)
- ・ デービッド・モス著、野村マネジメント・スクール訳『民の試みが失敗に帰したとき』(野村総合研究所、2003年)
- ・ 西川純子、松井和夫著『アメリカ金融史 建国から1980年代まで』(有斐閣、1989年)

- ・根本忠宣「米国における中小企業金融の現状と課題」（国民生活金融公庫『調査季報』第47号（1998年11月））
- ・野村総合研究所著『変貌する米銀』（野村総合研究所、2002年）
- ・米国商務省 “Quarterly Financial Report”, 2000 Q4, 2003 Q4.
- ・村本孜著『リレーションシップ・バンキングと金融システム』（東洋経済、2005年）
- ・Bosworth, Carron, Rhyne, *The Economics of Federal Credit Programs*, Brookings Institution, 1987.
- ・FRB, “Report to the Congress on the Availability of Credit to Small Businesses”, 2002
- ・FRB, “Survey of Small Business Finance” 1998
- ・FRB, SBA, “National Survey of Small Business Finance”, 1998
- ・NFIB, 2000(1), “Small Business Policy Guide”, 2000
- ・NFIB, 2000(2), “Small Business Problems and Priorities Surveys”, 2000
- ・SBA, “FY 2005 CONGRESSIONAL PERFORMANCE BUDGET REQUEST”
- ・SBA, “Small Business Investment Company Program Fiscal Year 2002 Special Report”

【英国】

- ・寺岡寛「グラハム、バノック 『中小企業振興策の国際比較 —先進7か国の研究—』（1980年12月）『商工経済研究』（No.13,1982年）
- ・ロバート・ブラックバーン著、吉田裕訳、「英国中小企業の現状」（『信金中金月報』2003年3月増刊号）
- ・Graham Bannock & Partners Ltd. "Credit Guarantee Schemes for Small Business Lending A Global Perspective", 1997.

総括表

		フランス	ドイツ	米国	英国		
I. 中小企業と政策金融の状況							
●中小企業の定義		従業員250人未満(全業種)	①従業員500人未満かつ ②売上高5000万ユーロ(約72億円)未満 (全業種)	(例) 製造業:従業員500人以下 建設業:売上高2,850万ドル(約30億円)以下	従業員250人未満(全業種)		
	根拠法等	EU定義(従業員数)に準拠	ボン中小企業研究所が規定	中小企業法に基づき中小企業庁(SBA)が業種毎に規定	貿易産業省(DTI)が規定		
●中小企業の割合	企業数	99.8% (01年)	99.7% (02年)	99.3% (01年)	99.8% (03年)		
	従業員数	60.2% (99年)	70.2% (03年)	48.4% (01年)	57.4% (03年)		
●政策金融の状況	融資	○ (直接融資<協調>)	○ (間接融資)	例外的に 災害時緊急融資等を実施するのみ	×		
	信用補完制度	○ (保証)	○ (民間の保証銀行が実施した保証を連邦及び各州政府が再保証)	○ (保証)	○ (保証)		
	特記事項	・直接融資と保証の二本立てによる支援	・連邦政府は間接融資中心 ・州政府による支援(融資等)も存在 ・民間の保証制度を連邦及び各州政府が支援	連邦政府は保証中心 州政府支援(融資、保証、両者併用等)が別途あり、各州により様々	-		
●中小企業向け貸付に占める政策金融のシェア		16%~20% <[融資+保証合計]/中長期貸付フロー、03年>	NA	4.6% <ストック、03年>	2%未満 <フロー、04年>		
	特記事項	仏、独:中小企業向け貸付残高統計等が存在せず残高シェアは算出不能。上記数値は関係機関からの資料による。なお、独の州政府分は不詳		連邦政府保証のみ。州政府分不詳	上記数値は関係機関からの資料による。		
II. 政策金融実施機関							
		中小企業開発銀行(BDPME)(持ち株会社) 中小企業設備金庫(CEPME) 中小企業融資保証会社(SOFARIS)	復興金融公庫(KfW)	連邦及び州政府	中小企業庁(SBA)	スモール・ビジネス・サービス(SBS)	
●監督官庁	経済財政産業省(MINEFI)		連邦財務省(BMF) 連邦経済労働省(BMWA)	-	-	貿易産業省(DTI)	
●設立年	1996年(BDPME) 1980年(CEPME) 1982年(SOFARIS)		1948年	再保証制度開始は1953年	1953年	2000年 政府の保証制度は1981年創設	
●拠点数	BDPMEとして本店(パリ)及び国内各地に36の地方オフィス		本店(フランクフルト)及び2支店	-	本部(ワシントン D.C.)、10の地方事務所、70の地域事務所	本部(ロンドン)及び1拠点	
●政策金融手法別事業規模(フロー)	主な手法	直接融資(協調)	間接融資	再保証	保証	保証	
	事業規模	融資額(03年) 13.4億ユーロ(約1,918億円)	保証付貸付額(03年) 46.0億ユーロ(約6,583億円)	融資額(03年) 100.0億ユーロ(約1.4兆円)	再保証額(03年)推計 約6.2億ユーロ(約887億円)	保証付貸付額(04年度) 125億ドル(約1兆2,973億円)	保証付貸付額(03年度) 4.1億ポンド(約836億円)
	(参考)証券化	融資社数: NA	保証件数: 58,800件 (約487万円/件)	融資件数: 約46,000件 (2,805万円/件)	再保証件数: 5,284件 (約1,880万円/件)	保証件数: 74,825件 (約1,733万円/件)	保証件数: 5,966件 (約1,401万円/件)
●貸付又は保証残高	64.9億ユーロ(約9,289億円) (03年)	58.1億ユーロ(約8,315億円) (03年)	NA	NA	434億ドル(約4兆5千億円) (03年度末)	NA	
●保証割合	-	・貸付額の40%、50%、70%	-	(保証) ・貸付額の50%~80% (再保証) ・保証銀行保証分の再保証65% <連邦39%、各州26%>	・貸付額の75%、85%	・貸付額の75%	
●その他特記事項(最近の動向等)		<ul style="list-style-type: none"> ・BDPMEは05年1月、フランス国立研究開発公社(ANVAR)等を統合。統合の主目的は中小企業支援の窓口を一本化。中小企業のスタートアップから成長発展、成熟段階までの資金調達支援が一機関で可能。 		<ul style="list-style-type: none"> ・03年にDfA(ドイツ調整銀行)をKfWに統合 ・KfWでは、劣後ローンが増加 ・KfWは、民間金融機関のマージン率を従来の一律から一部に企業のリスク対応を導入 ・KfWは民間金融機関や商工会議所と連携したコンサル、情報提供活動に積極的 	<ul style="list-style-type: none"> ・州の直接融資については、長期、低利などの条件面、地域との密着度などを評価した中小企業の評価も高く、民間金融機関との連携も良好 ・SBAでは、全国規模でコンサルティング、情報提供機能を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・SBSの地方支部である全国45箇所のビジネスリンクにおいてコンサルティングサービスを提供。 (2005年からビジネスリンクは地域開発庁の傘下に入る) 	

(注)各項目の詳細な内容については本文を参照のこと
 ※円換算は1ドル=103.78円、1ユーロ=143.11円、1ポンド=203.81円で行った(2004年12月30日現在)
 (資料)各機関のアンニュアルレポート及び入手資料等

本調査は中小企業金融公庫から委託を受けた(株)野村総合研究所が2004年度に実施したものである。

なお、本レポートは総合研究所において編集を行った。

中小公庫レポート No.2004 - 10

発行日 2005年3月25日

発行者 中小企業金融公庫 総合研究所

〒100-0004

東京都千代田区大手町1-9-3

電話 (03) 3270-1269

(禁 無断転載)